

た。

(イ) 氣腫疽 本病は從來毎年二千頭内外の発生を見、其の病毒は廣く各地に潜在し、且本病に罹つた畜牛は必ず斃死するので、農家經濟に及ぼす影響多く、極力豫防に努めて來たが、豫防の一段たる注射も從來豫算及設備の關係上豫防液の不足を告げたため、昭和四年度から之が増製を爲すこととし、各道多發地方を免疫地區に指定し、且一般的にも豫防注射の普及を計つた結果、その發生漸次減少し、昭和十三年中の發生は四百三十一頭であつた。

(ロ) 牛疫 本疫は常に病毒潜在地たる對岸滿洲より侵入するものである。處が國境の密輸入牛取締は甚だ困難な爲、先づ國境地帯の畜牛を免疫性とするを得策とし、大正十四年度から約五萬頭の畜牛に牛疫ワクチンの注射を施して病毒の侵襲に備へた結果、大正十四年迄は年々數百頭の發生を見たものが、大正十五年には七十一頭、昭和二年は四頭、同三年は二頭、同四年は全く其の發生を見なかつた。然るに同五年には對岸よりの密輸入牛に依り平安北道に四十八頭、咸鏡北道に八十八頭、遠く京畿道迄其の飛沫を受けて五頭(計百四十八頭)の發生を見、翌六年にも二百六十六頭の發生を見たが其の後發生を見ない。

(ハ) 牛肺疫 本疫は牛の傳染性肋膜肺炎と稱し、大正十一年十月平安北道熙川郡に發生したのを嚆矢とする。爾來同地方に續發したので、同十二年二月府令を以て本疫に對し牛疫同様の取締及措置を爲すこととした。而して本疫の發生は平安南北及咸鏡南の三道に限られ、未だ曾て他道に及ぼした

ことがない。其の發生數は大正十一年末より同十二年の初に互り三百九十七頭、同十三年には二百六十九頭、同十四年は四十五頭に減じ、昭和元年は僅に一頭、同二年には八十六頭、同三年は七頭、同四年は六頭に減じ、其の後全く發生を見ない。

(ニ) 口蹄疫 本疫はもと流行性驚口瘡と稱し、其の病源地は牛疫と同様對岸滿洲である。故に本疫の流行も密輸入牛其の他病毒汚染物件の密輸入等に因り病毒傳播し、從來毎年數百頭の發生を見、其の最も多く發生したのは大正三年の一千十五頭、同四年の九千八百八十二頭、同五年の一千二百二頭、同八年には騷擾事件の餘波を受け防疫員の不足等に原因し、三萬四千六百九十八頭の多きに達した。爾來防疫機關の擴充と共に、漸次發生數を減じ、昭和元年の百二十八頭を一終期とし、同二年には僅一頭を出したに過ぎず、爾來其の發生を見なかつたが、同六年には九百三十六頭の發生あり同八年三月には平安北道碧潼郡に對岸滿洲地方より病毒を齎し、爾來累發して平安南道及黃海道に波及し遂に二千三百八十三頭の爆發的流行を來した。同九年四月には平安南道に三頭の發生を見たが、爾來一頭の發生も見ない。

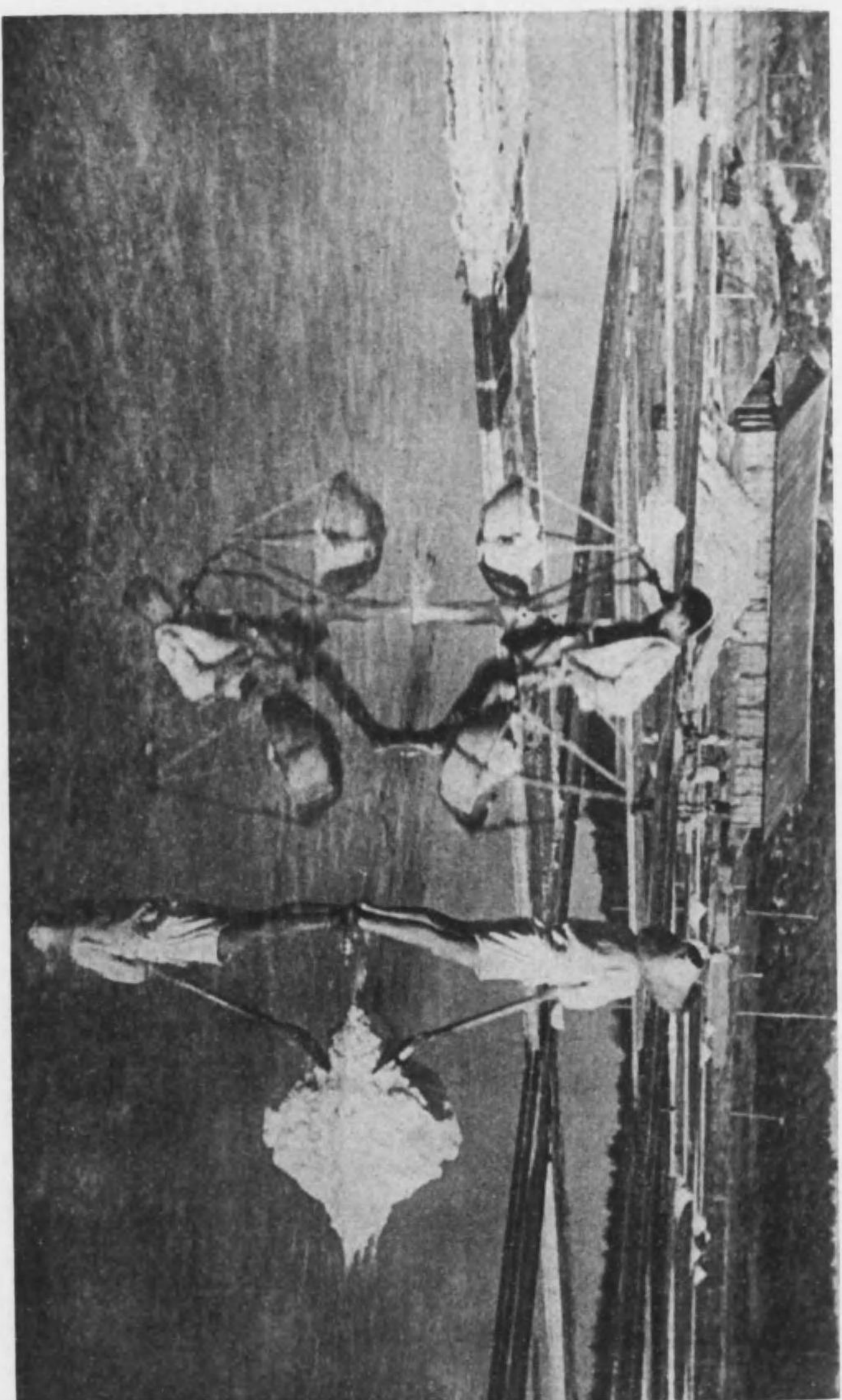
七、牛結核病豫防 畜牛の結核病豫防に關しては從來朝鮮家畜傳染病豫防令の一部を適用し檢診の實施消毒の勵行、輸入牛の檢疫並に罹病牛の輸入停止等に依り取締を實施して來たが病牛に對しては僅かに牛乳營業取締規則に依り隔離を命じ得るに過ぎず、斯くては其の取締不徹底に終り病毒の根滅不可能なるのみならず寧ろ年々増加の傾向に在つた。是に於て昭和十四年七月二十七日制令第九號朝

鮮牛結核病豫防令を制定し、同年十月一日より之を施行して検査の方法を確立し重症結核牛は勿論輕症結核牛も必要を認めざるべきは強制殺の處分を爲し得る規定を設け本病豫防の徹底を期するにこころした。

八、移出牛検査 大正四年七月移出牛検査規則を發布し、釜山及馬山港より生牛を移出するものに限り二十日間の検査を行ふこととしたが、翌年十月更に同規則を改正し、元山及城津で健康診断を行ひ、從來生牛の移出を許さなかつた敦賀港に對しても移出し得ることとした。又釜山に於ける繋留検査日数は十八日以上であつたが、農商務省と交渉の結果之を十二日に短縮したけれども、此の結果内地に陸揚後牛疫に罹つたものを生じた爲、同十一年十二月農商務省の交渉を容れ、更に繋留日数を延長して十五日以上とし、内地到着後直に陸揚するを得ることとした。然るに移出牛の検査は發地主義を得策と認められたから、大正十四年十月一日以降、畜牛は總て検査を受けたものでなければ移出せしめないことと規定し、仁川・釜山・鎮南浦・元山・城津の五箇所に検査所を設置し、昭和十二年十月よりは更に浦項を新に加へ、検査の爲畜牛の繋留期間を十二日以上二十日以内とした。其の後幾多の迂餘曲折を経、昭和七年農林省との協定に依り繋留検査日数は朝鮮十二日、内地五日となつた。(肉用牛に付ては朝鮮五日、内地二日) 昭和十三年三月には更に検査期間短縮に關して農林省と協定し繋留日数朝鮮七日(當分の内九日)、内地五日に改め四月十八日以降之を實施することとした。昭和十三年中に於ける移出頭数は七萬四千五百二十六頭である。



場工草煙



山

圖

一一一 專 賣

煙 草

煙草は朝鮮に於ける重要な財源であつて舊韓國政府は煙草耕作税及販賣税を制定したが、所期の効果を收むるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費税を、更に同七年葉煙草消費税を新設したのであるが、其の後時勢の進展に鑑み遂に同十年七月朝鮮煙草專賣令を實施するに至つたのである。元來煙草の專賣は完全な製造專賣を爲さなければ、其の目的を貫徹すること困難であるのに、當時朝鮮の民度及慣習を考察するときは直に之を執行するを得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め漸を逐ふて制度の完璧を期することとした。

然るに專賣實施後相當の年數を経過し、殊に大正十一年以來極めて廉價なる荒刻煙草を供給したる所一般の嗜好に投じ其の需要激増し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦整頓を見るに至つたので、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つた。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類を大別して朝鮮種・内地種・米國種の三種とし製造煙草の賣行増

進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つた。而して昭和十三年度は全道、三府一〇八郡、五百七十四箇面に亘り、耕作人員一二二、六五七人、面積一九、七〇四町歩を耕作し、收量二九、二七五、九六一疋、賠償金一千二百十五萬三千五百四十六圓となつた。而して專賣實施以來政府は技術員の増配、耕作獎勵金の交付等を爲し指導獎勵を加ふる外、煙草耕作組合に專賣事務を補助せしめ、之に對し交付金を下附する等大いに耕作の改善發達に努めつゝある。今後適當に耕作面積を増加する事に因り特殊の原料を除いては、遠からず原料自作自給の域に達せんとする見込である。

煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各地方專賣局所在地に、印刷工場は京城に設置し、従事工員は男女工員を通じ四千餘名を算し、此等工員に對しては賞與制度・保護救済・衛生及醫療・補習教育・修養及慰安獎勵等の諸施設完備せるが故に、工員は各其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示しつゝある。

昭和十三年度製造の煙草は口付紙卷煙草敷島・朝日(以上二十本入)兩切紙卷煙草コンゴウ・かをり、カイダ・ビジョン・かちぎき・みざり・蘭・マコー(以上十本入)かがやき(二十本入)メーブル・さくら(十五本入)圓罐カイダ・ビジョン(以上五十本入)平罐かをり(五十本入)荒刻煙草不老煙(三十瓦入)長壽煙(五十五瓦及三十瓦入)鶴煙(百四十瓦入)の十九種、外に輸出用として紙卷煙草、明星牌・樂鳥牌・双猫牌・愛羊牌である。

製造煙草の配給に付ては政府の常に努力して來た所であつて、屢々販賣機關の配置變更が行はれたが

昭和十三年度末現在に於ける販賣官署は地方專賣局四、出張所二十三である。煙草販賣に付ては從來煙草元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつゝあつたが、昭和六年七月一日以降政府の直營に変更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所在地三百三十五箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることとした。其の後引續き販賣所區域に変更があり、其の結果昭和十三年度末現在に於ては販賣所数は二百七十九箇所となつた。

昭和十三年度に於ける製造煙草賣渡高を示せば左の通りである。

年 度	鮮 内 品		輸 入 品		移 入 高		賣 渡 價 額
	口 付	兩 切	荒 刻	葉 卷	紙 卷	刻 葉	
昭和十三年度	一四三、七三〇 <small>千本</small>	六、二五〇、一七五 <small>千本</small>	一五、三九五、五九六 <small>千本</small>	二四、〇〇七 <small>千本</small>	一〇七 <small>千本</small>	六五、一七、二九六 <small>千本</small>	三、三三七、五六三 <small>千本</small>

人 蔘

人蔘は朝鮮では、殆んど各道に亘つて産出するのであるが、古來高麗人蔘を稱して江湖に貴重されて居る人蔘は京畿道開城附近で生産されるもので政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造するのである。紅蔘は舊韓國政府時代よりの專賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘專賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘專賣令を公布し、爾來人蔘は長足の進歩を遂げ今日の盛況を呈するに至つたのである。

て鹽の輸移入は總て政府の命令又は許可を要することゝなつたのである。之に依つて政府は輸移入鹽の管理に官營鹽田の生産鹽を併せて其の統制下に置くことゝなり、茲に鹽政の確立を期すること共に其の實行上にも之が統制權を把握するに至つたのである。

以上は食糧用鹽の一般であるが、轉近朝鮮に於ける資源の開発に伴ふ諸工業の勃興並に進出は朝鮮に於ても曹達工業に關聯し、工業用原料鹽の急速な需要を喚起し、昭和十年度以降工業用鹽として紅海地中海方面沿岸から既に三萬噸程度の輸入を爲し、引續いて年額五萬噸内外を輸移入する計畫があり、將來は尙飛躍的增加を示すものと豫測せらるゝので、政府は食糧用鹽同様工業用鹽に付ても速かなる自給自足達成の方針にて對處してゐる次第である。

年 度	天 日 鹽 生 産 高		南 市		合 計	
	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高
昭和十三年度	三、二八〇町	二九、四五三噸	一、六六二町	一三三、〇五二噸	四、九四二町	二六、九〇六噸
備考	面積は製鹽作業を行ひたるものゝみを示したものである。					

阿 片

往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が少くなかつたので、政府は法規を設け之を取締を嚴にしたが因襲久しきが爲容易に之を根絶する事が出来ず、殊に阿片製造を目的に罌粟の密栽培を企てる者があるので、政府に阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し製造した阿片は政府に收納して特定の製藥業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つたが、其の後之に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出来たので、政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が少くなかつたので、之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して救療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲、昭和四年九月專賣局官制を改正して京城地方專賣局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後モルヒネ中毒者治療計畫は順調に進捗し今や殆んど其の跡を絶つに至つた。尙罌粟の栽培區域は十三年度に於ては、江原・咸南・咸北の三道及平安南道・黃海道の二道を試作せる現情であつて昭和十三年度收納阿片は二萬七千七百十二噸餘りである。

製 造	鹽 酸		醫 藥 用 阿 片		計
	モルヒネ	チアセチルモルヒネ	モルヒネ	阿片	
高	八七、〇五〇	〇	三三、三九五	一〇九、四四五	
下	八八、八五五	四、一六五	一八、六五五	一一一、六七五	
備考	麻藥の中毒者激減に伴つて當局の賣下高減少し在庫品豊富の爲昭和十三年度は麻藥の製造を中止した。				

一三 交通通信

鐵道

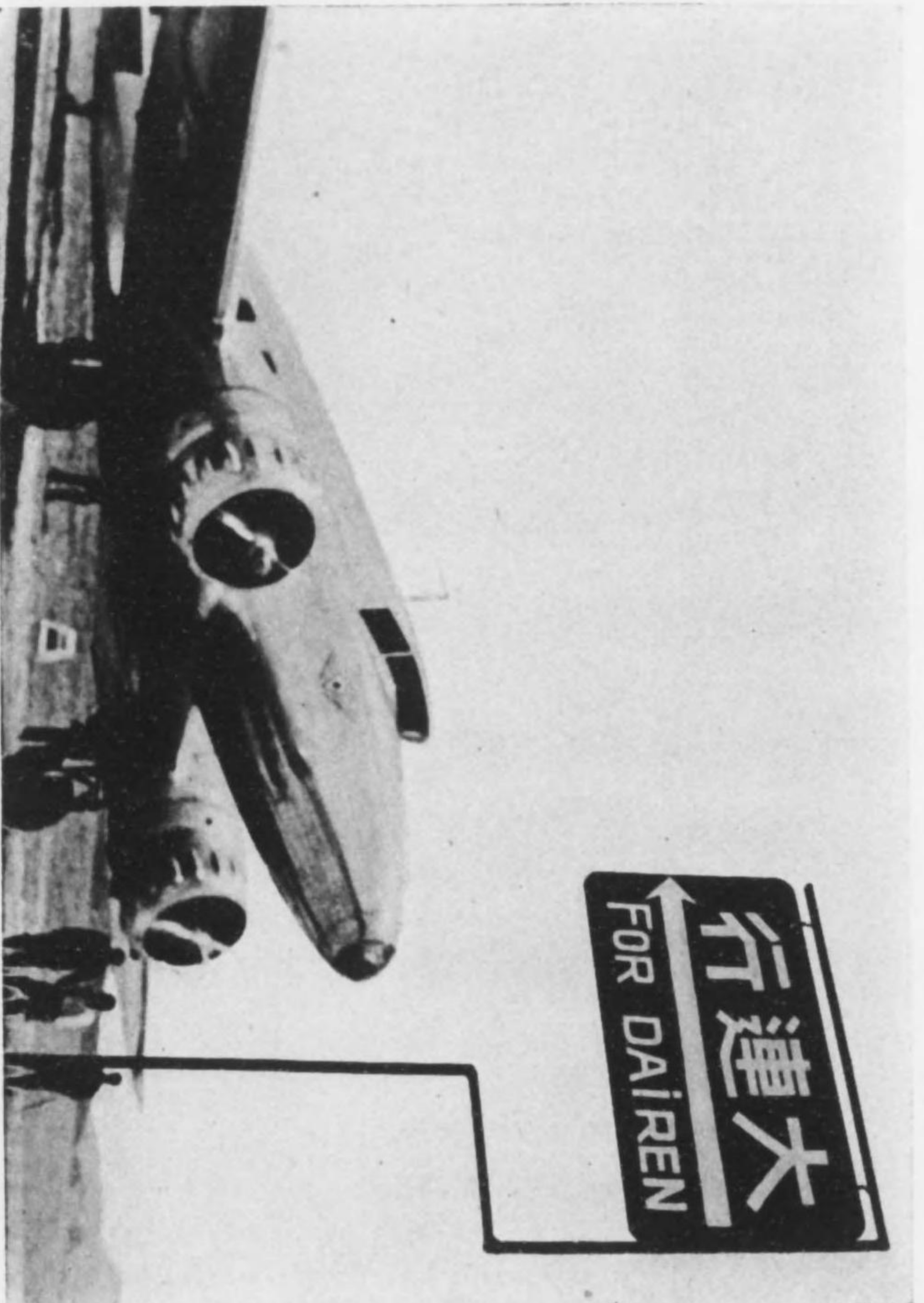
總説 朝鮮の鐵道は統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接な關係を有してゐる。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シペリヤを経由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すもので、其の軌幅は概ね一米四三五耗（廣軌）である。

朝鮮に創めて鐵道が布設されたのは、明治三十二年京城・仁川間の一部で、爾後國有鐵道の普及と相俟つて私設鐵道の保護助長に努めた結果、運輸交通の状態は往年に比し著しく其の面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に少からず貢獻してゐる。

國有鐵道 明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始し、同三十八年京釜線竣工し、同三十九年京義線の竣工と共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南、京元、咸鏡、圖們等の幹線を敷設した。湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので孰れも大正三年竣工し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るもので昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るもので昭和八年完成、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲及北鮮と裏日本を經由する新交通



通 交 市 都



航 空 連 絡



星 明 の 路 航

路を展き、支線として京仁線、慶全南北部線、鎮海線、川内里線、北青線、鐵山線、遮湖線、會寧炭礦線、平南線、平壤炭礦線、兼二浦線、博川線、惠山線、龍山線等がある。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収した裡里・全州間、松汀里・潭陽間、大邱・鶴山間及慶州・蔚山間、會寧・潼關鎮間、馬山・晋州間、新安州・泉洞間及光州・麗水港間等あり、現在（昭和十四年九月末日）建設中に屬するものは平元線、東海線、慶全線及國境地方の林、鑛產品を開發すべき滿浦線、白茂線並に東海中部線、永川を起點とし京元線東京城を終點とする中央線等で、孰れも既に其の一部を開業し、昭和十四年九月末日現在國有線の延長四千二百十四軒六分である。

國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道株式會社に委託し、同十四年四月一日より總督府の直接經營に移したが昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より咸鏡線輪城以北の鐵道を同社に委託經營せしめてゐる。この委託線の延長は二百二十八軒五分で、之を除いた總督府直營線の現在延長は三千八百八十六軒一分である。現在線の區間別軒程及主要旅客列車は左の通りである。

線	區	間	軒程	主要旅客列車數
京釜線	京	釜	四五〇・五	七往復
大邱線	大	邱	三八・四	一五同
京仁線	京	仁	三一〇	一五同
京義本線	京	義本	四九九・三	五同
龍山線	龍	山	一六七・六	一五九
京南線	京	南		
大邱山	大	邱山		
京京城	京	京城		
永川	永	川		
仁川(海岸)	仁	川(海岸)		
安東	安	東		
唐新	唐	新		
人里	人	里		
西龍	西	龍		
江山	江	山		

交通通信

一五九

經營者及主なる事務所在地	線名	區	間	新程	軌間	動力	敷設免許年月日	公本額	拂込額又は建設費
朝鮮京東鐵道株式會社(水原)	水原、仁川港	水原、仁川港	州	七三・四	〇・七六二	同	一九二〇	五、〇〇〇	二、八〇〇
朝鮮平安鐵道株式會社(鎮南浦)	鎮南浦、龍岡溫泉	鎮南浦、龍岡溫泉	州	四四・七	一・四四五	同	一九二〇	二、五〇〇	一、〇〇〇
南滿洲鐵道株式會社(大連)	雄基、羅津	雄基、羅津	州	二五・二	一・四四五	蒸氣	一九二〇	二、三六七	一、三六七
朝鮮石炭工業株式會社(永安)	阿吾地、灰岩	阿吾地、灰岩	州	五・九	一・四四五	同	一九二〇	三、八〇〇	三、八〇〇
東滿洲鐵道株式會社(遼寧)	中門江、調戎	中門江、調戎	州	一・〇	〇・七六二	同	一九二〇	一〇、〇〇〇	五、五〇〇
朝鮮合同電氣株式會社(釜山)	釜山鎮、溫泉場	釜山鎮、溫泉場	州	九・五	一・〇六七	電氣	一九二〇	一、九四四	一、九四四
私設鐵道開業綜合計				一、三七五・七				一、三七五・七	
備考	一、此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運輸營業を爲しつゝある川内里鐵道株式會社龍潭、川内里間四軒三分、群山府營鐵道一軒及仁川府營鐵道二軒二分あり、東滿洲鐵道株式會社資金關係には滿洲國側の一三軒八分に對する分をも含む。								
二、右の外私設鐵道の取扱を受くる南滿洲鐵道株式會社北鮮線三百二十九軒二分(營業軒)あり									
經營者及主なる事務所在地	區	間	新程	軌間	動力	敷設免許年月日	建設費	記事	最近の決算額を計上す
京城電氣株式會社(京城)	京城府内及郊外		三三・九	一・〇六七	電氣	一九二〇	五、六四五		額を計上す
南鮮合同電氣株式會社(釜山)	釜山府内		二二・一	一・〇六七	電氣	一九二〇	四、三、五、一八		額を計上す
西鮮合同電氣株式會社(平壤)	平壤府内及郊外		二二・九	一・〇六七	同	一九二〇	四、三、五、一八		額を計上す
咸平軌道株式會社(咸平)	鶴橋驛、咸平邑内		六・一	一・〇六七	輕油	一九二〇	一、二八三		同
京城軌道株式會社(京城)	東大門、露島及莊		二四・四	一・〇六七	輕油	一九二〇	一〇〇		同
軌道開業綜合計			八二・四				七、六七二		

自動車交通事業 朝鮮に於ける自動車交通事業は轉近急速なる發達を遂げ、鐵道、軌道業と共に陸上交通機關として漸次重要な地歩を占めつゝあり、之が興業費は實に二千四百六十五萬餘圓を算す。今此等各事業の道別業者數及經營路線の延長を示せば左の通である。

自動車狀況調 (昭和十三年十二月末日現在)

道名	旅客自動車運輸事業		物品自動車運輸事業		不定期貨物運送事業		不定期遊覽運送事業		貸切貨物運送事業		貸切旅客運送事業	
	業者數	路線延長(千米)	業者數	路線延長(千米)	業者數	路線延長(千米)	業者數	路線延長(千米)	業者數	路線延長(千米)	業者數	路線延長(千米)
京畿道	三三	二、四六四・八	五	六六三・六	一三	一、〇〇六・六	一	二八・八	八三	五、六	五、六	五、六
忠清北道	五	一、三三四・三	一	一	七	一、二四・九	一	一	四	九	九	九
忠清南道	九	一、四九七・九	三	二、八・九	五	六、六・六	一	一	九	〇	〇	〇
全羅北道	一	一、七〇一・七	一	一、九・三	五	一、七三・七	一	一	三	三	三	三
交通通信								一六五				

道名	旅客自動車 運輸事業		物品自動車 運輸事業		不定期貨物 運送事業		不定期遊覽 運送事業		貸切貨物 運送事業	貸切旅客 運送事業
	業者數	路線延 長料程 桿	業者數	路線延 長料程 桿	業者數	路線延 長料程 桿	業者數	路線延 長料程 桿	業者數	業者數
全羅南道	一八	二、三七一・一	一	三六・一	二〇	二、八五〇・九	一	一	三	六
慶尙北道	六	二、四一五・三	一	六一五・〇	六	一、五〇六・二	一	一	二	九
慶尙南道	一八	二、九二一・八	六	三、〇三六	一四	一、五二六・四	一	一	五	九
黃海道	二	二、〇二八・一	一	一	一八	一、四二二・七	一	一	二	九
平安南道	一六	二、〇三三・九	一	一	二	一、一〇〇・九	一	一	一	七
平安北道	六	二、七六・〇	六	一、八八〇・九	九	一、八三三・二	一	一	六	二
江原道	一〇	二、四四三・一	一	一	九	二、三三七・八	一	一	八	二
咸鏡南道	八	一、五九五・五	二	九七〇・九	七	七〇八・七	一	一	二	八
咸鏡北道	九	七三三・五	一	九七・〇	一三	八三六・一	一	一	二〇	九
合計	一五二	二六、一九七・〇	二六	四、八六・三	一八	一、六七三・〇	三	一	二四	一、九

道路

本府は施政當初、先づ道路の根本制度を樹て道路網の完成を確定したが、此の道路網は昭和十三年度末現在に於て一等道路三十八線（市街地線二十）延長三千二百三十六桿餘、二等道路九十七線（市街地線九）

延長九千九百七十六桿餘を主要路線とし、別に三等道路五百十六線、延長一萬四千六百七十五桿餘を以て地方的脈絡の完成を期してゐる。道路修築に就ては先づ第一期事業として一・二等道路中重要なる路線三十四線二千六百九十桿餘を選び、工費一千萬圓を以て明治四十四年度より七箇年の事業として工事を起し、次で第二期計畫として一・二等道路線中二十六線延長一千七百三十一桿主要橋梁四箇所の架設を企て工費七百五十萬圓を以て大正六年度より六箇年の繼續事業として工事を進め、更に大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千七十七萬圓を、又大正十五年度に至り國境道路五百三十桿餘工費五百六十六萬餘圓を追加したが、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ總延長を二千三百八十八桿餘に變更し尙財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局第二期治道工事の總工費豫算を三千百一十一萬餘圓、竣功期を昭和十五年に改め實施中である。

右の外、北鮮地方中、鴨綠・豆滿兩江の上流地方に於ける天與の資源を開發し、其の利用の途を講ずべく北鮮開拓事業の目的達成の爲、必要なる事業の一部として重要道路中二等道路六百六十六桿餘、三等道路二百九十九桿餘の改修を決し、昭和七年度以降二十二箇年に互り工費八百三十八萬圓を以て昭和七年度より工を起した。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬餘圓を以て一・二等道路、金山道路及林道の改修を行つた。

滿洲國確立以來鮮滿間に於ける産業・經濟・治安・開拓民等諸般の交渉は漸く頻繁となり、其の交通聯絡は極めて緊要となつたので、兩國政府の協議に基き鴨綠江及豆滿江上に國境連絡橋梁十四箇所を架

設することに決定し、其の内六箇所は總督府に於て施行することにし工費三百六十四萬圓を以て昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手した。又咸鏡北道は江を隔ててソ満國境に對し、國防上極めて重要な地帯に屬するのみならず、各種の軍事施設あるも交通機關整備せず極めて不便なるを以て、工費二百萬圓を投じ昭和十二年度以降三箇年繼續事業として國防道路の改修に着手したが、一部路線變更の必要を生じ昭和十三年度に六十五萬五千圓を追加し總工費を二百六十五萬五千圓に改め目下施工中である。

以上本府に於て直轄施行するものゝ外、本府は地方公共團體に對して補助を與へ一・二・三等道路の修築改築を行はしめつゝある外、別に窮民救済土木事業として國庫より補助を與へ昭和六年度より工費三千三百八十九萬餘圓、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費百萬餘圓、又昭和十一年度より地方振興土木事業として工費二百六十三萬圓を以て一・二・三等道路の改修及補修工事を起した。右實施の結果昭和十三年度末に於ける改修濟延長は夫役施工に依るものを加へ一・二等道路一萬一千九百七籽餘、三等道路一萬一千七百七十籽餘、金山道路及林道延長合計三百九十三籽餘に達した。

港 灣

港灣は、統監府時代に於て釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津及馬山の十一港に對し夫々應急設備を施したが、釜山・仁川・鎮南浦の如きは工事半にして併合となつたの

で、本府は更に規模を擴大して海陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行した。次で大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として清津及城津港の修築に着手し、同十五年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獅島及雄基港の修築、昭和四年度より仁川及鎮南浦港の擴張を實施し、更に昭和八年度より城津港に貯大場、清津港に漁港設備、昭和九年度より雄基港の擴張工事、昭和十年度より釜山港北防波堤、仁川港第二船渠及麗水港防波堤の築設工事、昭和十一年度より釜山・馬山・城津及多獅島港の擴張工事、又昭和十二年度より釜山・麗水の擴張及墨湖・清津西港の防波堤工事に着手したが、昭和十二年度迄に元山・清津・城津・群山・木浦・多獅島及雄基(第一期)仁川・鎮南浦(擴張)・城津(貯木場)並に清津漁港(第一期)の各修築工事の完成を見、目下仁川(第二期)釜山・麗水・馬山・城津(第二期)・多獅島・墨湖及清津西港(防波堤)及昭和十四年度より端川港の各修築工事を實施中である。

地方港灣の修築施設は主として地方公共團體之を施行し、本府は其の緩急を圖つて相當の國庫補助金を交付し之が完成に努めてゐるが、尙普通補助工事の外に昭和六年度より窮民救済土木事業、昭和七年度より時局應急施設土木事業、昭和十一年度より地方振興土木事業、昭和十二年度より地方土木工事を以て國庫補助の下に漁港の修築を施工中である。

河 川

從來朝鮮に於ける河川は殆んご治水施設の行はれたるものなく、概ね天然の流に委したる結果、毎年洪水の氾濫に依り、鐵道・道路・橋梁等は勿論農作物其の他の損害額數千萬圓に達するこゝが少くない、そこで之が改修は頗る緊切なもので、先以て治水及水利計畫上重要なる洛東江外十三河川を選定し、大正四年度より其の流域狀況、水害・水運・水利地點及經濟關係等を調査して改修計畫を樹て、大正十四年度に於て先づ萬頃江・載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起し次で翌十五年度に於て漢江・洛東江・龍興江及大同江の四河川に對し十箇年繼續事業として之が改修に着手した。右に對する工費豫算額は四千八百四十萬圓で爾來着々進捗中、其の後施工の實狀に鑑み、萬頃江・載寧江及洛東江の改修區域擴張等に依る豫算追加又は財政の都合に依る節約等を行ひ、總豫算額を五千四百三十七萬五千餘圓に變更したが、更に昭和十二年度に於て三橋川・東津江・榮山江及南江の直轄河川に對し五箇年繼續事業として豫算額一千九百六十七萬五千圓を以て着手するこゝもなつた爲、總豫算額を七千四百五萬餘圓に變更し、昭和十一年度を以て載寧江の改修を終り目下萬頃江(十四年度竣功豫定)、漢江・洛東江・大同江・龍興江・三橋川・東津江・榮山江及南江の各改修工事を施工中である。

右の外窮民救済土木事業として國庫より補助を與へ、昭和六年度より總豫算額二千八百二十六萬圓を以て直轄河川に屬する漢江外十五河川、二百六十六萬餘圓を以て地方河川に屬する校峴川外四十三河川の改修及補修、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より國費支辨總工費百五十四萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外六河川の改修並に國庫より補助を與へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原河川に屬する美湖川外六河川の改修並に國庫より補助を與へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原

川外十九河川の改修工事を施工したが、更に昭和十一年度には地方振興土木事業として國庫より補助を與へ總豫算八十二萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外四河川、七十五萬圓を以て地方河川に屬する安甘川外二十三河川の改修工事を實施中であるが、引續き昭和十二年度より中小河川改修工事として國庫補助の下に五箇年繼續總豫算額七千五百萬圓を以て二百五十三河川の改修を施工中である。

因に主要河川の水運狀態は概ね次の通りである。

鴨綠江 源を白頭山の南麓に發し、惠山鎮に於て虛川江を、新聖坡鎮に於て長津江を合せて西北に流れ、中江鎮附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河を合し、義州の下流に於て滿洲の豐河を容れ河中に多數の中洲を形成して河流を分派し、安東縣に至りて再び合一し、更に柳草島黃草坪を堆成して潤大なる三角洲を成して黃海に入る。其の流路七百九十軒餘に及ぶも、上流部は河床勾配急にして岩礁多く激流奔湍からず、河口龍巖浦より溯るこゝ二十八軒安東縣までは高潮時に於て約三米の水深を保つが、此の間水路狭くして曲折多く航行困難なので水先案内者を要する。新義州・新聖坡鎮間には本府命令に係る淺吃水汽船の定期航行がある外高瀬船及支那船の航行が頻繁である。本江の上流は有名なる大森林地帯で巨木鬱生し、其の伐材は筏に組み流されてゐる。

大同江 源を平安南道寧遠郡の狼林山に發し、寧遠・徳川及順川を過ぎて支流沸流江及南江を合せ平壤・兼二浦を経て載寧江を容れ鎮南浦の下流に於て黃海に注ぐ。本流に於ける流路延長三百九十七軒餘、航路延長二百四十五軒にして、河口より上流六十六軒五の保山浦まで三千噸級の汽船を通航し得ら

れ航運上重要なもの、一つである。

漢江 源を江原道の鷹岬山に發し、寧越・丹陽及忠州附近を流駛し、廣州郡に入りて北漢江を合せ京城を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江を容れ江華灣に注ぐ。流路延長四百七十軒、其の舟楫の通ずる處三百軒で、水運上頗る重要な地位を占めてゐる。

臨津江 源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を経て京畿道に入り、漢灘江を合せて坡州郡に至り本流たる漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四軒餘、河口より上流百二十四軒餘の間に舟楫を通じ得るのである。

錦江 其の流域は主として忠清南北兩道及全羅北道に跨り、流路延長四百一軒餘、河口に群山港あり、扶餘附近まで自由に航行が出来る。

洛東江 流路延長五百二十五軒餘、其の流域は慶尙南北道の大部分を占め、平野到る處に存在し地味概ね肥沃にして灌溉の便が多い。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四軒の上流安東まで水運の便がある。

蟾津江 源を全羅北道鎮安・長水兩郡界なる八公山に發し、流路延長二百十二軒餘、水運上重要な河川であるが、航路に障礙多く求禮の上流は殆んど舟楫を通じ難い。

豆滿江 源を白頭山の南麓に發し、茂山・會寧・鍾城を経、隱城の北に至りて布爾哈圖河に合し、更に訓戎の上流に於て琿春河に會し水量漸く増大し、ソ聯領との境界を劃し西水羅の東に至りて日本海に

注ぐ。流路延長五百二十一軒に及ぶも、琿春河との合流點以下に舟楫の便あるのみである。

窮民救済土木事業

(時局應急施設及地方振興土木事業を含む)

朝鮮に於ける總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業労働者たる小作農に屬してゐる。之等農民は財界の不況に引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙むるに甚だしく、積極的に之が應急對策を確立するの必要があるので、昭和六年度以降三箇年に亙り地方費其他公共團體の事業として總工費五千七百七十二萬餘圓、昭和九年度に第二次窮民救済事業として一千三百三十萬圓、昭和十年度に第三次窮民救済として八百萬圓、昭和十一年度に地方振興土木事業として六百萬圓を以て道路・河川・漁港・上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より平均六割餘の補助を與へて勞銀を撒布し以て窮民救済の目的を達するにこころし昭和六年度より夫々工を起した。

右の如く土木事業を起して窮民の救済に資したが、其の後の不況益々深刻化し、到底右事業のみを以て之を阻止する能はざる實狀にあつたので、別に時局應急施設事業として昭和七、八、九年度に工費五百九十七萬餘圓を以て一・二等道路・河川・金山道路及林道の改修並に國庫補助に依る三等道路及地方河川の改修、漁港修築等の土木事業を起して勞銀を撒布し、窮民救済土木事業に相俟つて疲弊困憊甚だしき窮民の救済に地方開發に資すべく實施したのである。其の内容は工種毎に夫々各節に於て述べた通りである。

海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益々朝鮮に船籍港を有する船舶は増加の傾向を誘致し朝鮮に於ける海運の發達、助長を圖るこゝに爲つた。即ち昭和十三年末現在の船舶数は左の通である。

種 別	汽 船		帆 船		合 計
	船 數	總噸數	船 數	總噸數	
朝鮮に船籍港を有するもの	六七三	九九、八八	一、〇九四	四三、六八	一、七六七
不登簿船	一、一〇〇	一〇、八九	一、三〇三	一四四、一五三	一、七六七
合 計	一、七七三	一一〇、〇七九	二、四一五	一八六、八三〇	二、九八八

船員 現在 數 (昭和十三年度末現在)

種 別	船員 數
朝鮮に船籍港を有するもの	二、八八六
内地に於て登録したる者	二、〇〇九
合 計	四、八七六

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りても累年増加し、著しく進歩の迹を示して居る。因に船員現在數及海技免狀受有者は左の通である。

種 別	人 數
朝鮮人	六、七七六
外國人	九一
合 計	九、七五三

海 技 免 狀 受 有 者 (昭和十三年度末現在)

種 別	人 數
内地に於て登録したる者	八三〇
朝鮮に於て登録したる者	一
合 計	二、八三九

三、定期航路 昭和十四年四月一日現在の航路は百九十六線、三百四十二隻、三十二萬二千七百七十九噸であつて、之を航路別とするときは左の通である。

航路別	經營別	線 數		隻 數		總噸數
		線 數	隻 數	隻 數	噸 數	
内地及外國航路	本府命令	一七	四三	一三九	九〇三	
	地方廳其他命令	八	一三	三六	六八〇	
	官營	一	六	二八	〇五三	
自營	官營	二六	四六	一〇八	一五二	
	自營	五二	一〇八	三一	七七八	
合 計		五二	一〇八	三一	七七八	

航路別	經營別		線數	隻數	噸數
	本府命令	地方廳其他命令			
沿岸及河川航路	官營	自營	四	五七	一、二〇七
	計	計	一一一	一四	九五九
合	計	計	一一七	一五二	二六四
備考	計	計	一四四	一五一	七、五六一
前記各航路の主たる經營者は朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・九州郵船株式會社・嶋谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社・川崎汽船株式會社・日本海汽船株式會社・南洋海運株式會社及鐵道省等である。	計	計	一九六	三三二	七、七九九

四、航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、朝鮮總督府施政後は銳意標識の普及を圖り、年々建設改良に努め、整理増設を期した結果、昭和十三年度末現在に於ては夜標百九十五、晝標百四十六、霧信號二十九、方位信號所二十七、計三百九十七に達し、其の海岸線に對する割合は四十九浬に對し夜標一である。

航空

世界大戰を契機とする各國航空界の異常な進展に伴つて、近來我國に於ても航空事業の發達は頓に著しいものがあり、民間定期航空路のみでも現在約一萬四千軒の多きに達する情勢である。朝鮮に於ても昭和四年四月日本航空輸送株式會社が東京―大連線の運航を開始し始めて六百七十軒の航空路を有するこゝまなつたのである。一方本定期航空以外の一般民間航空の保護獎勵に關しては、同じく昭和四年度以降航空獎勵豫算の成立を見、從來各地に引續いて航空路開拓を目的とする試験飛行並に官民に對する試乗飛行等を実施して、航空思想の普及宣傳に努めた結果、朝鮮航空界も一路向上の過程を辿り、現在に於ては其の成績相當見るべきものがあり、昭和十年十月よりは慎航空事業社に於て京城・裡里間八十軒の定期航空を開始し、昭和十三年五月光州に迄之を延長した。

前記定期航空に備ふる爲、昭和四年五月京城及蔚山に應急的に飛行場を開設したが、其の後蔚山飛行場には航空用無線電信局並に氣象觀測支所を設置し、又京城飛行場には滑走路の構築、連絡道路の改修・航空標識の設置及夜間照明設備等を施設して、國際飛行場としての面目を一新したのである。又昭和八年三月には新義州飛行場の開設を見、此處で滿洲航空株式會社の新義州奉天線に連絡し、以來飛行場の整備も着々進行し、更に昭和十年十二月より清津飛行場を開設し、同時に滿洲航空株式會社は新京・琿春線を延長して清津迄乗入を爲し、對滿洲國の空の連繫を圖るこゝました。尙昭和十一年一月には新義州航空無線電信局を、昭和十二年一月には大邱飛行場を、昭和十三年五月には光州及海州の各飛行場と清州・江陵・鬱陵島の各航空無線、その他航空燈臺二十一箇所及航空地名標識十九箇所を設置し、昭和十三年度には更に數箇所を新設した。一方航空路の安全を期する爲に蔚山・黃岡・大田・天安・京城・沙里院・平壤及新義州の八箇所に航空標識をも設置した。尙將來は既設航空路の一段

の整備と共に、前述京城・光州間のみならず、其の他鮮内の各主要都市に對する支線の開設を目論み交通運輸は勿論産業開發に寄與せんとするものである。

通信事業

通信機關は都鄙を通じて一千二百を超え、主要地には電信及電話を開始して舊來の面目を一新した。昭和十四年度末現在の局所数は郵便局八十八、同分室二十一、同出張所一、電信局十一、電話局一、同分局二、郵便所八百九十三、同出張所十一、郵便取扱所三十一、電信電話取扱所十二、電信取扱所百四十七、同出張所三、計一千二百二十一を配置し、郵便切手賣捌所五千四百七十五を算するに至つてゐる。昭和十三年度に於ける諸般通信業務の取扱数は左の通りである。

郵便物	小包	常	350,450,705	引	受	385,335,963	
	小包	發	3,258,726	著	信	4,632,339	
電報	和	文	10,793,274	著	信	23,904,821	
	和	文	895,656	著	信	874,488	
電報	歐	文	21,645	著	信	25,064	
	歐	文	10,793,274	著	信	10,793,274	
年度末現在加入者數		市内通話度數	4,849,761	市外通話度數	4,849,761	合計	308,300,781

郵便爲替貯金

郵便爲替貯金業務に關しては常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意して、其の改良發達を圖つて居るが、本事業は地方に於ても重要な金融機關として一般に認められ、利用者は漸次増加して來た。

年 度	郵便爲替		貯 金		合 計
	振出	振渡	振出	振渡	
大正十一年度	10,062,825	10,110,110	1,110,110	1,110,110	22,393,155
昭和十二年度	14,111,111	14,062,825	1,110,110	1,110,110	29,395,156
昭和十三年度	15,875,881	15,875,881	1,110,110	1,110,110	32,972,082
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
昭和十三年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,800
年 度	度 數	度 額	度 數	度 額	年 度 末 現 在 高
大正十一年度	3,107,028	3,911,111	3,911,111	3,911,111	11,800
昭和十二年度	11,101,111	11,101,111	11,101,111	11,101,111	1

以來之を利用する者が漸次増加して、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年には僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎなかつたが、昭和十四年三月末現在には、既に四萬三百四十一人の多數に上つた。其の取扱高を示すに左の通である。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出		年 度 末 現 在
	口 數	金 額	口 數	金 額	
大正十一年度	1,607,377	94,076,556	1,840,054	71,599,915	
昭和十二年度	4,880,233	355,853,453	639,725	309,475,969	
昭和十三年度	5,439,594	432,886,761	731,040	363,901,546	
郵便振替貯金朝鮮口座受拂高及現在高					
年 度	受 入		拂 出		年 度 末 現 在
	口 數	金 額	口 數	金 額	
大正十一年度	1,278,048	161,527,263	1,880,035	210,766,556	
昭和十二年度	3,843,285	656,045,804	1,115,779	654,112,435	
昭和十三年度	4,475,235	770,176,907	1,340,466	768,178,431	
人 員					
					11,544
					2,766,556
					37,388
					8,707,755
					80,341
					107,000,140

放送無線電話

朝鮮に於ける放送無線電話は、大正十五年十一月社団法人朝鮮放送協會の前身、京城放送局の設立を見、昭和二年二月から電力一「キロワット」の一装置を以て内鮮兩語の放送を開始したが、放送事業の使命重大なるに輒近内地其他に於ける放送界の異常なる發展に鑑み、規模を擴大して、昭和八年四月より電力十「キロワット」の二装置を以て内鮮兩語の二重放送を開始したが、更に昭和十二年度に於ては、京城中央放送局第二装置を五十「キロワット」に増大した。而して全鮮的に聴取施設を簡易化せしむる目的を以て放送無線電話網計畫を樹て、昭和十年九月二十一日から電力百五十「ワット」に依る釜山放送局を開始し、同十二年六月より其の電力を二百五十「ワット」に増大した。又昭和十一年十一月には電力五百「ワット」に依る平壤放送局の二重放送を、同十二年六月には電力十「キロワット」に依る清津放送局の放送を、同十三年十月には電力五百「ワット」に依る裡里放送局の放送を、同月電力二百五十「ワット」に依る咸興放送局の放送を何れも開始した。尙昭和十四年中には咸興放送局第二装置の増設及大邱放送局の二重放送を完成せしめる豫定である。

放送無線電話聴取者數

内 地 人	朝 鮮 人	外 國 人	計
78,433	48,966	674	128,073
交 通 通 信			
181			

朝鮮簡易生命保險

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保險事業を開始せんとの議は遠く大正元年頃より起つたのであるが諸種の事情の爲に實現の域に達しなかつた。其の後社會狀態の推移は益々此の種制度の必要を感ずるに共に、内地に於ける新業の成績が著しく良好であるのに刺戟せられて、愈々之を實施するの機運に到達し、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協賛を得昭和四年七月一日より逓信局に於て其の實施準備に着手、同年十月一日より之を實施することとなつたのである。

制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業であつて、又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計を爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することになつて居る。保險の内容は内地のそれと同様であつて、保險種類は終身保險と養老保險の二種とし、加入年齢は十二歳以上六十歳以下となつて居る。保險金額の最高制限額は被保險者一人に付四百五十圓であるが、保險料計算の基礎となつて居る豫定利率は朝鮮特殊の事情に照して内地とは異り稍々高率となつて居る。従つて保險料は概して内地より稍々低率である。事業の取扱機關は中央では逓信局が監理事務に當り、地方では全鮮に互る九百八十九の郵便局所が申込の受付、保險金拂渡等の事務に當り、既設機關の利用に因る經費の節約と公衆の利用上の便宜とを圖つて居る。尙昭和十三年十月一日より保險金額の最高制限額は、内地に於けると同様四百五十圓より七百圓に増額された。

事業の成績 昭和四年十月事業創始以來九年六箇月を経過した昭和十四年三月末現在の事業成績は、契約件數百九十四萬六千四百七十四件、保險金額三億五千七百六十六萬七百七十一圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加入件數の七割八分を占め漸次増加の趨勢を辿つて居る。

福祉施設 保險加入者の健康の保護増進を圖るに共に、一面事業の堅實なる發展を期する爲に、昭和七年十月京城及釜山の兩地に、其の後平壤・大邱・仁川・元山・木浦・清津・新義州・群山・大田・咸興・開城及光州に簡易保險診療所を設置して、專屬醫師に依り無料にて被保險者の健康上の相談に應じて居るが、尙健康相談所の設置なき地方の被保險者の爲に、巡回健康相談の取扱を爲し、又各健康相談所に就き無料普通郵便に依る健康相談の取扱をして居る。昭和十三年度中に於ける取扱狀況は左の如く洵に顯著なるものがある。

所 別	健康相談	處方箋交付	各種試驗検査	書面相談	計
昭和八年度	四、八三七	一、六五一	六四五	—	七、二二三
昭和十三年度	二六七、三二五	四三、七七一	五二、六九六	六四九	三六一、七三三
巡回健康相談取扱狀況					一八三



金 融 機 關

金 融

一 四 金 融

一 八 六

通 貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券である。舊韓國貨幣は大正七年四月貨幣法が朝鮮に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間政府に於て通貨を以て之が引換を爲した。

朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年 別	金 貨	補助貨及 小額紙幣	葉 韓	日 行	合 計
昭 和	年 末	千 圓	千 圓	千 圓	千 圓
同 五 年 末		八、二四			八、二四
同 六 年 末		七、二四			七、二四
同 七 年 末		八、〇〇一			八、〇〇一
同 八 年 末		八、五四九			八、五四九
同 九 年 末		九、〇三〇			九、〇三〇
同 十 年 末		九、二二四			九、二二四
同 十 一 年 末		九、六三四			九、六三四
同 十 二 年 末		一〇、五三三			一〇、五三三
同 十 三 年 末		一三、三三八			一三、三三八
同 十 四 年 六 月 末		一四、八三四			一四、八三四

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、其の發行制度は所謂屈伸制限法に屬し、其の保證準備發行制限額は一億六千萬圓である。朝鮮銀行券は大正六年十二月一日以降關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても強制通用力を賦與せられ、通貨制度不安な滿洲に信用ある日本通貨を供給して其の産業の開發に寄與して來たのであるが、滿洲興業銀行の設立を契機とし、昭和十二年一月一日朝鮮銀行は在滿支店（關東州を除く）を同銀行に引繼いだので朝鮮銀行券の滿洲國內に於ける發行は茲に廢止せられることになつた。又滿洲に於ける補助貨の缺乏を補ふ爲朝鮮銀行に於ては大正五年六月十二日以來五拾錢・貳拾錢及拾錢の小額仕拂手形を發行して來たのであるが、在滿支店の撤廢に伴ひ漸次引上げられ一時は五十六萬餘圓に減少したが、支那事變の勃發により軍用通貨として北支方面に於て之を發行するに及び再び増加し昭和十三年六月末には三百四十七萬五千圓を算した。同年九月以來聯銀券が軍用通貨として流通するに及び漸次回收され昭和十四年六月末には百六十五萬四千圓に減少した。尙昭和十三年六月一日から臨時通貨法を朝鮮にも施行せられることとなり、臨時補助貨幣又は小額紙幣が流通市場に登場することとなつた。

金 融 機 關

現在朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行があり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋拓殖株式會社があり、貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行があり、商業金融機關として普通銀行

督の指定に基いて普通銀行の業務に属する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を營む。尙同銀行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り(但し年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けた債券及社債券現在高を超過することは出来ない)債券を發行することが出来る。

朝鮮殖産銀行業務概況

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	發行高券	預金	貸出金	政下金
昭和十三年末	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一七,一八三	三九,七二六	一九一,一三五	五八〇,四八八	一,二四六
昭和十四年六月末	六〇,〇〇〇	三七,五〇〇	一七,九九一	四〇〇,五八一	三三七,三三〇	六二七,四六三	一,二四六

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係のない分を、貸出金中には引受債券を含まぬ。

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金は五百萬圓で本店を京城に、釜山に支店及出張所、平壤・仁川・咸興・光州・群山・木浦・大邱・新義州・清津及元山府に支店を置き更に其の營業所所在地外の朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所を其の代理店としてゐる。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	預金及積金	貸付金	所有價證券	預け金
昭和十三年末	五,〇〇〇	三,七五〇	一,二七〇	六六,〇〇八	二六,九三六	三九,〇三三	七,四四四
昭和十四年六月末	五,〇〇〇	三,七五〇	一,四四〇	七五,三三三	三九,〇二六	四六,一九四	五,四二八

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次設立の増加を見、且つ内鮮人間の經濟關係が密接なるに随つて、内鮮人の合同經營に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に互つて改正を行ひ來つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十三年六月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが六、其の支店出張所が百九、内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況 (昭和十四年六月末現在)

銀行名	公稱資本	拂込資本	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	九,九二五	四,九七五	二,五三四	一,五	九一,〇二二	七三,六四一
漢城銀行	三,〇〇〇	一,八七五	七〇〇	—	五三,六三四	五〇,二一九
東一銀行	四,〇〇〇	二,七七五	一,〇六〇	—	三二,八〇四	三四,九九九
湖南銀行	二,〇〇〇	一,八七五	七四六	—	一〇,五四七	一一,三八一
慶尙合同銀行	二,二五〇	一,三三一	三五五	—	五,七九四	七,八六一
大邱商工銀行	一,〇〇〇	三五〇	九五	—	七,三〇八	七,五二七
第一銀行支店	—	—	—	—	三七,二二七	二八,三六五
安田銀行支店	—	—	—	—	二六,二二六	二五,一三三
金 融	—	—	—	—	一九一	—

金 融

一九二

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
三和銀行支店	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合 計	三、一五五	三、一八一	五、五三三	一五五	二、〇六七	八、一六七
昭和十三年末	三、一七五	三、一八一	五、五三三	一五五	三、七四九	三、七四九
昭和十三年末	三、一七五	三、一八一	五、五三三	一五五	三、七四九	三、七四九

本、信託會社 朝鮮に於ける信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始したものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代の出現に及んで、本業を営むもの簇出し、爾來漸増した。朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月に施行せられた擔保附社債信託法があつただけで、一般信託業を営むものに對しては直接適確な指導監督の方法を缺いてゐるが、昭和六年六月朝鮮信託業令が公布され（昭和六年十二月一日より施行）此等信託業者に對する指導監督の法規が整備するやうになり、當時現存してゐた所謂信託會社二十九社中朝鮮土地・共濟（以上京城）・群山（以上南朝鮮）・釜山（以上釜山）の五社は同令に依り營業の免許を受けたが、昭和七年十二月朝鮮信託（京城）が設立されてから、同社は昭和八年九月群山信託を買収したのを首めとして、昭和九年十一月迄に上記五社の買収を完了し全鮮唯一の信託會社となつた。現在同社の支店は群山・釜山・木浦・平壤・大邱・咸興の六箇店である。

朝鮮信託株式會社業務概況

年 別	資 本 金	拂込資本金	積 立 金	各種信託受託高
昭和十三年末	10,000	10,000	2,500	110,000
昭和十四年六月末	10,000	10,000	2,500	110,000

へ、手形交換所 明治四十三年七月京城に之を設立して、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に、同十三年九月清津に之を設立した。

ト、金融組合 明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民の經濟を緩和し、産業を助長したこゝ少くなくかつたが、時勢の進運に従つて、大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者その他にも及ぼし、殊に都會地には主として中小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互つて準據法を改正し、其の運用に依つて庶民金融機關としての機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の通である。

- 一 組合員は組合區域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。
- 二 組合員の責任は有限責任で出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔させ、之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可

金 融

一九三

を受け一人又は数人の副理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及副理事は朝鮮總督が任免する。

四 組合の代表は組合長と理事の共同で爲すが、常務に付ては理事單獨で之を代表することが出来る。

五 組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り(村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する)左に掲げる業務を行ふ。

(イ) 組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受

入れること (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行する

こと (ニ) 組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること及無盡會社からの預り

金をすること (ホ) 他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること (ヘ) 供託又は地

方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。

尙都市組合は右(イ)號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

金融組合業務概況 (昭和十四年六月末現在)

組合別	組合数	支所数	組合員数	拂込済出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六五九		二二三	一、七〇二、一四三	三、四七六	二一、三三八	六、〇八一	一六五、六二四	三三四、九〇〇
都市組合	六	三	九一、四七三	二、三四〇	五、四二二	七、五六一	四七、二二五	七九、〇三八	四六、〇九九
計	七三三	三	一一三、六一六	三、〇四二	八、八九八	二八、八九九	五三、二二六	二四五、二四八	三八〇、八九九

チ、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて

官廳だけに委すは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少なくなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立し、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

- 一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、義務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖ることを目的とする非營利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く。
- 二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上(一口の金額五百圓)を負擔させる。之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。
- 四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に掲げる業務を行ふ。

(一) 會員に必要な資金を貸付すること (二) 會員に對して手形の割引を爲すこと (三) 會員の爲に爲替業務を爲すこと (四) 會員からの預り金をすること (五) 會員に對して業務上の指導をすること (六) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること (七) 會員の職員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況 (昭和十四年六月末現在)

支部数	會員数	拂込済出資金	諸積立金	政府貸下金	借入金	金融債券	預け金	預り金	貸出金
一三	七九三	四、七五三	一、三七九	三、四五五	三、〇一三	三八、六七五	四九、一一三	二二五、四八八	一三四、九〇〇

リ、殖産契 昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃興し、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の増容及組合員の經濟指導は益々必要となり、従つて其の精神的訓練及經濟指導の徹底を圖り、以て朝鮮統治上の大事業たる地方振興運動の實效を收めしむる爲、昭和十年八月三十日制令第十二號を以て殖産契令を公布し、同年十二月二十日より施行することとなつた。

其の組織、事業の概要は左の通である。

- 一 殖産契は部落其の他に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を圖る爲共同の事業を爲すを以て目的とする非營利法人にして、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。
 - 二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。
 - 三、契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共濟事業等を行ふ。殖産契は道知事之を監督し契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。
 - 四、契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務には脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。
- 今昭和十四年七月末現在に於ける金融組合所屬下の殖産契數を掲記すれば左の通である。

殖産契指導金融組合數 五〇六
所屬殖産契數 八、七八〇

又、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に鑑み昭和六年六月準據法令の全般的改正を行ひ、更に昭和十一年五月合併の簡易化を圖る爲準據法の改正を行つて、益々庶民金融機關としての發展を期待せられるに至つた。

無盡會社業務概況 (昭和十四年六月末現在)

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
一六	一六、〇〇〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	一、八五三、〇〇〇	二、六五一	一五〇、九四九	二一八、四六九、五〇〇

一五 農業

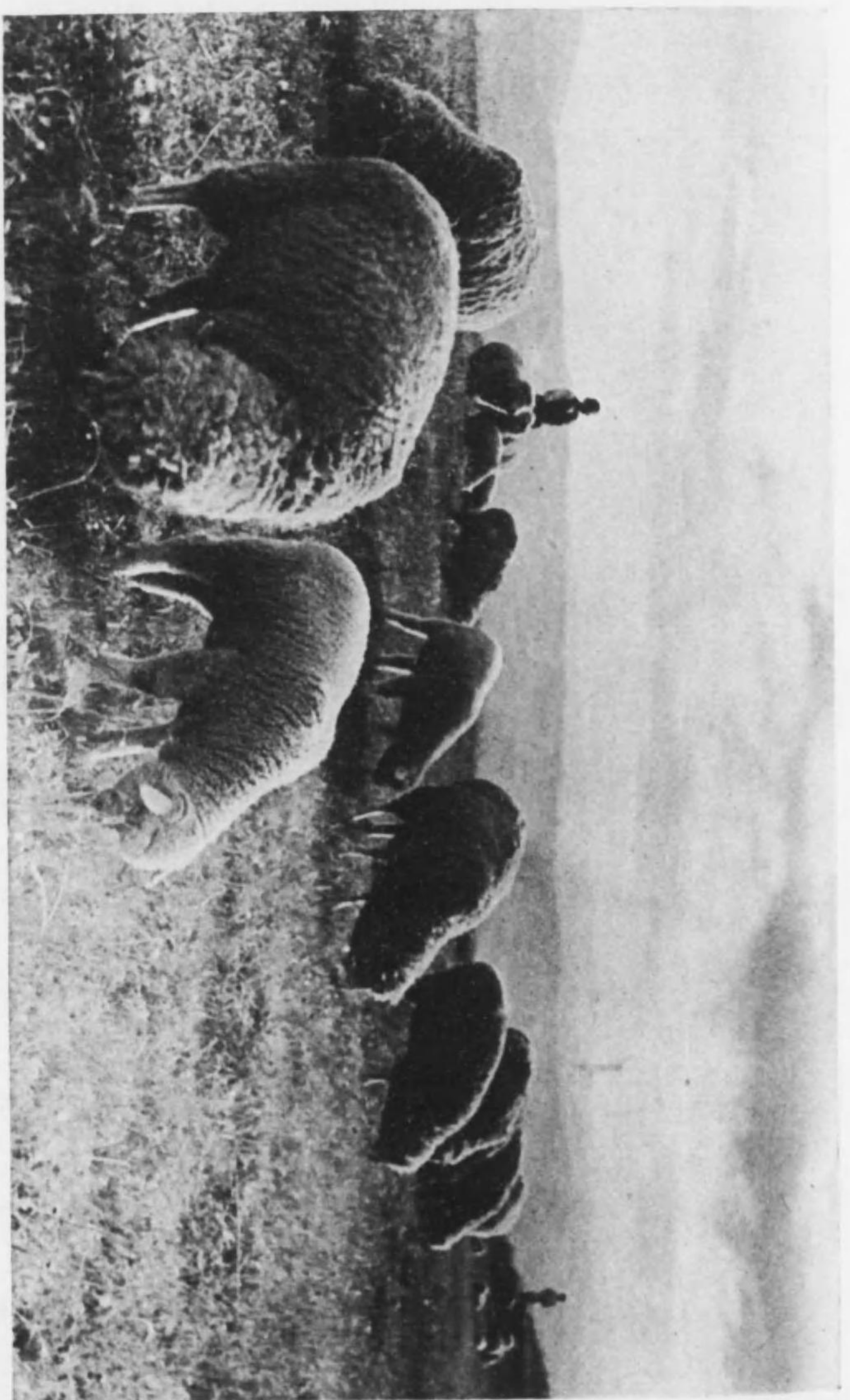
土地

朝鮮は到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖で農作物の發育最も佳良である。冬季は寒氣が強いが、麥類の如き冬作物の枯死する虞もなく、年中概ね空氣が乾燥してゐるから、收穫物の品質も亦良好である。但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるに拘らず、従來用水不十分の爲屢々旱害を被ることがある。然し灌漑の設備年々發達して來たので、漸次其の度を減じつゝある狀況である。産米増殖に付ては初め大正九年度から約十五箇年に互り土地改良事業を施行することゝし、次で大正十五年更に計畫の一部を更正し、同年以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良を施行することゝなつたが、昭和九年五月内外兩地の米穀事情變遷に鑑み、本計畫は窮迫せる米穀事情の解消するまで當分の間之を中止することゝした。昭和十三年十二月末統計に依る耕地面積は左の通である。

畝		田		畝		田	
一毛作	二毛作	計	計	未登記	見積面積	火田	田
1,110,000 <small>町</small>	557,150 <small>町</small>	1,667,150 <small>町</small>	2,719,593 <small>町</small>	5,826,805 <small>町</small>	31,611 <small>町</small>	55,100 <small>町</small>	1,022,000 <small>町</small>



井波・調情村農



綿羊牧場

國有未墾地

國有未墾地は多くは河邊荒蕪地又は山麓傾斜地に在つて、其の面積は概算九十萬町歩に達し、咸鏡南北及江原道地方には一箇所で數百町歩に亙るものがある。國有未墾地利用法は此等未墾地の利用を獎勵する趣旨を以て制定したもので、處分の敏捷を、事業の促進を圖る爲、面積十町歩未滿のものは道知事の處分に移し、面積十町歩以上のものは朝鮮總督の許可を受けることになつてゐる。貸付期間は十箇年を限度とし、開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益となるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したものには土地の狀況其他特別の事由に依り拂下の必要あり認められた場合の外は凡て之を附與することにしてゐる。貸付料は一町歩に付五十錢であるが、特別の事由ある場合には減免せられることもある。

國有未墾地の利用は夙くから有利と認められ、之を田・畓に開墾するもの多く、昭和十三年度末現在に於ける附與拂下は一萬五千百十四件、面積三萬二千二百六十町歩であつて、現在貸付許可中のものは二千百四十件、面積一萬三千八百五十一町歩に達してゐる。

公有水面 (干潟及沼澤)

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれてゐたが、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受けることになつた。而して從來國有未墾地利用法に依り處分せられたものゝ内比較的大面積のものゝ多くは公有水面で、一箇所數百町歩に達するものも少なくない。之が利用に當つては防潮堤・用水源等の設備に相當の費用を要するけれども、之を内地のそれに比較すれば遙に僅少の額で足りるのみならず、利用の餘地甚だ多く、且地味は概ね肥沃であるから、收益も少くないのである。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩に達してゐるが、其の内土地改良基本調査計畫に依る開番見込面積七萬三千三百五十七町歩中、事業未着手にして將來開番し得る面積は二萬七千四百九十一町歩である。

昭和十三年度末現在に於ける竣功認可は三千七百七十四件、面積四萬四千九百二町歩であつて、現在埋立免許中のものは一千九百三十九件、面積二萬二百七十二町歩である。

農業者

農業者の狀況は左表の通であつて、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置いて小

作地を管理し、小作料を徴收するを普通とする。小作料徴收の方法は、概ね(一)秋收期に檢見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫時に其の收穫物を折半し、其の一を小作料とするもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くものゝ三種である。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるが、一般には口約で之を定むるを普通とする。昭和十三年度農業者は左の通である。

農業者戸數

自作	自作兼小作	小作	純火田民	被備者	計
五五二、四三〇戸	七九、三〇〇戸	一、五八三、四四五戸	七、一八七戸	一六、〇〇〇戸	三、〇五二、三九三戸
内地人	朝鮮人	滿洲國人及中華民國人	其ノ他ノ外國人	計	
七、三三九戸	三、〇四一、七九二戸	二、一七二戸	一	三、〇四二、三九三戸	

備考 本表中被備者とは耕地を所有並に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。

農産

イ、米 農業生産額中の首位を占むるものであるが、總督府施政當時の荒蕪甚しく、反當りの收量少

く、又品質劣等であつた爲、改良増殖を圖つた結果、今日では收量品質共に面目を一新し、其の生産高は昭和十三年に於て二千四百十四萬石、輸移出高一千十三萬石、其の價額は三億一千三百七萬圓に達するに至つた。然るに朝鮮は米穀増産の餘地尙多く且つ帝國の大陸經營への兵站基地たるに共に主要食糧の供給地たる重大使命に鑑み、國策上昭和十四年度以降之が大増産計畫を樹て目下着々其の實施に努めつゝある。

ロ、大豆 品質收量共に佳良で、各道到る處に栽培せられ、殊に西北鮮には優良品を産し、内地及滿洲種に比し蛋白質に富んでゐるから、豆腐・味噌・醬油等の原料として貴ばれてゐる。昭和十三年中の輸移出額は百九萬石、其の價額二千二百十四萬圓で、米に次ぐ重要移出品である。

ハ、麥 大麥・小麥及裸麥を主とし、裸麥は中鮮以南の氣候溫暖なる地方に栽培せられてゐる。小麥は近年生活程度の向上に因り、鮮内に消費せられる額が益々増加する状況である。

ニ、粟 西北部の主要畑作物であつて、該地方の常食品として重要視され、其の栽培は古より盛に行はれてゐるが、未だ鮮内の需要を充すに至らない。昭和十三年中には八十三萬石、價額一千二百四十一萬圓の輸移入があつた。

主要農作物作付段別及收穫高 (昭和十三年末)

作付		反別		收穫		種		高		一段歩收穫高			
水	稻	陸	稻	水	稻	陸	稻	計	水	稻	陸	稻	
一、六三四、一七五、五	町	三三、六五、六	町	三三、八五三、二四	石	二、八六、七四〇	石	二四、一三六、八七四	石	一、四九六	石	〇、八〇四	石
大	麥	小	麥	大	麥	小	麥	大	麥	小	麥	大	麥
八四〇、八五六、四	町	三四五、〇〇九、六	町	七四二七、二六	石	二、〇六三、四八八	石	二、二〇四、七四九	石	〇、八八三	石	〇、五九六	石
大	豆	小	豆	大	豆	小	豆	大	豆	小	豆	大	豆
七六六、九九七、四	町	二二四、三四三、九	町	三、八六七、八三	石	七九五、〇七五	石	五、二七七、四一五	石	〇、五〇四	石	〇、三五四	石
大	粟	大	粟	大	粟	大	粟	大	粟	大	粟	大	粟
七六六、九九七、四	町	二二四、三四三、九	町	三、八六七、八三	石	七九五、〇七五	石	五、二七七、四一五	石	〇、五〇四	石	〇、三五四	石

ホ、甘藷 朝鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用とされてゐる。
ヘ、馬鈴薯 朝鮮地方に多く生産し、品質佳良なるものあり、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家各種の需要を充つゝある。

ト、果實 風土極めて果樹の生育に適するので、羅州・大邱・三浪津・金海・黃州・鎭南浦・平壤・咸興・德源・安邊・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至つた。而して

其の重なるものは苹果・梨・葡萄・桃・柿である。

チ、蔬菜 従来白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蕃椒・蒜等の栽培多く行はれ成歡甜瓜、開城・京城白菜の如きは其の尤なるものである。近來内地人の移住増加に伴ひ、種々なる蔬菜類の栽培漸次増加した。

リ、棉花 棉は咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除く外各地殆ど之を栽培せざるなく、就中全羅南道・慶尙南道及黄海道は其の主産地で、忠清南道・全羅北道・平安南道及忠清北道之に亞ぐ。在來棉は纖維太くして短く弾力に富み、特殊の用途に適するも、繰綿歩合低く、且品質優良ならざるを以て明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励した處、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別一千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅かに二萬九百餘戸であつたものが、昭和十三年には作付反別十八萬八千九百五十町五反歩、其の栽培戸數百九萬七千四百二十戸の多きに達し、尙陸地棉に不適なる地方即黄海道・平安南道・江原道の一部及平安北道に於ては在來棉を産し、昭和十三年に於ては其の作付總面積四萬六千六百十二町二反歩、栽培戸數二十四萬六千五百五十八戸に及んだ。

而して昭和十三年は生育前期に於ける氣温の降下連續的霖雨並に後期に於ける長期の旱魃に因り稍不作の現象を現出するに至りたが尙其の生産高總計は二億一千三十三萬二千二十一斤を示すに至つた。

陸地棉	在來棉	計	陸地棉	在來棉	計
1,848,400斤	4,616,111斤	6,464,511斤	1,000,000斤	1,000,000斤	2,000,000斤

備考 輸移出高は繰綿打綿の合計とす。

養 蠶

イ、桑苗 従來桑樹は山桑又は在來桑のみで、蠶兒の飼料に適せず、加之繁殖法も採木接木の方法に依ることなく、種質より得たる實生苗に過ぎなかつたので、本府は施政以來各農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努力するに共に内地より優良品種を移入し、一方當業者を指導督勵し、桑苗生産の助長に其の圓滑なる普及計畫を樹て、獎勵した。斯くて現在では内地系の魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島の内・改良鼠返等の優良品種に在來桑たる耐寒性强き錦桑・秋雨・唐桑等優良品種の選出を見るに至つた。而して此等桑苗の主たる生産地は、當初は慶北・全南・慶南・京畿・忠南等であつたが、現今は全鮮各道に生産され、本府に於ては更に一般蠶業の進展と共に大正十四年産繭百萬石增收計畫を樹立し、同計畫に基く植桑獎勵補助交付を實施したので、一時は多數の桑苗を移入したる朝鮮も、今や其の要を感じざるのみならず、却て過剰の桑苗を移出するの状況になつた。最近三箇年に於ける桑苗生産業者及生産額は左の通りである。

桑苗生産業者數	實 生 産 額		
	栽 植 用	砧 木 用	接 木 苗 其 他
昭和十一年	八元	六、五七	三三、二六一
農 業	八元	四三、五九二	八〇
			七三、〇九二
			一一〇五

桑苗生産業者数

昭和十二年	七四八	栽植用	六、五七	砧木用	四、五九二	接木苗	三、三六二	其他	八〇	計	七三、〇六〇
同十三年	七七七		三、八四三		三、六八三		三、三六七		一		七四、三四四

口、蠶種 蠶種は從來養蠶家自ら之を製造し、且其の種類如きも雜駁劣等な三眠蠶であつたので、施政以來勸業模範場(現農事試験場蠶種部)に於て優良蠶種を製造配付するの傍、内地蠶種をも移入配付し、一面地方廳に於ては原蠶種製造所を設置し原蠶種の配付及地方的試験調査を行ふと共に蠶種製造者を養成し、併せて内地人蠶種製造者の移住を奨励し、此等に蠶種製造を経営せしめ、その移住者も養蠶の發達に伴ひ漸次増加し來り、更に大正八年四月朝鮮蠶業令並に其の附屬法令を發布し、道に蠶業取締所を設置し、蠶種製造及移入に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至つた。而して一面養蠶業獎勵機關に於ても鮮内の風土に適應せる蠶種の選定に努め、優良蠶種を製造して、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしめてゐる。

昭和十三年の統計に依るに、蠶種製造者は全鮮を通じて二百十九名であつて、其の蠶種製造高百十八萬一千六十六枚を示し、鮮内の需要枚数以上の製造能力を有するに至つた。

ハ、養蠶 養蠶は全鮮到處に經營せられ、蠶繭は特殊農産物中農家の現金收入上重要部門に屬し、就中慶北・江原・全南の諸道最も多く、其他各道も亦日進の勢に在る。從來は劣等な在來三眠蠶であつたが、施政以來品種改良に努め獎勵の結果、漸次飼育技術の向上と共に其の面目を一新し、全鮮到處優良産繭を見るに至つた。而して繭の取引は共同販賣に依り鮮内製繭工場の原料として隨意契

約に依り購置地區を定め取引をなしてゐる。

更に本府は大正十四年より向ふ十五年を期し、産繭を百萬石に増殖する計畫を樹立し、從來年々國庫より補助金を交付したが昭和十二年度を以て本補助を中止し、別に桑田肥培施設費補助として昭和十二年度より向五箇年間毎年四六、二九〇圓を補助することとした。昭和十三年に於ける状況は左の通である。

桑田反別	養蠶戸数	蠶種播立枚数	蠶種製造枚数	春蠶	夏秋蠶	計	製絲戸数	生産額
九、一九五、五反	八二七、四七六	一、〇三六、八三七	一、八一、〇六六	三、七九九、〇五三	二、〇元、〇五五	五、八元、一〇六	三、五〇、五〇一	五七六、二〇〇

ニ、生絲 生絲は從來幼稚な在來製絲法に依り繰繰せられて居たが、轉近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出優良生絲を製造する様になつた。而して此等の主要産地は京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・江原・咸南等で、昭和十三年に於ては器械製絲釜数九千二百八十二釜、此等に依る生絲製造額三十七萬一千五百五十二貫、其の價額一千六百八十三萬三千六百五十五圓となり、之に其の他の製絲法に依る釜数三十三萬九千二百九十五釜、其の生絲製造額二十萬四千九百五十八貫、價額六百七十九萬六千九百九十六圓を加ふれば、生絲總生産額に於て五十七萬六千六百十貫、總價額實に二千三百六十二萬九千七百一十一圓を示し、逐年激増の盛況を呈してゐる。而して昭和十年八月制令第十一號を以て朝鮮製絲業令を制定公布し、之が統制及指導監督を強化し益々斯業の伸展を圖ることとなつた。

畜産

イ、牛 朝鮮牛は性質温順體軀強健で、農耕・運搬に適し、營養上最重要なるのみならず、肉質も良好であるから食用として亦広く歡迎せらる。又其の皮は緻密強靱、皮革の原料として好適な資質を具へ従つて生牛及牛皮として内地に移出せられる數量も多く、昭和十三年度に於ては一千二百五十萬圓に達し、朝鮮移出品の樞要なる位置を占めてゐる。施政以來種牝牛の設置及種付、優良牛の生産、牛契の設置、飼料の改善充實等に關する獎勵施設を爲すと共に、近時農村振興運動の進展に伴ひ、益々之が増殖の要を認め、蕃殖牝牛の設置、低利資金に依る耕牛の預託其の他畜牛共濟事業等を獎勵したので、逐年良好なる成績を收め、施政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎない畜牛數は、今や百七十一萬七千餘頭を算するに至つた。而して牛の價格は地方に依り差異あるが、平均成牛一頭、牝百五十圓、牝百二十圓内外である。乳用牛はホルスタイン種を主とし、一箇年間に搾乳せらるゝ頭數は約一千五百頭で、其の搾乳高は一萬九千三百餘石である。

ロ、馬 朝鮮の在來馬は體軀矮小、力量及持久力に缺け、實用的價値に乏しいので施政以來銳意有能馬の改良増殖に努めて來た。然るに輓近産業の急激な發展と國際情勢の變遷とは之れが増殖を須臾も忽にし得ないものがあるので、昭和七年には朝鮮競馬令の發布と共に咸北道立種馬所を國營に移管して本府種馬牧場を設置し、次で朝鮮馬政計畫の樹立に依り内地馬に依る増殖方針を確立し、以て國防並に産業上の需要に適應すべき有能馬の増殖を圖ることを目下着々實施中である。

ハ、綿羊 大正八年より咸鏡北道其の他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試驗を行つたが、同十三年行政整理の爲之を廢止し、飼羊の大部分は民間に讓渡飼養せしめた。然し羊毛の自給は時局に鑑み、國策上の緊要事項に屬するので、昭和九年度より新に綿羊獎勵計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデル種を獎勵品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、次で昭和十二年度平南順川郡殷山面に國立種羊場を設置し綿羊飼育獎勵を全鮮に及ぼすこととした。

ニ、豚 在來種は體軀矮小晩熟にして肥大性を缺き、品質劣等なるを以て、早くよりパークシャー種及其の雜種の飼養を獎勵した。然るに近來豚肉の需要は増加の一途を辿るに新に豚皮の用途開けたるため益々養豚普及を急務とするものあるを以て新に増殖を圖ることとし昭和十四年より實施中である。

昭和十三年末の總頭數百五十萬頭内改良種其の約六十八%に達した。

ホ、兎 兎の飼養頭數は昭和十三年末に於て六三、八三三頭に過ぎないが、兎毛皮は防寒材料として缺くべからず、肉は農村に於ける保健食肉供給上重要なものであり、且つ農家の副業として好適であるから日本白色種を獎勵品種として昭和十四年より飼養を獎勵中である。

ヘ、家禽 鶏最多數を占め、鶯・鶯及七面鳥等は甚だ少い。鶏の在來種は稍小形で體質強健敏捷であるが産卵少き爲、施政以來白色レグホーン種、名古屋種、横班プリマスロック種、單冠ロードアイランドレッド種等の飼養を獎勵、其の數漸次増加して、昭和十三年末には總羽數七百十六萬羽、中改良種

の歩合約五十六%に達した。
 ト、養蜂 朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供したので蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平安南北道・咸鏡南道が最盛で、昭和十三年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約九十九萬七千圓に達し、農家の副業として、將來發展の見込がある。近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者がある。

昭和十三年末家畜及家禽現在数は次の通である。

牛		馬		山羊	
牝	計	牝	計	牝	計
1,000,751	1,643,311	24,576	50,049	31,311	30,450
猪		鶏		雄	
牝	計	雌	雄	計	飼養戸數
23,874,018	9,445,643	1,134,375	2,433,193	7,161,661	7,422,233

穀物検査

一、米穀検査 米は輸移品の首班で其の改良に關しては種々の施設を爲し、大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を發布し、次で大正六年九月同規則を改正したが、大正十一年七月再び規則を改正

し、白米検査をも全鮮(咸北を)に施行した。爾來米穀の改良大に進み、聲價著しく向上し、廣く内地に取引せらるゝやうになつたが、検査は道知事の権限の下に道地方費の事業として行はるゝ爲、動もすれば検査の統一を缺くばかりでなく、不良品の輸移出を徹底的に防止することが出来ず、延いて鮮米全體の聲價を損傷し、取引の紛議を惹起する虞あるに鑑み、此等の弊害を矯正し、進んで取引の圓滑を期する爲、根本的に制度の改正を行ひ、朝鮮穀物検査令(制)及朝鮮穀物検査令施行規則(府)を發布し、昭和七年十一月一日より穀物検査事業を國營に移管し、以て其の完璧を期するこゝとした。而して粳の検査に付いては昭和九年十月粳検査規則を公布し、差當り希望検査を實施し來たのであるが、其の結果に依れば農家の經濟向上且取引改善上極めて良好の効果を齎したので、前記穀物検査令施行規則を改正し昭和十年十月一日より粳に付いても一般検査を行ふこゝとした。今検査の要點を擧ぐれば、

- (イ) 全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ちたるこゝ
- (ロ) 朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受けるこゝ
- (ハ) 検査等級は玄米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止し粳は一等より三等迄の等級を附し其の他のものは之を等外とせざるこゝ(ニ) 玄米は一呎四斗(口掛五合)乃至八合)白米の吸入は一呎六十キログラム(口掛四百)布袋入は十五キログラム(口掛百)及三十キログラム(口掛二百)粳は一呎九十斤(口掛一)とせざるこゝ(ホ) 検査後一定期間を経過したるも

の、病害蟲其の他の被害に依り穀物損傷し又は變質異狀を呈したるもの、包装の損傷したるもの、検査證印、検査所記號其の他の記號磨滅・汚損等に因り之を識別し難きに至りたるもの、封箋又は票箋毀損又は亡失したるものは更に検査を受け之に合格したるものに非ざれば其の輸移出を禁じ、其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふこと（へ）検査を了したる米穀には其の包装の表面に検査證印及検査所記號を押捺すること（ト）朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんことする場合は穀物検査所の承認を要すること等である。

二、大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農産物であつて、其の改良は最も緊要であるから、米穀検査規則に準じ、大正六年九月より之が検査を施行し、更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ、大體同令に準じ、之を改正したが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の容量を四斗（口掛五合）とした。尙其の後大豆取引の實情に即する爲昭和十三年五月前記穀物検査令施行規則を改正して重量制を採用することとし一呎の重量を九十斤（口掛二・五斤）とした。

三、小麥検査 小麥検査は主要生産地である黄海道（大正七年）及平安南道（大正十年）に於て道令を以て米穀検査と略同様の條件に付検査を行つてゐたが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、一呎の重量を九十斤（口掛一・五斤）とした。尙其の後平北・成北を除く各道に於ても同様検査を施行した。

四、小豆・菜豆・豌豆検査 小豆は成鏡南道（大正十一年）黄海道（大正十三年）成鏡北道（昭和三年）菜豆は成鏡北道（大正九年）成鏡南道（大正十一年）豌豆は成鏡北道（大正九年）に於て夫々道令を以て検査を施行してゐたが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、一呎一呎四斗（口掛五合）麻袋入一袋百五十斤（口掛二・五斤）とした。尙其の後小豆検査を京畿（一部）、慶南（一部）、平南（一部）、江原の各道に豌豆検査を成南に於ても同様検査を施行した。

五、玉蜀黍検査 玉蜀黍の生産並に販賣數量は逐年著しく増加して來たが、之が検査を施行して居ない爲生産者の改良心を刺戟すること少く、其の生産改良も進捗せず量目品質等も亦不統一で、取引上の弊害多く爲に農家の蒙る損害も亦少くないから、昭和十四年九月前記穀物検査令施行規則を改正し、同年十月一日より之が検査を實施した。

肥 料

併合以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法であつて、地力の消耗甚かつたので、施政以來先づ以て之が恢復を圖らむことを期し、専ら自給肥料の増産に努めて來たが、爾來各種農産増殖の必要に迫られ、大正八年よりは一部使用法簡易な販賣肥料の施用を、更に昭和に入りてよりは一般販賣肥料の施用を認むるに至つた。

即ち昭和元年肥料改良増施獎勵計畫を樹立し、且つ農事改良低利資金（肥料購入資金を含む）の融通

を開始し、次で昭和三年朝鮮肥料取締令を實施した結果、鮮内に於ける肥料の消費額は逐年増加を來し、最近一年度自給肥料二億三千三百萬圓、販賣肥料八千九百萬圓、總額三億二千萬圓に達するに至つた。

右は主として農家各自の努力に依る自給肥料の増産に因るもので、農業の進展に農家の努力に依るものであるが、一面販賣肥料の増加も亦頗る急激なるものあるに不拘農家の之が施用方法に購入法は頗る不合理であつて、單に多額肥料の使用に比例して増收し得るが如く誤信し、肥料を濫用するもの續出する有様であつた。そこで昭和十年度には朝鮮農會をして肥料配給計畫を樹立施行せしめ、更に昭和十一年度よりは第二次自給肥料増産に關する施設を講ずるに共に、新に土性調査計畫を樹立し、十箇年計畫に依り鮮内主要耕地に付土性調査を施行し、各風土作物に適する合理的經濟的施肥處方箋を作製し、之に依り農家をして施肥上誤るをこころなからしむることとした。

尙更に肥料の需給圓滑並に價格の公正を期する爲昭和十二年朝鮮重要肥料統制令を公布し、次で支那事變に關聯し昭和十三年一月朝鮮臨時肥料配給統制令を施行した。

(一) 自給肥料の増産獎勵

昭和元年度以降十箇年計畫を以て樹立した肥料改良増産獎勵計畫は主として、堆肥・綠肥の増製・増産を圖るにあつたが、其の實施成績は幸にして官民一致不斷の努力に依り略所期の成績を擧げ得た。然し昭和十年現在の自給肥料生産額は耕地反當二百十五貫に過ぎず、地力を維持するに必要な數量

に達せざる状態であつた。そこで更に昭和十一年度以降十箇年を一期とする第二次自給肥料増産計畫を樹立し、國庫より年額約十七萬圓の國庫補助をなし昭和二十年度を期して、半島全耕地反當平均三百四貫の自給肥料を施用せしめむこととした。

今昭和十三年末現在自給肥料消費高を示せば次の如くである。

昭和十三年自給肥料消費額表

種別	綠肥		堆肥			耕地反當消費高
	栽培綠肥	天然綠肥	糞尿類	灰類	雜肥	
數量	二八、二六、五〇	一、七四、八三	一、〇五、〇五	三、二四、二四	一、五五、三三	九〇八
金額	一五七、二九	一一、二五	六、八三六	一八、九四二	三六、二九三	(二四三貫)
						五、二六

(二) 販賣肥料の獎勵

販賣肥料の獎勵に關しては、昭和元年度以降農事改良低利資金融通の途を開き、購入肥料は可成共同購入に依り成分單價割安肥料の獲得に留意せしむるの外、昭和三年一月より肥料取締令を施行して品位の保全に努め、更に昭和十年よりは系統農會に於ける肥料配給設備の擴充をも勸奨した。其の結果販賣肥料の需要は著しく増加し、昭和十三年に於ては其の消費額八千萬圓を越へる状態で農産物の増收、農業經營の合理化に多大の効果を齎しつつある。

農業

年次	消費額	耕地反當量
大正十四年	三三 ^萬	〇・〇一
昭和十年	九一七	〇・二一
昭和十三年	五、五〇〇	一・二五
	八、九〇〇	二・〇一

二一六

(三) 土性調査の施行

以上の如く朝鮮に於ける肥料の消費額は年々躍進的增加を示して居るが、一般農家の施肥法は頗る不合理であつて何等氣候・土性・作物の特性等を考慮せず、徒に肥料を濫用し爲に被る損害鮮少なからざる状況であるから之が弊害匡正の爲、昭和十一年度以降十個年を期し土性調査を施行し各耕地に適應する合理的且つ經濟的施肥法を決定し、農家をして施肥法を誤るゝころなからしめむこゝろとした。其の計畫の概要次の如くである。

- 一、施行期間 昭和十一年度以降十個年
- 一、調査面積 既耕地四百四十萬町歩の中水利安全番七十七萬町歩、田八十三萬町歩、計百六十萬町歩をこす。
- 一、所要經費 年額約十二萬圓、十箇年約百二十萬圓をこす。
- 一、施行機關 本府・本府農事試驗場・道農事試驗場

勸農機關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に之に依繫するものがあるから、本府は之が改良指導の途を講ずる爲、勸農機關を設置した。

イ、農事試驗場

- (一) 本場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。
- (二) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。
- (三) 西鮮支場 黃海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。
- (四) 北鮮支場 咸鏡南道甲山郡曹天面に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。
- (五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。
- (六) 龍岡棉作支場 平安南道龍岡に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。
- (七) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。
- (八) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。
- (九) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしめ、昭和十二年迄の卒業生總數七百八十餘名に及んだ。

農業

二一七

口、種馬牧場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管したもので、種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖るに同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖つてゐる。
 ハ、種羊場 咸鏡北道明川郡阿間面及平安南道順川郡殷山面に在り、前者は昭和九年後者は昭和十二年新設せられたもので兩場共主として、綿羊の改良増殖を圖り原種羊の配給を事業としてゐる。
 ニ、道農事試験場 従來は道種苗場の名稱を以て農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ひ、昭和七年十月より道農事試験場と改稱した。現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田・裡里・光州・大邱・晋州・海州・平壤・定州(江界に支場を設く)・春川・咸興・鏡城(穩城に支場を設く)に設けられてゐる。
 ホ、道原蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すに共に、蠶業に關する試験調査を行つてゐる。
 ヘ、道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り、其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣・蠶販賣に關する取締を爲す。
 ト、鮮米協會 鮮米取引の斡旋を併せて其の宣傳を目的とし、朝鮮に於ける米穀業者及生産者を以て組織する任意團體であつて、本府及各道援助の下に成立し、鮮米の販路擴張に努めつゝある。
 チ、緬羊協會 日滿緬羊協會朝鮮支部として昭和九年朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊從業者を以て組織せられ、本府の緬羊獎勵計畫の側面的助成機關として緬羊の改良増殖及生産物の有效なる利用方法を講じてゐる。

農業團體

イ、果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣に依り經營を合理化せんとする團體で、朝鮮重要物産同業組合令に依つて設立するもの及び之に依らないものとの二種がある。其の著名なものを擧ぐれば左の如くである。

(一) 重要物産同業組合令に依りて設立せるもの

- 鎮南浦果物同業組合、三浪津果物同業組合、慶尙北道果物同業組合
- 黃州郡果物同業組合、羅南鏡城果物同業組合、金海郡果物同業組合
- 元山果物同業組合、安邊郡果物同業組合

(二) 重要物産同業組合令に依らざるもの

羅州果物組合、咸興果樹組合、定州果樹組合
 ロ、朝鮮蠶絲會 本會は任意團體であつて、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的とし、全鮮に互り會員四千八百十九名の蠶絲業者を以て組織し、事務所を京城に各道に支會を置き、昭和八年會館を建築關係諸團體を同會館に收容し、朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の伸展に努めてゐる。
 ハ、朝鮮蠶種製造業組合中央會 本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の

弊害を矯正し、共同の利益を増進する爲、昭和三年十月五日創立し、事務所を蠶絲會館内に置く。而して各道組合中左の四道は重要物産同業組合令に依り設立せられたもので、其の他の各道組合も同令に基づき設立準備中である。

京畿道蠶種製造業同業組合、忠清北道蠶種製造業同業組合、平安南道蠶種製造業同業組合

平安北道蠶種製造業同業組合

ニ、朝鮮製絲協會 本會は會員の營業上の弊害を矯正し共同の利益を増進するに共に朝鮮蠶絲業の改良發達に貢獻するを目的として大正十五年十二月三日創立し、事務所を蠶絲會館内に置く。

ホ、朝鮮桑苗組合聯合會 本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して斯業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進せんが爲、昭和九年十月十九日創立し、事務所を蠶絲會館内に置く。

水利組合及關係團體

一、水利組合 朝鮮水利組合令は大正六年十月一日から施行せられ、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令の施行に伴つて一部の改正を見た。朝鮮水利組合令の概要は左の通である。

イ 目的 水利組合は法人であつて、官の監督を受け、灌漑・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的とする。尙土地改良を目的とする水利組合は、當分の内組合區域内

の農事改良に關する施設をも爲すことが出来る。

ロ 區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受ける土地を以て其の區域とする。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合は、畚及畚に變換すべき田若は未開墾地等の所有者を、又水害豫防を目的とする組合は、畚田墾の所有者及事業の爲利益を受ける家屋其の他の工作物の所有者を以て其の組合員とするのであるが、國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約をした者、並に公有水面埋立の免許を受けた者は、之を土地所有者と看做されるのである。

ハ 設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者の中五人以上の者が創立者として爲つて組合規約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て、朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。但し公有水面を組合區域に包含する場合には尙公有水面以外の土地の所有者の三分の二以上に於て、公有水面以外の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることとなつて居る。又組合の合併・分割・廢止又は區域の變更をなさんとするにても、組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けなければならないのである。

ニ 機關

(一) 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして其の事務を補助せしめ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長・理事・出納役・

技士長又は委員を置くことを得る。

(二) 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の変更・組合の費用を以て支辨すべき事業・組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徴収・起債其の他重要事項の諮問機關である。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

ホ 經費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、經費を支辨するが、之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課する。即ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在つては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課する。尙夫役は水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者にも組合区域内に居住し其の利益を受くる者に對し之を賦課することをなつて居る。又組合の區域を擴張した場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴収し、又其の他營造物の使用に對して使用料を徴収し、或は積立金を爲し、起債等を爲すことを得るものである。

ヘ 監督 水利組合は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次に朝鮮總督が之を監督する。こゝになつて居るが、府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次に於て道知事、第二次に於て朝鮮總督が之を監督する。又組合の區域二以上の道に互るときは、第一次が朝鮮總督の指定したる道知事、第二次が朝鮮總督である。尙二百町歩を超

えない水利組合に對する朝鮮總督の監督權は之を道知事に委任せられて居る。
昭和十三年三月三十一日現在に於ける組合數は百八十九箇所、蒙利面積總計は二十二萬九千三十五町歩、工事費合計一億一千二百餘萬圓である。

二、水利組合聯合會 二以上の水利組合共同事業を爲すの必要あるときは其の協議に依り朝鮮總督の認可を受け水利組合聯合會を設くることを得る。聯合會は法人で事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずることをなつて居る。而して現在に於ける聯合會としては財政整理を主たる共同目的とする陽東水利組合外三十四組合を以て組織する更生水利組合聯合會がある。

三、朝鮮土地改良協會 朝鮮土地改良事業の發達を圖り會員相互の共同の利益を増進する目的を以て、全鮮百八十九の水利組合を會員とし、昭和十三年五月成立した同協會は、其の事務所を京城に置き全鮮十三道に各支部を設けて居る。

米 穀 倉 庫

朝鮮米穀倉庫計畫

近時朝鮮米の移出高は生産の増加と品質の改良とに伴ひ年々著しく増加してゐるが、農家の經濟は極めて貧弱なるに金融・貯藏設備等亦不備なる爲、移出の時期も甚しく偏倚し、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せらるゝの實情であつて、之が爲内地市場及農村に悪影響を及ぼすこと

大なるのみならず朝鮮農家の蒙る損失亦尠くないので、之が移出を適當に調節するは極めて緊要の事項である。依て昭和五年朝鮮米穀倉庫計畫を樹立し、一は主要なる米の生産地に小規模の倉庫(農業)を成るべく多數に普及し、主として農民の出來秋に於ける放賣を防止し、一は主要なる米の移出地に比較的大規模の倉庫(商業)を設置し、主として農民の手放したる大量米の一時的内地移出を調節することとした。

一、農業倉庫 農會、産業組合等を其の經營主體とする。昭和十四年八月末現在の狀況は左の如くである。

道名	設置箇所數	坪數	收容量
京畿道	七	六、四〇二	三〇六、九二九
忠清北道	五	一、二五〇	四五、一三六
忠清南道	七	二、四五〇	九〇、三八三
全羅北道	七	二、九六四・三五	一二五、六二九
全羅南道	六	二、八三二	一一六、二三五
慶尙北道	一〇	六、八〇八・七五	二八八、五九五
慶尙南道	八	二、〇六三・六	八四、四〇九
黃海道	三	一、五二四	五九、九二〇
平安南道	四	一、五三三	六〇、〇〇一
合計	六八	三四、一〇一・七	一、四七三、六一四

二、商業倉庫 米穀倉庫計畫に依り設置せる朝鮮米穀倉庫株式會社倉庫左の如し。

(昭和十四年八月末現在)

設置場所	所有倉庫	經常借庫	合計	收容量
釜山	一一、九三三	一、一五九	一三、〇九二	四五一、六三六
馬山	三、一三三	—	三、一三三	八二、六四〇
慶山	二、三三六	—	二、三三六	九八、八四〇
木浦	八、〇九九	七四九	八、八四八	三〇〇、六三四
群山	一〇、六二二	一、五七四	一二、一九五	四三三、九一一
江川	三、五二六	—	三、五二六	一三六、一七二
仁川	一一、五五〇	—	一一、五五〇	五四六、一四七
海州	一、二一六	—	一、二一六	五八、〇三七
鎮南	九、一〇一	—	九、一〇一	三七一、五八四
元山	一一、二二三	—	一一、二二三	五二、八五三
浦項	五八七	—	五八七	二一、三九〇
合計	六三、一九七	五、三四三	六八、五四〇	二、五三三、七三三

一六 林業

昭和十三年十二月末現在林野の總面積は約一千六百三十二萬町歩を算し、全土の七割三分強を占めてゐる。然るに古來林政不備、封山の如き特殊保護林を除くの外は、公山と稱して人民の自由採樵に委したので、到る處濫伐を行ひ、或は火田を起し、或は急斜地を開墾し、爲に其の大部分は荒廢に歸し、僅に陵園墓附屬の地及鴨綠江・豆滿江の流域等に於て林相を保つたに過ぎない。其の結果、産業の發達を妨げ、國土の保安を害するに甚かつた。是に於て舊韓國政府は明治四十一年森林法を發布し、山野の保護整理増殖を圖り、次で同四十四年六月總督府は新に森林令を布き、從來の森林法を廢して國土の保安・危害の防止・水源の涵養・公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を制限し、又永年禁養林讓與の途を開きて愛林の美風を助長するに努め、或は造林貸付の制度を設け造林事業促進の策を講じた。其の他毎歲年中行事として記念植樹を行ひ又は造林補助の途を開き、或は砂防事業を行ひ或は保護指導機關の充實を圖つて來たので、年々共に林地・林相が革まり、最近の林相を示せば次のやうである。

立木地	散生地	無立木地	その他	合計
一、五三〇、千町	三、一〇三、千町	一、二六六、千町	一、五三五、千町	一六、三三八、千町

林相別面積 (昭和十三年十二月末現在)

國有林野の保護

國有林野の保護に就ては、當初營林廠所管林野に對しては、其の支廠及派出所等をして之に當らしめたが、十分な成績を擧げ得ざる状態であつたので、大正九年新に六十箇所の森林保護區を設け、爾餘の林野に付ては、明治四十五年國有森林山野保護規則を發布し、地方長官をして之が實行の責に任せしむるに共に、要存豫定林野中特に保護の要急なる林野十六箇所に保護區を設置せるを甫め、爾後之を増設して六十五箇所にし、且一部の地方に付ては大正十二年十二箇所の山林監視所を特設し、林野の保護に當らしめた。之に憲兵及憲兵補助員(但大正十一年以降は警察官駐在所に併置し其の駐在道巡を配置し、大正十五年林政機關の統一に伴ひ營林署の新設を見るに至るや、前記保護區は凡て營林署の統轄下に屬せしむるに共に山林監視所は之を廢止し、別に十五箇所の保護區を増設し、更に昭和二年二箇所を増設した。然るに同七年八月營林署の一部を廢止し當該林野を道に移管するに至つたので、其の保護區も亦道に移屬せしむるに共に既設保護區の一部を廢合したが、更に同九年四月道所管林野の一部を割き、營林署一箇所を新設するに至り、一方同七年度以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り保護機關の擴充を見更に昭和十二年四月道所管林野の一部を營林署所管に移管し、營林署二箇所(京城・城津)を新設した。其の結果現在(昭和十三年十二月)の國有林野所管別保護機關配備狀況は次の如くである。

所管別	國有林野面積		保護區面積		森林保護區		同上配置森林保護職員	
	面積	歩	面積	歩	面積	歩	主任	補計
道	一六七	(一〇三)	八	(八)	二五	(二五)	八	八
營林署	一四	(一三)	一三	(一三)	一三	(一三)	一八	一八
計	一八一	(一五)	二一	(二一)	三八	(三八)	二六	二六

備考 一、林野面積中括弧内は不要存林野を内示す。

二、保護區及職員中括弧内は北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものを内示す。

三、道所管林野中保護區の配備なき林野一〇萬餘町歩に對しては郡島在勤の森林主事及警察官等をして可及的保護に當らしめつゝあり。

而して此等の保護職員に對しては大正十三年府令第三十三號に依る司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指命し、専ら林野の保護取締に當らしめてゐる。尙ほ此等保護機關の活動に相俟て保護の實效を期する爲、森林令に於ては地元住民に對し國有林野の保護を命じ、連帶して之が責を負はしむるに共に保護の報酬として林産物の一部を讓與し得るの制を設け、昭和十三年十二月末迄に七百七十三件、面積四百七十七萬町歩に對し此の命令を發し現に實施中であるが、之が保護義務の履行に當つては受命地元住民をして夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めてゐる。此の外朝鮮の特殊事情に鑑み一般地元住民等に對し愛林思想の涵養普及を圖る必要があるから、此等に

對してはピラ、ボスター、紙芝居及活動寫眞等各種の宣傳施設を進めつゝある。

民有林と獎勵施設

民有林の概況 民有林野は公有九十九萬町歩、寺利有十八萬町歩、私有九百六十三萬町歩、計一千八十萬町歩にして此の外不要存國有林野百萬町歩中八十三萬町歩は森林令に依り漸次民有に移屬するを以て、將來に於ける民有林野は一千百六十三萬町歩に達し林野全面積一千六百三十三萬町歩の約七割に相當する。昭和十三年末民有林野中立木地は七百八十二萬町歩に過ぎず、散生地百二十九萬町歩及未立木地六十三萬町歩は、今後人工を加へ又は天然力に依り造林を要する區域にして、内二十三萬町歩は砂防工事を要する荒廢地である。

樹種の分布を見るに、針葉樹林(殆どアカマツ林なり)は立木地の約六割を占め、散生地は大部分を占め、林相概ね不良にして、一町歩平均の蓄積は不要存林野は十六尺縮、公有林野は三十四尺縮、寺利有林野は六十六尺縮、私有林野は三十尺縮にして總平均三十尺縮に過ぎず、以て林況の概觀を窺ふに足るのであるが之を總督府施政當時に比較すれば實に長足の進歩にして、當時中部以南各道の林野が荒廢の極に達して居たのに比し、今日は大體緑化の第一階段を了したと云へる。

有林の獎勵施設

1 民有林指導方針 民有林の指導獎勵に付ては昭和八年一月民有林指導方針大綱を制定し、爾來専ら

本方針に依り各般の施設計畫を進めて來たが、近時各種産業の急激なる發達に伴ひ、各種用材充足の要切實となり、一層林力の涵養が急務となつたので、昭和十三年七月前方針の一部に適當なる改訂を加へ同時に施業の合理化並に林利の増進を圖る爲必要な事項を追加補正し、以て民有林獎勵上の基準とした。其の要綱は左の通である。

イ 造林獎勵に關する事項 民有林の造林は先づ以て燃料の供給を豊にし且治水の効果を全からしむることを主眼とし林叢の構成、林相の改良に努むるに共に木材需給の趨勢に鑑み用材林の造成に意を用ひ、尙特種樹種の増殖を圖ることを

ロ 伐採指導に關する事項 林木の伐採は森林取扱に對する各種の弊害を矯正し實行容易且更新確實にして收穫を増加する方法に依り之を指導し以て森林の保護並に地盤の安定を圖ることを

ハ 森林保護撫育に關する事項 森林の保護は現に農用林産物の不足之が供給の圓滑ならざる狀況に鑑み農用林野の施設擴充及林野共同保護の助長發達に努め、更に火田急斜地開墾其の他林野荒廢の原因を爲るべき各種の弊害を矯正し地元民の自覺を促し以て森林保護撫育の萬全を期し併せて燃料の節約及速成林の造成を圖ることを

ニ 森林利用に關する事項 木材利用の合理化を圖るに共に未利用林の開發を促し且木炭の増産其の他林産副業の獎勵に努め之が販路を開拓し以て林利の増進を圖ることを

2 造林獎勵 李朝時代林政不備であつた爲め各地森林の荒廢を來たし、僅に鴨綠・豆滿兩江流域及び

奥地弁梁山脈地方に見るべき林相を残すに過ぎないので、統監府時代より既に造林及調査の端緒を啓いたが、總督府施政後積極的施設の方針を採り、明治四十四年森林令を發布し、各般の施設計畫漸く其の緒に著くに至つた。

明治四十年以降國費を以て京城附近その他に造林を行ひ又各道費及面をして模範的に造林を實行せしむるに同時に國費又は道費を以て養成したる種苗の下付を行ひ一方國費、道費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外或は不要存置國有林野は造林貸付の制を設けて一般希望者に貸付し、造林事業成功の後無償にて讓與することとし殖林手引、樹苗養成指針、借地造林手引等の印刷物を配付し、記念植樹を實行する等銳意殖林の指導獎勵に努めて居る。

斯くの如く愛林思想を以て造林事業は年々共に向上進展し、漸次人工造林の増加を見るに至り、更に大正十四年以降國庫及道費より補助金を交付して造林の促進を圖りたる結果、最近一箇年の造林本數二億本、播種量百萬立を算するに至つた。尙昭和十三年七月時勢の推移に鑑み指導方針の改訂を行ひ一層林力の涵養を以て林利の増進を圖ることを以てした。かくて今後造林事業は大いに革新せらるゝ見込である。施政以來昭和十三年迄の累計造林本數五十二億萬本、播種量六百萬立に達して居る。

3 記念植樹 愛林思想の涵養、殖林事業獎勵の爲、明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭日を期し全鮮に植樹を實行せしめ、相當の好結果を收め得た。爾來年中行事の一として毎歲同日を期し、官公署、學校、其の他の諸團體が中心となり一般有志參集の下に舉行し、植栽地は當初官公署、學校構内、

部落附近等を主としたが、後には面有林其の他の林野に對しても廣く之を行ひ、今や全鮮綠化運動の年中行事して益々盛況を呈して居る。植栽樹種はアカマツ・クロマツ・カラマツ・クスギ・クリ・白楊類等がその主なるもので、第一回より第二十九回に至る植栽本数は實に五億六千餘萬本、播種量一萬七千立に達した。

4 用材林造成事業 近時各種産業の進展特に纖維工業の勃興並に金、石炭等地下資源の開発に伴ひ木材の需要頗る増加し、而もこの需要は今後益々遞増の趨勢にあるから、國策上速に用材林の造成を圖り、用材供給の圓滑を期する必要がある。仍て昭和十二年以來實施中の民有林野利用區分調査の結果全鮮を通じて得らるべき要人工造林地三百萬町歩中、差當り百萬町歩の林地に對し、昭和十四年度より二十年計畫を以て用材林造成の助成を行ふこととした。之が實行に就いては林野所有者に對し造林費の一部を補助する外、道に補助金を交付して實行指導並に管理職員を設置せしめ、専ら造林の指導並に施業の的確を期し以て成林の確實木材供給の潤澤を圖らんとするものである。

5 造林補助事業 民有林野中未立木地及散生地五百四十萬町歩（將來民有となるべき國有林を含む）の内、採草地及放牧地八十萬町歩、天然造林及造林成功を條件とする國有林野の貸付制度に依り漸次成林せしめ得る見込のもの二百九十五萬町歩、自力を以て造林を行ひ得べき見込のもの四十九萬町歩を差引いた百十六萬町歩に對しては、大正十四年度に造林補助事業を開始したが、尙外に全鮮各地に散在する休閒荒蕪地約十六萬町歩に就ても治水上急速造林の必要を認め、併せて百三十一萬町歩に付

大正十五年度以降三十箇年間に造林補助金を交付して造林の完成を期することとし爾來引續き實行中である。而してこの補助率は苗木代の約半額で、本事業開始以來昭和十三年度迄の國庫補助額は五百五十六萬圓、造林本数は十二億餘萬本、播種量は四百五十五萬立に達して居る。

6 營林監督 林野荒廢の實情に鑑み、營林監督は特に周密に行ふの必要がある。かくて各種の助成策を講ずるに共に國土の保安、危害の防止、水源の涵養其の他公益上必要ありと認むる林野は之を保安林に編入した。其の昭和十三年末現在面積は四十一萬町歩で總林野面積の千分の二十強に當つて居る。又林政上必要ある場合は森林の所有者又は占有者に對し、營林方法を指定し若は造林命令を行ふ外、更に地方長官は森林の使用収益に關する弊害を矯正し、若は害蟲を驅除豫防する爲道令を發布して一定の行爲を制限することとし、之が專掌機關として現在國費支辨の森林主事、道費支辨の産業技術地方森林主事、地方森林主事補等、合計一千五百餘名の職員を配置し、専ら營林の監督森林の復舊増殖に努めて居る。尙西北鮮の火田地帯には昭和十二年度國費を以て郡森林主事、郡森林主事補を配置し、専ら新墾の取締に當らしめ火田の擴大防止に努めつゝある。

7 農用林地の設置 燃料、肥料及家畜の飼料は、農家の生活及營農上必要な物資であつて、之が供給を豊にするには農山村振興上のみならず治山上極めて緊要である。而して此等農用林産物の農家一戸當年消費量は約四千貫、此の價格七、八十圓に達して居る。然るに全鮮農家の内、林野を所有する農家は民有林指導方針の徹底勵行に依つて之が取得上不自由ないが、林野を所有しない約百萬戸に達

する細農は、前記農用林産物の取得困難であるばかりでなく自給肥料の増産、有畜農家の奨励等にも大なる支障を來すこととなるから、此等の林野を有たざる農家に對し、安易に農用林産物供給の方途として農用林地を設定せしむることとし、昭和十年度以降各道一齊に之が設定に着手したが、就中京畿道以南七箇道及黃海道の八箇道は國庫補助に基き既に四萬町歩の設定を了して居る。然るに農用林産物の供給は自力に依る林野の購入、借地、林主との協定地主の林野提供、勞物との交換等獎勵的手段に依つて合理的に取得可能なるものは之を助長することとし、此等の方法に依るも更に取得の方途なき約五十九萬戸に達する細農に對しては、而農會等に於て農用林地を設定し、極めて廉價に農用林産物を供給せんとするものである。尙一戸當所要林野面積は約二町歩を想定せらるゝが、林野の分布狀況に鑑み一戸平均一町歩を標準として居る。

8 民有林野利用區分調査 民有林野は廣袤一千餘萬町歩を占め其の地域廣汎なるも荒廢林多く、國土の保安、林産物の需給等の爲一層之が保護培養に努むるの要あると共に防風其の他特殊の目的の爲、森林として益々其の效用を發揮せしめなければならぬ。然るに民有林野中には、森林として存置の要なきものも相當に存在せるを思料せらるゝが、兩者の區分明瞭ならざる爲林政上並に國土利用上數多の支障があるので、昭和十二年度以降十箇年計畫を以て全鮮の民有林野に付、森林として存置を要する地域を否らざる地域との區分調査を行ひ、前者に付ては更に要保安林編入地、要開墾禁止制限地及要營林方法指定地等を區分して林政上の資料とし、後者は之を開放して農耕の用に供し得るの途を開

き各種産業の総合的發展に資しつゝある。

9 未利用林の開発助成 民有林野中には既に利用期に達せるに抱らず運搬設備不充分なる爲徒に森林蓄積の死蔵せるもの尠ない。然るに近時各種産業の發達、殊に纖維工業の勃興並に金・石炭等地下資源の開発に伴ひ、木材の需要増大して之が供給不足に愈深刻を加へつゝあるから、速に之が利用開發を圖るの必要あり、昭和十一年度以降國庫補助金を交付して林道の開設を助成しつゝあるが、昭和十三年度迄に開設せるもの二六線延長二百二十三軒、今後開設を要するもの百四線延長一千三百二軒である。

10 林産物 林産額は全鮮を通じて最近一箇年一億圓以上に達し、その殆ど全部が鮮内に於て消費されるが、猶ほ年々多量の用材・竹材・竹製品等の輸移入を見、輸移出としては少量の用材・木炭・栗實を擧げ得るに過ぎない。昭和十三年に於ける林産額は約一億五千七百萬圓その内譯は、用材三千二百九十三萬圓、薪材三千四百二十三萬圓、枝葉其の他の林産燃料四千九百五萬圓、竹材三十六萬圓、木炭五百六十九萬圓、肥料原料及家畜飼料二千五百五十萬圓、其の他の副産品八百九十九萬圓である。

11 林産副業 朝鮮に於ける林産副業は木炭を始めシクリ・クルミ・ウルシ・五倍子・松脂・アベマキ皮・カシワ皮・椎茸・カウゾ・キリ等極めて有望なるもの多く、又林産副業の基礎たるべき空閑地は全鮮到處に散在するが、從來地方需要の充足を主たる目的としたに過ぎず、之が生産販賣等に就いて全く統制を缺きたる爲其の産額に於て見るべきものかなかつた、是に於て昭和九年林産副業獎勵

計畫要綱を樹立して之が獎勵に努力しつつある。昭和十三年の副産物生産額は九百四十五萬圓に過ぎず、尙大に増産の餘地がある。

砂防事業

國費繼續砂防事業 荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものであるから、先づ試験的に小規模の事業を行ひ、漸次擴張するを得策を認め、大正七年度から忠清南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、水源涵養造林事業として錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行せしめ、更に同八年度から年額十萬圓の補助金を慶尙北道及全羅北道の各地方費に交付し、洛東江流域の一部並に蟾津江流域中の荒廢山野に於て同様の事業を開始せしめ、同十年度迄に砂防工事八百九十六町歩、苗木植栽本數四百七十萬本並に施行區域内の未立木地に對しては普通植栽二萬一千三百町歩、五千八百八十五萬本の植栽を實行した。將來治水上復舊を要する地帯を認むる地域即ち主要河川流域荒廢地四十七萬町步中約二十三萬五千町歩を第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふこととし、砂防工事は國に於て施行し、造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を採り、特に當面の急務を要する漢江・錦江・洛東江・蟾津江・榮山江・東津江・城川江及大同江の八大河川流域七萬四千八百八十三町歩を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手した。

處が財政上の都合に依り大正十三年度に於ては僅に經費四萬餘圓に減少され、殆ど中止の状態に陥つたが、斯くては治山事業の完成を期する事が出来ないから、從來の普通植栽及天然雜樹地補植に對しては、本事業と切離し國庫及地方費より造林補助金を支出して之が促進を圖ることとし、砂防事業は全鮮十一萬七千八百八十五町歩の要砂防工事地中、荒廢最も甚しき大面積のもの八萬二千町歩を、大正十四年度以降三十箇年間に、工事は國費、植栽は所有者・占有者より地方費協力の方法に依り實施することに計畫を改めたのである。

然るに産米増殖計畫の遂行に伴ひ、水利事業著しく擴張され、且着々施行中の治水事業の効果さへ減殺すること共に道路橋梁鐵道等の被害も亦著しいので、少くも砂防事業を鐵道水利土木等の事業と並進させることの必要を認め、既定繼續費の年限を繰上げ、年度割支出額を増加し速に砂防事業の進捗を期することとし、前記八萬二千町歩より昭和三年度迄の完成見込面積を差引き、之に要存國有林野内の要砂防工事地を加へ、合計八萬町歩の荒廢林野を昭和四年度以降二十箇年間に復舊することに計畫改訂を爲し、既に議會の協賛を経たる既定繼續費の年限即ち昭和四年度以降同八年度に至る五箇年を四箇年に短縮施行することとし、實行中財政上の都合に依り其の年限を昭和十年度迄に延長施行することに變更した。大正十一年度以降昭和十年度に至る十四箇年間に於ける砂防工事面積一萬三千六百九十五町歩、植栽本數五千八百四十四萬九千本である。(昭和十年度分には第二期計畫の分を含む)

窮民救濟砂防事業 抑砂防事業の目的は治山・治水に在るのであるが、その經費の大部分は勞銀であるから窮民救濟上最も好適の事業である。併しながら財政の關係上國費を以て悉く之を實施することは

困難であるから、昭和六年度より同八年度に至る三箇年間に黄海道を除く各道地方費繼續事業として總額七百五十萬圓の起債を認め、一萬一千二百五十町歩の砂防事業を施行して窮民救済に着手したが、昭和六年度は年度中途より着手したのミ、諸準備の爲豫定の通進捗しなかつた爲、年限を一箇年延長し昭和九年度に於て完成したのである。而して之が施行箇所はこの事業が元來救済を目的とした關係上、必ずしも林野荒廢の程度のみならず、勢ひ各地に分散し昭和六、七兩年度は黄海道を除く十二道管内に於て百六十餘箇所、昭和八年度は同百五十二箇所、昭和九年度は五十九箇所に於て實施したのである。

右の如く本事業實施の結果、事業本來の目的たる治山治水の効果は勿論、昭和六、七兩年度に於て三百十六萬三千餘圓の勞銀を撒布した爲、直接地元民の生活を安定させたばかりでなく、納税成績及貯蓄心向上・勤勞精神作興・色服着用・温突改良の普及等社會各般の施設に對する間接的の効果頗る顯著なるものがあり、爲に昭和八年度を以て終了する筈の本事業に對し、繼續施行方の要望切なるものがあつたので次の如き計畫に基き、第二次計畫を立て之を實施することとした。今既往に於ける實行成績を掲ぐれば、昭和六年度以降昭和九年度迄四箇年間に、施行面積一萬七千二百六町歩、出役延人員一千百七十三人、人夫賃金五百九萬四千五百五十三圓である。而して本事業資金としての起債に付ては、五箇年据置十五箇年元利均等償還を爲すものであつて、國庫よりは右元利金の八割を地方費に補助するものである。

第二次窮民救済事業 (地方費)

第一次窮民救済砂防事業は昭和八年度を以て大體終了の運になつたが、農村の疲弊未だ癒えず、尙救済事業を要望するに切なるものがあり、且昭和八年夏季各地に豪雨があり、洪水氾濫して水害甚しく一層疲弊の度を深めたるの觀ありたるに基き、之が救済の爲一年度限りとして第一次の事業と同様の方法に依り第二次窮民救済砂防事業を實行したのであるが、其の道別割當を表示せば左の通りである。

第二次窮民救済砂防事業道別割當表

道名	事業費總額	施行豫定面積	勞銀撒布見込額	勞働者使用豫定人員
京畿	三三,000,000	六四〇	三三,000,000	五四五、三三三
忠北	一六,五〇〇,000	三〇〇	一五,五〇〇,000	二五六、六六六
忠南	一一〇,000,000	三六〇	一〇七,〇〇〇,000	三三六、六六六
全北	一一〇,000,000	三八〇	一〇七,〇〇〇,000	三三六、六六六
全南	三三,000,000	四四〇	三三,000,000	三七三、三三三
慶北	六六,000,000	一,二四〇	六六,000,000	一,〇五七、七七七
慶南	四六,000,000	八四〇	四六,000,000	七二五、五五五
黄海南道	九〇,000,000	一,六五〇	八六,〇〇〇,000	一,四〇〇,〇〇〇
黄海北道	七五,000,000	一,四〇〇	七三,〇〇〇,000	一,一六六、六六六
平壤	五〇,000,000	九〇〇	五〇,000,000	七七七、七七七
平南	八〇,000,000	一,四〇〇	八〇,000,000	一,一六六、六六六
江原	一〇,000,000	一四〇	一〇,000,000	一四〇,〇〇〇
咸鏡北	一〇,000,000	一四〇	一〇,000,000	一四〇,〇〇〇
咸鏡南	一〇,000,000	一四〇	一〇,000,000	一四〇,〇〇〇
計	1,000,000,000	12,770	1,000,000,000	12,770,000

時局應急施設砂防事業 經濟界の不況に伴ひ、農民の困窮は最も憂慮すべき状態に在つて、之が救は一日も忽諾に付し得ない状態であつた。砂防事業は廣大なる地域に於て各地に分散施行することが出るが、労働者を集中せず、離農者を出さない程度に於て施行し得られるばかりでなく、經費の大部分は勞銀であり、且直營事業なる爲一切の中間搾取がないから、窮民を直接救済する上に最も適當の事業である。かくて昭和七年九月以降この窮民救済を主目的とする砂防事業を起し、耕地の安定を圖るに生活並に營農の資金を收得せしむることとした。昭和七年度に於ける本事業は國費八十萬圓、道地方費百二十五萬圓であつて、何れも直營事業として施行し、且農村窮迫の實狀に鑑み、工事並に植栽も事業費を以て支辨することとした。而して道地方費事業は窮民救済事業資金と同一方法に依り起債を爲し、國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものである。

昭和七年度は全鮮に互り百九十九箇所に於て實施し、昭和八年度は前年と同額であつたが、幾分集中主義を採り、百五十八箇所に於て實施した。既往に於ける實行成績を示せば左の通りである。

昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度(國費)
施行箇所 百九十九箇所	百五十八箇所	三十九箇所
同 面積 四千二百四十二町歩(溪間工事のみ八百町歩)	五千四百四十四町歩	九百三十二町歩
出役延人員 三百三萬二千四百九十九人	二百六十三萬六千五百十三人	五十二萬二千八百九十九人
入夫賃銀 百三十六萬二千二百二十圓	百二十九萬二千四百二十圓	二十四萬八千七百十五圓

第二期砂防事業計畫の概要 前述の如く砂防事業第一期計畫は昭和十年度を以て終了の運びとなつたが、尙砂防事業を必要とする荒廢林野は十九萬六千町歩(外に林間裸地五萬三千町歩)の大部分に上り、之が爲年々洪水の被害を繰返し治水上一日も放置し得ない状況に在つて、之が根本的對策として砂防事業の急施に依り荒廢林野の復舊を圖る事は最も緊要なばかりでなく、多額の勞銀散布を伴ふので大水害に依つて極度に疲弊した農村の救済上効果顯著である事は勿論、年々内地に渡航する労働者に適當の生業を與ふる結果、其の渡航を緩和する効もあるから國庫及道の財政状態を考慮し、昭和十年度以降十五箇年計畫を立て、差當り急施を要する箇所中國費及道費を以て十二萬七千八百八十町歩の砂防事業を左の通施行することとした。

年 度	國費事業		道費事業		洛東江流域事業		計	
	額	面積	額	面積	額	面積	額	面積
昭和十年度	六〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇町歩	一,二六六,八〇〇	三,一六七	二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,六一〇,三〇〇	一〇,一〇九
自昭和十一年度	八〇〇,〇〇〇	一,四四五	一,二六六,八〇〇	三,一六七	二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,八一〇,三〇〇	一〇,五〇一
自昭和十一年度	八〇〇,〇〇〇	一,四四五	一,二六六,八〇〇	三,一六七	二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,八一〇,三〇〇	一〇,一〇一
自昭和二十一年度	八〇〇,〇〇〇	一,四四五	一,二六六,八〇〇	三,一六七	二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,八一〇,三〇〇	一〇,一〇一
自昭和二十三年度	八〇〇,〇〇〇	一,四四五	一,二六六,八〇〇	三,一六七	二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,八一〇,三〇〇	一〇,一〇一
自昭和二十四年度	七〇〇,〇〇〇	一,三三五	一,二六六,八〇〇	三,一六七	二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,八一〇,三〇〇	一〇,一〇一
計	二,一七〇,〇〇〇	二,二〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四七,五〇〇	二七,二八六,二〇〇	一〇六,六六〇	一〇六,〇〇〇,〇〇〇	二七,一八〇

然るに昭和十一年夏またまた中鮮以南に大洪水があつて、其の被害の甚大さは彼の大正十四年及昭和九年の大洪水を凌駕するものであつた。かく洪水被害の顕發に對しては、之が根本的對策樹立の緊要であることが痛感されたので、昭和十一年十月總督府に治水調査委員會を開催し、この對策に付き審議せる結果、本事業に關しては既定計畫の繰上げ實施を、現計畫以外の地域に付ての事業計畫の急速樹立を圖るの外、輕微な禿裸地及林間裸地に對しての復舊策實施、風水害に因る災害林地の急速復舊等、大々に砂防事業の進捗を圖る要あるを認めたので、昭和十二年度以降左記に依り全面的に本事業を施行することに計畫を改訂し實行中である。

一、國費事業 (町當經費人件費を含み昭和十、十一年度五六〇圓、同十二年度以降五〇〇圓)

昭和十二年度以降の計畫は次表の通荒廢激甚であつて工事費多額に上り、且技術上特に重要な地域三萬九千五百二十五町歩に對し従前の通國費經營を以て實施するものである。

年 度	金 額	施 行 面 積
自昭和十一年度	一、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇町
自昭和十年度	一、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
自昭和九年度	一、六〇〇、〇〇〇	三、二〇〇
自昭和八年度	一、五六二、五〇〇	三、一二五
自昭和七年度	一、九七六、五〇〇	三、九二五
計		

二、一般道費事業 (町當經費人件費を含み昭和十、十一年度四〇〇圓、同十二年度以降三七〇圓)

要砂防地二十二萬八千五百十七町歩中、國費經營を以て工事施行を必要と認められる地域が三萬九千五百餘町歩ある。尙次に記する洛東江流域事業(五萬八千六百八十町歩)、民營砂防事業(七萬九百七十町歩)及東海岸鐵道保全砂防事業(四千九百七十六町歩)を差引いた六萬六千六百六十六町歩の地域は荒廢の程度稍低く、従つて經費も少く技術上から見ても國費事業地に比して簡易なので、道費を以て砂防事業を施行しやうとするものであつて、之に要する資金は道に起債させ其の元利金の八割相當額を國庫から補助するものである。而して國庫負擔相當額に付ては一箇年据置、道負擔に屬する分に付ては五箇年据置とし後兩者共十五箇年半年賦均等に依つて償還するものである。

年 度	金 額	施 行 面 積
自昭和十二年	一、六三一、七〇〇	四、四一〇町
自昭和十一年	二、〇〇一、七〇〇	五、四一〇
自昭和十年	一、九八九、一二〇	五、三七六
自昭和九年度	一、四八七、四〇〇	四、〇二〇
自昭和八年度	二、四四一、四二〇	六、一六六
計		

三、洛東江流域事業 (町當經費人件費を含み昭和十、十一年度四六五圓、昭和十二年度四四〇圓)
洛東江の氾濫に依つて流域住民は永年塗炭の苦を嘗め、殊に昭和八年度は再三の氾濫で水害に依つて

莫大の人命財産を失ひ其の慘狀は實に見るに忍びないものがあつた。是は全く流域林野の荒廢によるものであつて利害を共にする慶尙南・北兩道は相提携して本流域の治山に依り被害の根本的防除を圖るべく洛東江流域治山事業計畫を樹立したものであるが、これは兩道管内荒廢林野中國費直營を以て施行しなければならぬ地域を除き、全面積五萬八千六百八十町歩を次表の通十箇年に完成せむとするものであつて、之に要する資金の八割は道に於て起債之が利子及償還額に對し國庫より七割五分相當額を補助し、國庫負擔に屬する分に付いては一箇年据置、道負擔に屬する分に付いては五箇年据置の後、十五箇年、半年賦均等に依つて償還するものである。尙總經費の二割相當額は地元邑面に於て之を負擔する。右道別年度別表は次の通りである。

洛東江流域砂防事業計畫表 (十箇年)

道名	自昭和十一年度 至同十一年度 毎年		自昭和十一年度 至同十二年度 毎年		昭和十九年度		計
	面積 町歩	經費	面積 町歩	經費	面積 町歩	經費	
慶尙北道	(一)	1,160,000	1,760,000	1,619,200	1,760,000	1,760,000	8,400,000
	(二)	1,116,000	1,056,000	971,500	1,056,000	1,056,000	5,011,000
	(三)	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	1,484,000
	(四)	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	1,484,000
慶尙南道	(一)	1,160,000	1,760,000	1,619,200	1,760,000	1,760,000	8,400,000
	(二)	1,116,000	1,056,000	971,500	1,056,000	1,056,000	5,011,000
	(三)	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	1,484,000
	(四)	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	1,484,000
計	5,900	8,400,000	5,900	8,400,000	5,900	8,400,000	34,600

四、江原道東海岸鐵道保全砂防事業 (町當經費人件費を含み三七〇圓)
 近く全通の豫定にある東海岸鐵道の沿線には約二萬一千町歩の荒廢林野があつて、中でも江原道内に
 ある荒廢林野は豪雨毎に夥しい土砂を流出して甚しく河床を高め、前例に徴しても、此の儘放置する
 ときは線路及橋梁を屢々脅かすこととなるので、交通保全の爲速かに之が復舊の要あるを認め、昭和
 十二年度以降十箇年に約五千町歩の禿裸地に對し、左の通砂防事業を施行することとした。
 本事業は洛東江流域事業と同様事業經費の六割相當額を起債償還の際國庫から補助し、道々地元邑面
 には各々二割を負擔させるものである。

年	金額	施行面積 町歩
自昭和十二年 至同十二年 毎年	1,850,000	500
林業		二四五

林業	二四六	施行面積
平年度	一七六、一二〇	四七六
同計	一、八四一、一二〇	四、九七六

五、民營砂防事業 (町當經費人件費を含み一四〇圓)

全鮮に互つての荒廢林野中には、傾斜が緩かで荒廢の程度も低いものが約一萬七千六百町歩ある。尙アカマツ成林地であつて、其の他の地被物を缺如した所謂林間裸地が約五萬三千三百町歩あつて、何れも現狀の儘永く放置するときは年々共に荒廢の度を増し、或は土砂を流出して治山治水の完備を期し得ないので、國費及道費砂防事業を併行して復舊せしめることとしたが、之等林野は比較的荒廢の程度が輕微なので、國又は道から相當助成するときは一層容易であるから、左の通實施することに計畫を樹立した。

本計畫は昭和十二年度以降十五箇年に互つて實施するもので、事業費の七割は國庫から補助し、二割は道、一割は林野所有者又は蒙利者に負擔せしむること。尙本事業は林野の狀況が一般砂防地と其の趣を異にし、又之等林野の利用狀況等を見ても他と異なるので、砂防事業令は之を適用しない。(國及道の負擔は道費事業と同様起債に依る)

年	度	金	額	施行面積
自昭和十一年	度	五、一、〇〇〇	三、六五〇	
至同十二年	度			
計				

自同	八四〇、〇〇〇	六、〇〇〇
同	八〇七、八〇〇	五、七七〇
計	九、九三五、八〇〇	七〇、九七〇

六、災害林地復舊砂防事業 (町當經費人件費を含み一、〇〇〇圓、江原道八〇〇圓)

昭和十一年八月中旬の豪雨と八月下旬朝鮮地方に襲來した猛烈な颱風及之に伴つた豪雨に依つて、京畿・忠北・全北・慶北・慶南及江原の六道管内で約四千町歩の林野が崩壊し、激烈な土石流の爲下流地方は夥しい被害を蒙つた。是等崩壊林地を此の儘放置するときは、今後豪雨毎に周圍に擴大して再び大崩壊の原因となる虞があるので、特に急速復舊を要するに認められる一千八百十町歩に對し、復舊計畫を立てた。本計畫は三箇年に事業を完成するものであつて、國有林野に對しては國庫から全額を補助し、其の他の林野に對しては八割を補助し、道費は二割を負擔するものである。

災害林地復舊砂防事業道別年度別表

道名	自昭和十二年		昭和十四年		計
	度	度	度	度	
京畿道	經費 三〇,〇〇〇	施行面積 七	經費 三〇,〇〇〇	施行面積 三	經費 六〇,〇〇〇
忠清北道	經費 七〇,〇〇〇	施行面積 七	經費 六〇,〇〇〇	施行面積 六	經費 一三〇,〇〇〇
全羅北道	經費 一〇,〇〇〇	施行面積 三	經費 一〇,〇〇〇	施行面積 一〇	經費 二〇,〇〇〇
林業					二四七

道名	自昭和十三年度		昭和十四年度		計	
	總經費	施行面積	總經費	施行面積	總經費	施行面積
慶尚北道	110,000	110	110,000	110	220,000	220
慶尚南道	150,000	150	150,000	150	300,000	300
江原道	150,000	150	150,000	150	300,000	300
計	410,000	410	410,000	410	820,000	820

備考 一、括弧内は國有林關係の分を示す。
 二、一町歩當經費江原道八〇〇圓、其の他は一、〇〇〇圓とす。

造林貸付竝に成功讓與

不要存國有林野に於ける造林事業の經營に關し、舊森林法では單に部分林又は貸付の制を設けたのに過ぎないが、現行森林令は朝鮮の現狀に鑑み、此等の方法を廢し、新に造林貸付に關する制度を設けた。即ち本制度は一般に造林を獎勵し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に出でたるものであつて、造林の目的の下に貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に讓與するの特典を開いたものであるが、爾來之が出願者激増し、逐年造林の進展を見るに至つた。今昭和十三年度末迄に於ける貸付處分累計は八萬六千二百六十七件、面積百六十一萬二千二百七十町歩で、内既に造林事業成功に因り讓與したものは五萬一千六十二件、面積八十八萬九千七百四十七町歩に達してゐる。

尙治山事業を促進するに共に用材林を造成し、以て林利の開發を計る目的を以て昭和十二年九月朝鮮林業開發株式會社の設立を見たので、之に對し昭和十二年以降十箇年間に國有林野約五十萬町歩を貸付する豫定であるが昭和十三年度末迄に貸付せるものは十六萬二千二百五十八町歩である。

國有林野の實測調査

要存豫定林野中農耕地にして民間に開放するを得策するもの、又は飛地・境界複雜地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの約百三十一萬町歩に達する見込であつて、大正十五年度より之が調査整理を行ひ、昭和十二年度末迄に調査の結果、要存の解除したもの七十九萬六千八百三十二町歩に達した。而して將來本調査完了の曉には、要存國有林野は約四百萬町歩となり、其の内大學演習林其の他約十二萬町歩を除いた約三百八十八萬町歩が永久に存置せられ、之を周到完全に管理經營せんとするものである。而して昭和八年度末に於ける國有林野見込面積(造林貸付地及緣故林讓與出願地を除く)は五百二十三萬六千町歩であつて、其の内五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一縮尺地形圖に見取にて境界を表示し地積を算定した爲、境界の表示不明瞭であつて面積不正確であるから、北鮮開拓事業に依り整理處分見込面積三十萬町歩を除いた四百七十萬町歩に對しては、昭和九年度以降八箇年繼續事業として之を實測し、前記昭和八年度末に於ける國有林野見込面積五百二十三萬六千町歩に對しては同様昭和九年度以降八箇年繼續事業として價格を調査し、以て國有財産を確保するに共に、適時有利に處分し、森林收入の増加を

計るべく計畫を樹て着々實行中である、昭和十三年度迄に於ける實測面積百五十二萬七千七百七十町歩價格調査面積百五十三萬四千八百八十四町歩である。

國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は(一)舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來つたが、其の林相民有に認むべき標準に達せざる爲林野調査に際し國有に査定せられたるもの(二)舊森林法の規定に依る地籍届を怠つた爲土地調査に當り國有に査定せられたるもの、竝に古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するも國有として査定せられたるものである。而して此等の林野は概ね民有林の間に介在又は隣接し、其の使用の状態・占有の意思毫も民有に異なるなきに拘はらず、單に僅少なる林相の相違或は林野調査に土地調査に各適用法令を異にしたる結果所有權を認められなかつたもので、之が爲人民の怨嗟を招き、速に整理を要するも、各所に散在するを以て管理上國の經營に適せざるのみならず、之を他に處分せんか、緣故者の生活を脅威する結果となり、民心を悪化せしむるの慮あり、又一方緣故者に在りては緣故林野の歸屬確定せざるため愛護の念薄く爲に林業振興上支障少なからざるものあるに鑑み、之を各緣故者に讓與し、權利の確定を得しむるは林政上機宜の措置なるを認め、大正十五年四月朝鮮特別緣故森林讓與令の制定に次ぎ同年十二月施行規則を發布し、翌昭和二年二月一日より之を實施するに至り、右緣故林野は擧げて當該緣

故者に無償讓與することとし、以て民心の安定に林野の改善促進を圖つた。即緣故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に讓與の出願を爲さしめ、調査の上處分を行ふもので、其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩であり、之が處分は昭和二年度以降八箇年を以て完了の豫定を樹て豫定の通昭和九年度を以て全部の處分を完了した。

國有林經營

沿革 國有林野中、國の經營に豫定せる要存豫定林野は約五百十九萬町歩(大學演習林として貸付)に達する見込で、内鴨綠・豆滿兩江の流域に屬する約二百一十一萬町歩の林野(主として現在新義州・洞原・江界・茂山の營林)に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町歩の區域に對しては地方廳をして森林保護區並に森林監視所等の保護機關を設け、専ら保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる増加に鑑み、之が應急の施設として差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめて來た。然るに此等の事務事業は上叙の如く本府・地方廳・營林廠等各種官廳に於て行はるゝ結果、其の間事務の連絡統一を缺き、林政上不利不便宜少なからざるに鑑み、大正十五年六月林政の改革を斷行し國有林の經營・保護民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設くるに共に、從來の山林課出

張所・營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年十一月營林業績の刷新向上を期する爲、之を十九箇所に廢合して經營・保護等營林の實行に當らしめたが、同七年八月十九營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳に於ては此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政を執掌せしむることとした。而して昭和九年四月更に營林署一箇所及昭和十二年四月二箇所を増設し、道所轄林野の一部を之に移屬したので、現在營林署の管轄は約三百八十五萬町歩に達し、大體元山林課出張所及營林廠の事務事業を繼承したもので、漸次施設の擴充を期してゐる。

次に森林經營の規程である施業案は從來は主として利用及造林上の必要に基き、應急的な簡易の調査に依り編成し來つたのであるが、最近木材を利用する各種の事業が勃興し、殊に製紙・人絹・人造羊毛無水酒精等の如き木材化學工業やベニヤ板・矧板・コルク板等潤葉樹の利用工業なきが頼に旺盛になつて、其の原料供給の重要資源を包蔵する國有林は頗る重大なる使命に直面し、輓近の進歩せる林業技術を用ひて集約的な經營を必要とするに至つたので、從來の簡易調査を改め昭和十二年度よりは毎年三八萬町歩宛を標準として精密な調査に依る施業案編成の實行に着手することした。

營林の狀況

イ、所管面積樹種及材積 營林署の所管林野は咸鏡南北・平安南北及江原道の五道に誇り、其の所管面積は約三百四十四萬町歩であつて、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割、潤葉樹三割を占めてゐる。目下用材として利用されつゝある樹種の主なるものは針葉樹では、テウセンマツ(松)・タウヒ

モミ類(杉)及テウセンカラマツ(落葉)赤松等であつて、潤葉樹では、テウセンヤマナラシ・シナノキ・クルミ・ヤチゲモ及フノナレカンバ等である。

ロ、伐木運材及流筏 鴨綠江流域では、咸鏡南道甲山・三水・長津及平安北道厚昌・慈城・江界・渭原の各郡、豆滿江では咸鏡北道茂山郡、大同江では平安南道寧遠郡、所在國有林から主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類の丸太軸角電柱材を江原道東海岸森林からアカマツを伐出する外鴨綠江流域よりナラ・テウセンヤマナラシ・カンバ類・ドロノキ・シナノキ等の潤葉樹をも伐出する。伐採は春より秋迄行ひ運材は十月迄は軌道に依り十一月以降は積雪を利用して専ら牛曳に依る。而して鐵道輸送に依るものゝ外當年伐採したものは翌春解氷を待つて流筏に依り市場に搬出するのである。

流筏は通例四月開始して五月より九月迄が最盛期で、十一月に終了するのが常である。之に従事する筏夫は作業困難な上流では内地人筏夫を使用し、下流では朝鮮人筏夫を使用して居るが近時朝鮮人筏夫の技倆上達し其の従事員數も漸次増加しつつある。

ハ、漂流木整理 明治四十二年三月鴨綠江採木公司と漂流木整理方法に關し協定を遂げ、朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て、滿洲側に漂着のものは代木公司に於て整理することとし、更に大正三年委員を設け整理上同一歩調を取ることを協定した。又同七年二月豆滿江の漂流木整理に付いても亦間島延吉道尹と商議して同一歩調に依ることとした。爾來以上の方法に基き整理して來たが、同年六月朝鮮

水難救護令及附屬法令を改正し、次で大正十五年六月營林署官制公布と共に、此の兩江の漂流木に關しては營林署長其の職務を行ふこととなつた。近時流筏作業の發達ミ諸設備の充實ミに因つて、漂流木は著しくその數が減少して來た。

ニ、製材 鴨綠江流域に於ける生産材の過半を新義州營林署製材所に於て製材し、主として建築用材・鐵道枕木・箱材等を生産するの外、京城、江陵及江界營林署管内各一箇所の山地製材所に於て潤葉樹材を製材し、主として羽目板・床板等の加工品を生産してゐる。現在に於ける製材所の設備は工場數六(内新義州三)、動力九百三十馬力(内新義州七百七十馬力)を有し、その製材能力は一箇年原木二十六萬立米(内新義州二十五萬立米)、製材十八萬立米(内新義州十七萬立米)である。

ホ、販賣 國有林に於ける官行斫伐材は官營製材工場の資材に供するものを除き總て原木の儘賣拂ふものなるが之等の原木は主として賣拂地所在のバルブ工場及製材工場等の加工原料となり一部は電柱及枕木用材として夫々需要地に配給せらる。

ハ、立木拂下 立木拂下は民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所にして、國有林經營上支障なき範圍内に於て年々一定の數量を限つて之を實行してゐる。最近五箇年間の拂下數量を掲記すれば左

の通である。

立木拂下數量及價格		材積		價格	
年 度	材 積	年 度	材 積	年 度	價 格
	立方米		立方米		円
和 昭 九 年 度	一、五五四、三六二	昭 和 十 二 年 度	一、六五五、七五五	昭 和 十 二 年 度	四、八二一、九〇四
同 十 年 度	一、四三三、四六一	同 十 三 年 度	一、八三〇、九一九	同 十 三 年 度	七、四三七、六九四
同 十 一 年 度	一、六三三、三六六				

ト、森林土木 森林土木は主として斫伐林地の開發・利用の集約増進及輸送力の確保を目的とする運材軌道の敷設、流筏水路の改修、林道の開鑿及交通通信施設である。此等の施設は斫伐量の増加と共に逐年擴充されつゝあるが林地の變遷に伴つて其の數量は常に一定しない。

チ、森林鐵道 林産物の利用増進を圖る爲昭和四年度より同八年度迄の間に於て經費百十四萬九千圓を以て平安北道厚昌郡東興面南社水流域に森林鐵道四八・三籽(軌間二呎六吋軌)を敷設した。右の外北鮮開拓事業の一部として昭和七年度から惠山線及白茂線に連繫する森林鐵道(二三三・四籽)及軌道(二六四・九籽)を敷設し、尙山地に簡易製材工場を設けて、白頭山を中心とする北鮮の豊庫を開發する計畫の下に目下實行中で其の一部は既に完成して利用されてゐる。

リ、造林 國有林の造林事業は明治四十四年以來着手し林地の實況に應じて人工植栽又は天然生育等に依り實行して來たのである。即ち人工植栽は未立木地の如き大部分天然生育不能なる箇所或は特に地

位優良なる林地に對して之を行ひ、伐採跡地の如きは成るべく天然生育に依るこゝとして母樹の殘存を圖り、且天然下種に依る成林を容易ならしむる爲整地を行ひ又稚幼樹の成育を促進する爲成林撫育をなし以て更新の達成に努め其他附帶事業として播植地に對する補植、手入、防火線の設定、苗圃の經營を實行して來たのである。然れ共從來財政の關係上其の施設餘りに小規模にして、植伐の均衡上大いに考慮を要すべき状態にありたるを以て、昭和十年度に於て造林計畫を改訂し以て將來の林利の保續を圖るこゝとした。

然るに輓近各種産業の飛的躍進展に伴ひ用材の需要頗る増加し、而も今後益々遞増の趨勢に在りて造林事業擴充の要愈々緊切なるを認め、更に未立木地及散生地の造林計畫を樹立し、昭和十三年度以降二十年計畫を以て積極的に造林を實施するこゝとなつた。最近五箇年間の造林面積を掲記すれば左の通りである。

年 度	新播植	天然生育補播植	天然下種	成林撫育	計
昭和九年度	九、四三七 ha	— ha	八〇〇 ha	一〇、八七三 ha	二一、〇九三 ha
同 十年度	四、九八〇	—	五、五〇七	一九、一五五	三〇、八七四
同 十一年度	四、五四三	—	八、〇六六	一、八〇〇	二四、〇三三
同 十二年度	四、九七六	—	一〇、六一一	一、九五三	二六、七三〇
同 十三年度	五、四六六	—	一、九二六	三、二二六	一〇、六一八

北 鮮 開 拓 事 業

北鮮地方中鴨豆兩江の上流地帯である平安北道江界・慈城・厚昌、咸鏡南道長津・豊山・三水・甲山及咸鏡北道茂山の八郡は所謂山地地帯であつて、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩(約一千四百里で内地四國地方の面積より尙廣)大部分は要存豫定國有林野を以て占めてゐるが、林相は良好で鮮内隨一の密林地帯を包蔵し、其の林力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成してゐる。併し乍ら從來交通運輸の利便を缺き、爲に林木の伐出利用は纔に水運の便ある地域に限られ、其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態であり、而も一方保護機關の手薄に乗じ漂動跋扈する火田民の火耕に因つて、年々廣大なる美林の燒燼せられ、且林内隨所に存在する肥沃な農耕適地も遂に荒蕪地化するに至る等、天物暴殄の甚しきものがあつたので、速に之が利用開發と保護増殖を圖り、一面既住の火田民に對しては之が善導定着を策するに共に農耕適地等は進んで之を開放處分し、仍て以て地方開發の實を擧ぐるの要急切なるものあるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て北鮮開拓事業計畫を立て、總額一千二百十八萬三千圓の經費を以て、(一)森林の利用開發(二)火田民の指導及農耕適地等の開放處分(三)森林の保護に關する施設の實行を企圖し、事業に着手したが、其の施設概況を述べれば左の如くである。

- (一) 森林の利用及開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且農耕適地の開發上急速伐採を必要とする

等の事情ある地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標に白茂線及恵山^{（三）}を繋ぎ連繫する森林鐵道^{（九）}を敷設するの外、之が附帶設備として山元より森林鐵道まで軌道^{（二六四）}を敷設し、又山地に簡易製材工場^{（二二）}を設け、以て林産物利用の増進と収益の増加を圖らんとするものであつて、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度より着工したが、昭和十三年末迄に森林鐵道五六軒二一〇及同軌道八〇軒九三四の敷設を完成し、着々森林の開発利用を促進しつつある。

(二) 火田民指導及農耕適地等の開放處分 本施設は既往の火田民四萬戸二十數萬人^{（開拓事業計畫に於ては昭和五年九月末現在に據り三萬餘戸、十八萬人と豫定せるも）}に對し其の漂動懶惰の惡癖を矯正し、勤勉な自作農として定着せしめ健全なる山村を建設して拓地殖民の先驅たらしめんとするものであるが、之が實行に方つては現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは新に國有林野内農耕適地中より替地^{（但し現住地方に於て供與すべき適當の替地）}を選定供與し、且此等火田及替地は實査の上各人に無料貸付し、爾後火田民が定着したときは之を讓與するの方針を以て目下鋭意之が調査に努めてゐる。而して火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要な施策の實行に付ては、特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期するの必要を認め、昭和七、九、十一の三箇年度に互り山農指導區六十一箇所^{（指導手一）}及同監督事務所六箇所^{（各所監督技手一名の外關係者林業及部職員の一部を兼務せし）}を配置し、既に夫々實情に即した實地計畫に依り農法の革新・副業の普及・燃料消費の節約其の

他生活の改善及矯風教化の實を擧ぐるに努むるの一面、火田民をして指導區の區域を單位とする山農共助組合を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促してゐるが、事業開始以來日猶淺きに拘らず、火田民は漸次官の施設を理解し、其の指導獎勵に對し眞に悦服するの傾向を生ずるに至り、成績頗る良好である。

尙地域内林野中には約三十餘萬町歩の農耕適地等を有するが、此等の土地中火田民の定着用地として必要ならざる地域約二十餘萬町歩は、殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することとし、既に其の所在地域面積其の他處分上必要な事項に關し、豫察調査を了し既に處分を開始したが、内一九、三六八町歩は既に開墾・牧畜・植樹の目的を以て貸付を完了し、就中鮮滿拓殖株式會社に對しては西北鮮の拓殖事業の爲に農耕適地等約八萬町歩を貸付の見込である。

(三) 森林保護 前述の如く既往の火田民に對しては極力之を善導して定着せしめ、今後新規の冒耕は絶対禁遏するは勿論、其の他の被害に付ても之が芟減を期し、以て森林の保護増殖を圖るを緊要とするが、從來地域内に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町歩^{（一五方）}又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町歩^{（二六方）}の多きに及び其の配備頗る稀薄であるから之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することとし、昭和七年度及九年度に於て森林保護區十一箇所を増設し、且森林主事及森林主事補を増置し、既設機關を併せ其の不斷の活動を促すと共に、既往の火田民及一般地元住民等に對しては常に本事業の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺を森林愛護の實を擧ぐるに努め來つ

と共に朝鮮統治の大患である。是を以て本府は從來此の窮狀を匡救打開するが爲に土木・砂防事業等に依る勞銀撤布の救済施設を講じ來つたのであるが、これ固より應急の措置に過ぎず、其の効果は永續性に乏しいから、眞に農村を救ひ農家を根強く起上らしめんが爲には、自力に依る農家經濟の建直し、即ち農家更生計畫の實施の外途なきを以て、之を朝鮮更生一大方策とし昭和七年以來遂行し來つたのである。

農山漁村の振興、自力更生運動の經過 農山漁村の振興、自力更生運動は上叙疲弊窮迫せる農村の現狀に直面し且つ内外の非常時局に際會して速に根本的の振興對策を確立遂行する必要に迫られ、昭和七年事業着手以來急速度を以て展開し、先づ其の準備として振興對策の立案、運動組織の統制、指導機構の完備、指導網の擴充等に専念全力を傾注したのである。即ち昭和七年夏知事會議を開催し先づ本運動趣旨方針の大綱を示し更に内務・産業兩部長會議を開き、次いで本府・道・郡・島・邑・面に互つて一齊に農村振興委員會を設置し各種指導機關の聯絡協調並に公私施設の統制を行ひ、同年十一月十日をトし全鮮一齊に精神作興に關する 詔書の奉讀式を舉行し、總督亦非常時打開に善處すべき聲明を發し各道知事之に順應して諭告を發し、續いて全鮮の郡守・島司及關係の官公吏多數を召集して講習會を開催する等、各方面より極力民心の作興に努むると共に指導網擴大の爲、先づ第一着手として道・郡・島・邑・面・學校・金融組合・警察官署・漁業組合等所謂第一線の指導關係諸員に對し、農村振興に關する指導精神並に其の實際的指導方法に付各道各郡に講習會・講演會を開催して大に振興運動の趣旨の徹底に努

力し、あらゆる階級公私の機關一般民衆を打つて一九三〇として着々所期の目的達成に邁進する一面、本府幹部及其他職員を常時地方に派遣して極力其の指導督勵に當らしむる等、爾來半島を擧げ全能力を發揮して本運動の強化徹底に努めつゝある。

農山漁村更生計畫實施上の精神 農村振興運動の中樞施設である農家更生計畫の具體的方針は

(イ) 不足食糧の充實を期すること

(ロ) 現金收支の均衡を得せしむること

(ハ) 負債を根絶して其の重壓より免れしむること

であつて、この三點を經濟更上の目標と定め(イ)勤勞好愛(ロ)自主自立(ハ)報恩感謝の三者を精神的指標とし、自給自足に餘剩勞力の利用消化を勞農の鐵則として、個々の農・漁家を指導の對照に、概ね五箇年計畫を以て其の生活の安定を得せしめ、漸を追うて向上の域に誘導するをその要諦としたものである。右方針の下に昭和八、九兩年に於ては差當り一邑面一部落を標準として之が實行に着手したが、其の數四千八百九十四部落、九萬六千九百三十五戸であり、之に同十、十一、十二、十三年度實施のものを合算すれば二萬六千五百三部落(内更生共勵部落一、六五四)、五十六萬三千三戸(内更生共勵農家三七、五八五戸)に達して居る。

尙五箇年の指導年限を滿了せるものは更生共勵部落にして部落民の自助共勵に依り生活の安定向上を圖らしむることとしたのであるが、昭和十三年度に於ては昭和八年度實施のもの、中既に一、六五四部

農山漁村の振興、更生事業

二六六

區分	食糧不足		負債		現金收支不均衡	
	戸數	數量	戸數	金額	戸數	金額
計	二、四三三	五、五五、七六	二、四三三	三、四〇、九六	二、四三三	三、四〇、九六
現	一、五六一	二、九四、六二〇	一、三三〇	二、五〇、七〇	一、五六一	二、九四、六二〇
計	一、五六一	二、九四、六二〇	一、三三〇	二、五〇、七〇	一、五六一	二、九四、六二〇
現	〇・五三	〇・五三	〇・七〇	〇・七〇	〇・五三	〇・五三

漁家更生計畫の更生三要素解決の状況 (昭和十二年三月末現在)

區分	現金收支不均衡		負債		備荒貯蓄	
	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額
昭和十年	一、三三三	三、八〇、八七	一、八七〇	四、七〇、四七	四、〇〇	三、九六
現	七四八	三、九七、三五	七三〇	三、五〇、二七	一、七四二	三、七〇〇
計	〇・五七	一、〇四	〇・七七	〇・七四	二、二七	二、八、六九
同一年度	二、四四三	三、九七、九	三、七二八	六、七二、一六七	一、二七	二、八、六九
現	一、四三九	三、四七、七三	三、六二九	五、〇四、六〇	三、四三九	八三、九〇二
計	〇・五九	一、〇三	〇・七九	〇・七五	二、八三	四、四九

區分	現金收支不均衡		負債		備荒貯蓄	
	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額
昭和十年	一、三三三	三、八〇、八七	一、八七〇	四、七〇、四七	四、〇〇	三、九六
現	七四八	三、九七、三五	七三〇	三、五〇、二七	一、七四二	三、七〇〇
計	〇・五七	一、〇四	〇・七七	〇・七四	二、二七	二、八、六九
同一年度	二、四四三	三、九七、九	三、七二八	六、七二、一六七	一、二七	二、八、六九
現	一、四三九	三、四七、七三	三、六二九	五、〇四、六〇	三、四三九	八三、九〇二
計	〇・五九	一、〇三	〇・七九	〇・七五	二、八三	四、四九

更生指導部、十箇年計畫。本府に於ては諸般の情勢に照し、速に更生計畫の擴充實施を行つて本運動の強化徹底を圖り、半島大衆の全面的更生を企圖して統治の基礎を益々鞏固ならしめ以て國本の培養國力の充實を期し、内鮮一體舉國一致の實を擧ぐるの要緊切なるを認め、昭和十年以降概ね十箇年間に昭和八、九兩年度實施部落の外、全鮮約七萬餘部落(戸數二百十八萬戸)に對して年次的に更生計畫を樹立實行せしめ、物心兩面に互る大衆生活の安定を得せしめ、農山漁村匡救の根本且つ恒久的對策たらしめんとして居る。

斯くして計畫の樹立を了へた農家は之が實行を官邊の指導から逐次自治共勵の力に移し、民間自體の自律自治的運動として有終の成果を收めしむるやう中堅人物の養成訓練其の他各般の施設を講じつゝあるから、藉すに相當の時日を以てすれば此の大事業所期の目的に到着するこも、敢て難事でない。

一八 水産業

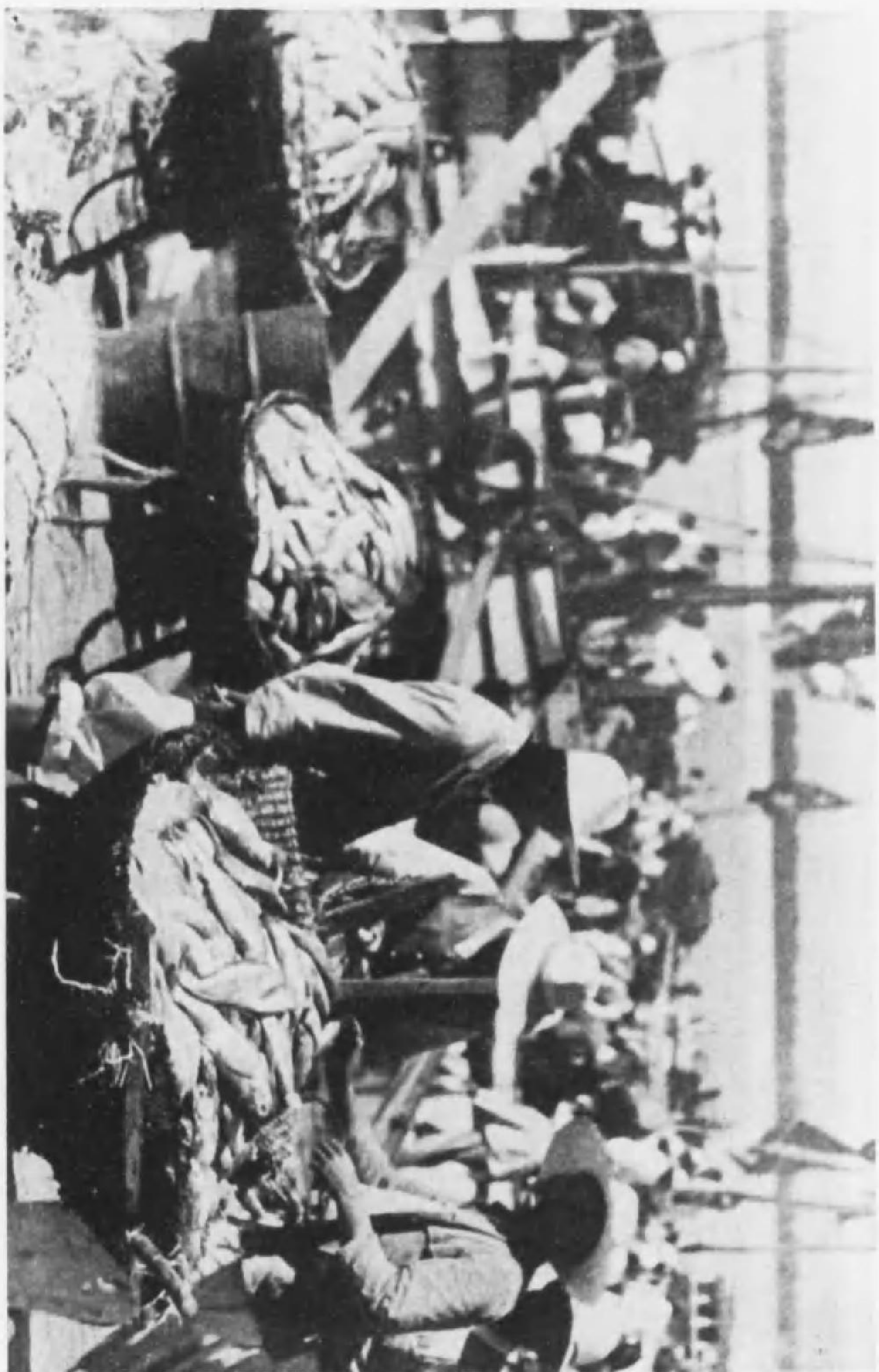
概況

朝鮮は本陸及島嶼を合せて海岸線の延長一萬七千五百八十軒に達し、地勢・氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊富であつて有利の漁場に乏しくないのであるが、古來漁政に關する基礎極めて薄弱であつて進歩の跡見るべきもの少かつた。併合以來本府は銳意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、且年々相當の經費を投じて各種の調査及試験を行つて其の結果を公表し、斯業に關する傳習講習を行つて當業者の知識技能を啓發し、有望な事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖つて漁民共同の福利を増進し、輸移出水産製品検査を行つて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會又は水産組合を組織せしめ、水産業の改良發達を圖り、近くは優良漁船獎勵補助・淺海水産物増殖獎勵補助・水産物冷蔵獎勵補助・漁業經營費低減施設補助を爲す等、各種の施設を講じた結果、漸次發達の域に進み、昭和十三年に於ては漁獲高八千七百八萬餘圓、養殖生産高五百九十二萬餘圓、製造高九千六百八十一萬餘圓に上つた。今漁獲高中百萬圓以上の産額を有するものを舉げれば左の通である。

ま い わ し

二二、八六二、五一^円

め ん た い

一〇、二三七、九九四^円

揚 水 魚 大 明



女

海

さば	五、八一六、八七二 ^円	あじ	一、三三五、八一九 ^円
ちば	五、二八九、五三七	たら	一、五三〇、一九四
いわし	四、三八三、四五〇	さい	一、七二八、二二一
にしん	二、六六四、六一六	わか	一、〇九一、八八九
おぼろ	三、〇四五、二九七	かわ	一、一六四、一四六
おび	二、〇九五、四〇七	め	一、〇六三、二六一
い	二、二六〇、九六八	べ	

而して百萬圓未満五十萬圓以上の産額を有するものは、**あなご・たこ・ひらめ・くじら・ほら・かじ**
き・ふか・はも・ぶり・てんぐさ・えいの十一種である。

次に水産製造物中百萬圓以上の産額を有するものを挙げれば左の通である。

素乾めんたい	一〇、三九七、〇五三 ^円	鹽藏にしん	一、一一八、六三九 ^円
乾のり	五、三七九、二三二	鹽藏ぐち	一、二九七、二二九
乾わかめ	一、二三八、八五九	鹽藏たちうお	一、一〇六、〇二一
鹽乾ぐち	一、〇八二、〇一九	蒲鉾	一、〇二八、八五九
煮乾いわし <small>(魚子)</small>	四、二三八、八五七	いわし搾粕	一九、二七一、一二五
鹽辛めんたい卵	一、八七七、四二七	いわし油	二一、五三九、四一八
鹽藏さば	一、一五三、六九六	魚 <small>(フィッシュミール)</small>	九、四三四、〇六一

水産業

尚百萬圓未満三十萬圓以上の産額を有するものは、**煮乾えび・いわしトマト漬・さば味附罐詰**かに水

煮罐詰・てんぐさ(非食用)・煮乾なまこ・魚團野菜煮罐詰・いわし味附罐詰・素乾するめ・鹽藏まいわし・めんたい肝油素乾たこの十三種である。以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況に相伴ひ、又輸移出向製品に在つては仕向地の需給状況に因り、製品の種類に多少の變化を生ずることもあるが、大體に於て主要生産地及製造の狀態は例年著しい異動はない。

漁業處分

現行朝鮮漁業令は昭和五年に制定せられたもので、漁業を分けて免許を受くべき漁業、許可を受くべき漁業、届出を要すべき漁業の三種としてゐる。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの(定置漁業)一定の水面に區劃其の他の施設を爲して養殖を爲すもの(養殖漁業)一定の水面に於て繰り返し漁網を曳揚げ又は曳寄せするもの(定所曳網漁業)一定の水面に於て繰返し漁網を建設又は敷設するもの(定所敷網漁業)一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲すもの(定所集魚漁業)及水面を専用するもの(専用漁業)であつて、免許を受けた者は漁業権を取得し、其の漁場内では一切の妨害となる行爲を排除して免許を受けた漁業を営むことが出来る。尙漁業権に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設けて一定の區域内では免許を受けた漁業の妨害となる漁業を禁止してゐる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業・機船巾着網漁業其の他十種の漁業であつて、漁業の種類に從つて朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が可否の處分を爲すのである。漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業

取締を目的とするものであつて、免許を受くべき漁業と異つて漁業権とはならない。届出づべき漁業は前二種の漁業に屬しない一切の漁業であつて、單に届出を爲して鑑札の下附を受ける。漁業の免許の出願及漁業権に關する各種の處分の申請を爲す者は府令の規定に依つて一定の手数料の納付を要し且漁業者は道費として漁業税を賦課せられる。昭和十三年末現在の有効件数は免許九千五百三十五件、許可一萬八千五百十四件、届出一萬五百二十件である。

水産業の保護獎勵

1、水族の保護及漁業取締 全鮮的には朝鮮漁業保護取締規則に基き、地方的には各道漁業保護取締規則に依り、水族保護上必要あるものに對しその操業區域・漁期・漁具・漁法及採捕物の體長等に制限を加へ、之が取締を嚴にして漁利の永續を圖り、又沿海各道には取締船を常置せしめて自道の漁業取締に従事せしむるに共に、尙本府は昭和三年朝風丸(一二七噸)を建造し全鮮沿岸の漁業取締及支那東海出漁船の保護監視に従事せしめたが、近年蘇聯沿海出漁船増加し拿捕等の事件頻發するので、昭和十一年新に照風丸(二五七噸)を建造し、専ら此の方面出漁船の保護監視に従事せしめ漁業の秩序維持に努めつゝある。

尙近年蘇聯沿海州沖合に於ける機船底曳網・さけます流網・かに刺網・めんたい及たら延繩等の各種漁業の好漁場も未だ漁場價値明かならざる爲、昭和十三年北鷗丸(六〇噸)を購入し漁場調査を實施

せしめ直接漁業者の出漁指導に従事せしめつゝある。
水産業に關する團體 從來存在した朝鮮水産組合は全鮮を一區として内鮮水産業者を以て組織し、水産業の改良發達に關する諸般の施設を爲し來つたのであるが、法令上の保護に乏しく、従つて其の基礎も薄弱で事業の遂行にも種々困難の事情があつたので、内地の水産會法に準じ大正十二年一月朝鮮水産會令を公布し同年四月一日より實施し現在に及んでゐる。而して水産會は道水産會之が聯合組織に依る朝鮮水産會之の二階級に區分され、水産業の改良發達に水産行政の補助機關たるの使命を完うせんことを所期してゐるのである。其の主なる事業は、道水産會に於ては水難豫防救済・醫療・施藥・各種の試験及調査・水産業の指導獎勵事業・講習講話、朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催・水産物輸出獎勵・道水産會事業の獎勵補助・水産製品販路擴張・水産業に關する各種仲介斡旋・機關新聞の發刊等で、本府は之に對して大正十二年度以降年額一萬二千圓乃至三萬圓を補助して事業を助成してゐる。尙本會に於ては別項に掲ぐる如く昭和十三年度より水難漁船救済事業を創始し益々其の機能の發揚に努めつゝある。漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者又は一部の漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受けて組合員の漁業又は之に關する經營若は救済に必要な共同の施設を爲すことを目的とするもので、昭和十四年八月末見在の組合数は二百三に達し、殆んご全鮮沿岸に其の普及を見てゐる。抑漁村の堅實な發達は漁業組合の振興に俟つに拘らず從來組合の普及全からず、尙既設組合も經費に乏しく、従つて理事者に其

の人を得なかつた等の關係で、未だ充分に組合の機能を發揮し得ない状態であつた。そこで大正十一年度以降國費補助の途を開き、漁業組合理事者の給料補助として一箇年五百四十圓を限度とし三箇年間、組合新設の場合は設立費として一組合五百圓の外理事者の給料をも補助することにしたが、各道に於ても之に順應し道費より相當の補助を爲し之が助成に努めてゐる。尙大正十四年度からは從來の實績に鑑み設立費補助を廢止し、新に各種共同施設事業に對しても補助することにし、昭和八年度より昭和十三年度まで漁村振興施設としての各種共同施設を急速に擴充せしむる爲、補助費を増額し、又昭和四年度からは優良なる理事者を得る爲理事見習の給料に對しても補助を爲し、更に昭和十一年度から漁村振興漁家更生の指導職員を設置費を補助する等、益々漁業組合の助成に努め之が發達を促進してゐる。次に昭和五年五月一日から施行せられた朝鮮漁業令に於て、漁業組合聯合會並に水産組合及同聯合會の制度が設けられ、水産團體の體系的整備を見た。漁業組合聯合會は道の區域に依り其の道内の漁業組合を會員として之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在京畿・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・平北・江原・咸南・咸北の十一道に其の設立を見た。而して漁業組合聯合會の消長は直に所屬漁業組合の振否に影響する所大であるから、聯合會の役員には最も優秀なる者を得る爲、之が給料に對し國庫補助を爲してゐる。尙此の外に社團法人朝鮮漁業組合中央會が昭和十二年五月に設立せられ、正會員たる漁業組合及同聯合會の發達並に事業上の連絡を圖るを以て目的とし、從來地

域的關係に因り受けつゝあつた事業上の不利不便は漸次解消せられ、尙今後の活躍には期待すべきものがある。之が健全な發達を圖る爲、昭和十三年度より本會の販賣購買改善施設費に對し國庫補助の途を開き、本會の事業を助成することとなつた。水産組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造・取引若は保管を營業する者を以て組織すること認められ、其の目的は當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害の矯正にあるのである。現在水産組合数は二十二に達してゐる。水産組合聯合會は水産組合の聯合機關で、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲に必要な施設を爲し、又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在は咸北・咸南・江原三道の鰯油肥製造業水産組合を會員とする朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會が設立せられてゐるのみである。

ハ、水産業の指導獎勵。水産業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳が之に當つてゐるが、特に優良漁船の建造普及に關しては、昭和元年度から、海苔牡蠣の増殖獎勵に關しては同二年度から地方費(現在の道費)に對して國庫補助を行つてゐる。漁獲物の處理改善に關しては製氷工場・貯氷庫建設を獎勵し、處理用水の普及を圖る爲昭和二年度から同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ以て斯業の獎勵に努めた。又從來漁業用油の輸入に付ては免稅の特典を有したのであるが、昭和十二年度よりは國策上之を廢止せらるゝこととなつた爲、漁業者の負擔は急激な加重を免れなくなつたので、之を放置しては斯業の進展上大なる支障を來すべきを以て、業者の漁業經營費の低減を期する施設として、同年度より十箇年計畫を以て大型氷庫機關の「ヂーゼル」化補助、小型氷庫機關優良化補助、貯油機關

の重油機關化補助、機關士養成費補助(朝鮮水産會に對し爲す)、燃料油貯藏設備補助、製氷冷蔵設備補助、漁船改裝費補助、指導員設置費補助(道職員設置費に對し爲す)等を実施したるが、昭和十三年度より更に本事業の完璧を期する爲、九箇年繼續で重油運搬船建造費補助、漁獲物運搬船建造費補助、冷凍工場設置費補助、漁船修理工場設置費補助、水産團體販賣購買事業改善施設補助等を追加し業者の負擔輕減を圖つたのである。次に地方廳は道費又は臨時恩賜金を以て漁撈・製造・養殖に關する各種試験及傳習・漁具・漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造・養殖漁業の指導補助、水産講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業・貯蓄を獎勵する等、銳意斯業の發展を期してゐる。

ニ、漁船避難港修築補助。沿岸には大小の港灣三百餘があり、漁民は常に之等を漁港として使用してゐるが、其の多くは天然の儘に放任されて、何等風浪遮屏の設備がないので、本府では漸次港灣の調査を遂げ、年々工事費を補助して修築せしめ漁港の完成を期してゐる。

ホ、水産製品検査。水産製品の産額増加するに従つて、輸移出額も亦累年其の數量を増加し、昭和十三年に於ては検査合格數九百萬五千餘箇、一千百三十二槽、價格七千二百六十萬四千餘圓に達した。水産製品の品質改善に付ては大正七年五月水産製品検査規則を發布し、同年七月一日から重要輸移出品に對し検査を実施して粗悪品の輸移出を防止したのであるが、爾來年を遡うて品質著しく改善せられ内外市場に於て鮮水産製品の聲價を發揚し商取引上顯著なる効果を擧げるに至つた。昭和二年四月

には検査規則の大改正を行つて、全部抽出検査の方法に改め、乾海苔に對し小包郵便の途を開き、包装容量の特例を認め従來等級を附けなかつたものに對しても新に等級を附けることとし、又は等級を増し検査立會者を置き、處罰規定を改め、その他検査の標準等級等を整備した。次で昭和四年五月鰯油を検査品目中に追加すること同時に、之が貯油槽検査をも認め、昭和九年鹽罐詰鰯水蒸罐詰に付内地一年一月及三月には鯖罐詰及鰯トマト漬罐詰を昭和十四年五月には鰯辛籽漬罐詰鰯水蒸罐詰に付内地の輸出検査標準に順應せしむるなご専ら品位の統一を聲價の發揚に努むること共に、前者及魚粉に對しては内鮮二重検査を廢して取引の圓滑を圖り、昭和十二年一月輸出向鹽罐詰を検査品目に加へ又鰯粉の検査標準を改正し成分分析検査を施行することとした。検査は従來税關で行はれたが昭和十二年四月一日朝鮮總督府水産製品検査所が創設されて之を掌ることとなり、京城に本所を置き地方に支所及出張所を設け、更に必要なる所には一定期間臨時検査所を開設することになつて居る。現在支所は清津・元山・釜山・仁川の四箇所、出張所は雄基・漁大津・城津・遮湖・新浦・庫底・長箭・束草・注文津・三陟・竹邊・浦項・九龍浦・甘浦・統營・麗水・莞島・木浦・濟州・鎮南浦・新義州の二十一箇所、西水羅・丑山・鬱陵島・群山・海州・龍湖島の臨時出張所六箇所である。

、水難漁船救済事業 朝鮮に於ける漁船数は約五萬餘隻を算するが、過去十年間の統計に依れば遭難漁船は一箇年平均二千餘隻に上り、漁船總数の約五分に相當するが、此の内全損漁船のみに付て之を見るに隻數一千三百餘、金額三十八萬圓に達する状態で、之等遭難漁船に對しては、其の都度國費又

は道費の支出等に依つて應急的救済の措置が講ぜられて來たのであるが、災害が恒久的に繰返される爲業者の大多數を占める中小漁家の疲弊困憊甚だしく、半島水産業發展の一大障害を爲してゐるので、豫て本府に於て調査研究を重ねた結果、水難漁船救済の恒久的對策の成案を得たので、之が實行を朝鮮水産會及各道水産會の共同經營に移し、昭和十三年七月一日から事業を開始する運びを爲つた。

本施設に依つて業者は不時の災厄の場合、當該漁船（但し不可抗力に因り全損となりたる場合）の時價に對する三分の二の救済金を交付せられ、速に之が復舊の實を舉揚することが出来、常に生業に安んじ得ることとなつた。尙本事業は漁船の使用者より極めて低廉な保険料的醜金（船價に對する百分の一程度）を爲さしむること共に、國費及道費よりも相當の助成金（年額十五萬圓とし十八年間繼續の豫定）を交付せられるのである。

水産試験及調査

水族の種類・分布状態及習性等を調査して其の有望なるものゝ漁法、漁獲物の處理及蕃殖保護方法を研究し、遺利の開發、新業の發達に資する目的を以て、本府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ相當成績を収めたのであるが、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行つて、新業の發展を期する爲、釜山府牧之島に國費に依る水産試験場を設置し、同十一年度を以て其の設備を完成し、着々豫期の事業を遂行してゐる。尙昭和十一年度から清津に北鮮支場を設けて主として

わしの處理に關する試験事業を行ひ、又蘇聯沿海州沖合一帯はめんたい・かれい・ひらめ等の好漁場なるを認め、昭和十三年度該海區専門調査船北鳴丸(五六噸)を建造し漁場の開拓に従事せしめつゝある。尙昭和十四年度水産試験場及び支場に於ける試験調査事項の概要は左の如くである。

一、漁撈部

1 **めんたい漁業試験** 本試験は朝鮮東海岸の未開漁場を探索して新漁場の發見に努め、適種漁具、漁法の試験を行つてめんたいの増産を圖る目的下に實施し來つたが、既に東岸一帯に互りめんたいの發生竝に成魚生活狀態、回游及調査區域の海底形質等を明かにしたから、更に新漁場に當業者を進出せしめてその開發に努め、尙漁況豫測方法に付研究を行はんとするものである。

2 **まいわし漁業試験** 東海岸に於けるまいわしに付ては、關係各道水産試験場と連絡して其の回游狀態其他に付試験調査實施中であるが、更に沖取漁法の完成を目的とし其の漁具漁法の試験を行つてゐる。

3 **西海岸沖合漁業試験** 濟州島から鴨綠江口に至る西海岸沖合一帯の海區に於てあじ・さば等の重要魚類の分布、回游竝に漁況と海況の關係を調査し、併せて漁獲試験を實施し、漁場の生産力・漁期・適種漁具・漁法に關する事項を究明して西海岸に於ける本漁業の開拓に資せんとするものである。

4 **漁船試験** 沖合漁船の標準型選定に關する試験を實施し又漁船改良に關する講習・講習を行つて

優良漁船の普及に努め來つてゐるが、更に前年度より實施の朝鮮水産會の漁船改善事業に對し技術上の指導を行ひつゝある。

二、製造部

1 **まいわしの處理に關する試験** 本試験は朝鮮における水産物中其の重要性において第一位におかるとまいわしに關し之が處理方法の合理化、利用範圍の擴大乃至は此等の考究に必要な基礎的資料の供與等、製造の見地より最も緊要と認めらるゝ各種の試験を包括せしめたもので「搾粕製造の際におけるエキスの利用に關する試験」「搾粕より食料品の製造に關する試験」「搾粕よりベニヤ板用膠着劑の製造に關する試験」等の諸試験の外、「まいわしの生化學的研究」は前年度に引續き脂肪研究を對照とする試験を反覆實施する。

2 **輸出好望品の製造に關する試験** 輸出新罐詰の創製を目的として「がざみ罐詰の製造に關する試験」「フライ用フィッシュケーク罐詰の製造に關する試験」を實施中。

3 **朝鮮海苔の生理に關する試験** 朝鮮における海苔養殖業の健全な發展に資せんがため多年その生理につき研究中であるが、本年度實施豫定の試験事項は「海苔胞子の生態に關する試験」「海苔人工種子付方法に關する試験」「春海苔の品質改善に關する試験」「海苔の凍害に關する試験」「朝鮮海苔の内地海苔との成分組成に關する試験」「篋材料及裝置の考案に關する試験」「海苔の種類と其の生育仲度に關する試験」等である。

- 4 寒天製造に關する試験 鮮内に生産する多量のてんぐさを原料とし、朝鮮の特徴たる冬季における寒冷を利用して寒天製造業の發展を促さんとするものであるが、寒天は我國の特産物とも稱すべき重要輸出品であるから時局下特に力を注ぐの要がある。本年度實施の試験は「寒天原料てんぐさの検査に關する試験」、「細寒天の製造に關する試験」、「粉末寒天に關する試験」等である。
- 5 代用國産品の製造に關する試験 之は海外よりの輸入に依存しつゝある輸入品につき國産品を以てこれに代へんするが爲の諸試験であつて「ゼラチンの製造に關する試験」、「鱈油を原料とする潤滑油の製造に關する試験」等着々進行中であるが、なほ「水産皮革の製造に關する試験」をも實施の豫定である。
- 6 干潟地利用に關する試験 「あさりの生理に關する試験」、「かきの生理に關する試験」
- 7 其他の試験 「漁網の防腐染料及び保存に關する試験」、「しゅもくざめ肝油製造に關する試験」、「鹹水活魚の輸送並に蕃養に關する試験」等がある。

三、養殖部

- 1 重要水産生物の生物學的基礎調査及研究 これは朝鮮に産する各種重要水産生物の生物學的基礎事項を明らかにして漁撈・養殖・製造乃至水産統計作製等に對する根本資料を整備せんとするもので、魚類・頭足類・腹足類・瓣鰓類・蝦類・海膽類・海星類等の各々につき (イ)種の査定 (ロ)分布調査 (ハ)生態及習性の研究 (ニ)生活史の研究等夫々調査研究の歩を進めんとするものである。
- 2 重要水域における水産生物の群聚生態學的研究 先づ河口・内灣等の主要蕃殖場乃至幼期の發育場の調査研究より着手し本年度においては「洛東江河口附近における各種魚類幼期の發育去來を主とする調査及研究」、「鎮海灣内外における各種魚類の産卵蕃殖を主とする調査及研究」を實施する。
- 3 朝鮮産魚類研究報告の取纏及刊行 朝鮮産全魚類に就て従來行はれた研究成果をこりまごめ刊行するもので、その第一卷(朝鮮魚類誌第一冊)の刊行を了し、第二卷の取纏め中である。
- 4 沿岸養殖並に増殖に關する試験及研究 「二枚貝の浮游幼期及底棲初期に關する研究」、「アカガヒ養殖試験及研究」等。
- 5 蕃殖保護に關する調査 蕃殖保護に最も直接の關係ある生殖時期、蕃殖に關する習性、生殖可能なる成體としての最小の大きさ、及びこれに達するに要する年月等を全鮮主要産地より周年に互り定期的に繼續して資料を蒐集し調査研究するもので、目下「アキアミ」及「タコ類」につき實施中。
- 6 水産製品の原料の生物學的鑑定に關する研究 「蝦類製品の種類鑑定」、「切身鹽藏魚の種類鑑定」
- 7 鎮海養魚場における淡水養殖に關する事業及試験 「淡水養殖試験」、「養殖用稚魚及卵の配付」

「淡水養殖に關する講習及指導」、「淡水活魚の輸送に關する試験」。

四、海洋調査部

- 1 沿岸定地海洋觀測 朝鮮近海の海洋調査事業の一として本場創立以前(大正六年)より繼續實施

したものであつて、鮮内各道水産試験場の外各地の燈臺、水産學校等（現在全鮮四十個所）にて施行する表面水温、水比重並氣象の観測成績を取纏め、月々発行の朝鮮近海々洋圖に輯録發表してゐる。

2 定線横断海洋観測 全鮮各道水産試験場の連絡調査により、朝鮮近海々況推移の状態を知り漁況との關係を明らかにする爲毎月一回實施するもので、観測成績はこれを本場において取纏め整理し月々海洋圖に輯録發表してゐる。

3 海潮流の観測 「表面海流調査」（各道水産試験場と連絡して行ふ海流瓶調査）、「潮流計による観測調査」

4 重要魚類の回游調査 「標識魚放流」を實施してゐる。

5 まいわし資源に關する海洋生物學的基本調査 「産卵に關する海洋生物學の調査」「回游に關する海洋生物學の調査」「食性に關する調査」「漁場其他の海況調査」「年級に關する調査」

6 其他「海水の化學成分に關する調査」「漁況調査」朝鮮近海々洋圖の刊行」等。

五、北 鮮 支 場

1 罐詰の製造に關する試験 「ペツパーサーチンの製造並に輸出試験」「フィツシユボール罐詰の製造に關する試験」「鯖油漬罐詰製造試験」「明太魚を原料とするフィナンハデー罐詰の製造に關する試験」等。

2 搾粕の製造に關する試験 「煮熟方法に關する試験」「壓搾方法並に壓搾機の改良考案に關する試験」「油水分離に關する試験」「搾粕の乾燥に關する試験」。

3 鱈ミールの製造に關する試験 「搾粕粉碎機に關する試験」「鱈ミールの變質防止に關する試験」。

「鱈ミールの製造指導」。

4 脱脂ミールの製造に關する試験。

5 抽出油の利用に關する試験。

6 脱脂ミールよりアミノ酸の製造に關する試験。

7 鹽藏鱈の製造に關する試験。

8 ビタミン資源の探究に關する試験。

水産業の發展

一、日本海方面 日本海に面した豆満江口から釜山港に至る東海岸は、海岸線の延長約二千軒に達し砂濱懸崖相連つて好箇の沿岸漁場を形成してゐる。潮汐の干満は微少であるけれども水深くして魚族の滞留に適し、且リマン海流は北から寒帶性魚族を送り、對馬海流は南から溫帶性魚族を齎して、魚族の分布を豊富ならしめ、漁利殆んご無盡藏と稱せられてゐる。此の沿岸に於ける漁業は従來咸鏡南道のめんたい、江原道のいわし・あわび及慶尙北道のにしんの外見るべきものなかつたのであるが、併

合以來その發展頗る顯著であつて内地人の移住増加と共に漁具・漁法を改善し、最近に至つてはいわし・さば・たらの各漁業亦著しき發達を遂げ、其の製法亦一段の進歩を示し、昭和十三年に於ては産額いわし搾粕一千九百二十七萬圓、いわし魚油二千五百五十三萬圓、鹽藏さば百十三萬圓に達し、特にいわし漁業はめんたい漁業と共に將來益々發展の氣運に在る。

二、多島海方面 釜山港から木浦に至る南海岸は大小の島嶼點在し、其の沿岸は犬牙錯雜岬灣相交つて廣漠たる海域を占め、水深概ね八十尋以内であつて漁具の使用に便なるばかりでなく、寒暖兩海流の影響により魚族の分布豊かであり、且廣大なる平野に接して市場に近く、大河港灣を控え、九州中國方面の連絡亦容易である爲、漁獲物の集散至便であり、内鮮人の漁業共に進歩し、釜山・巨濟島近海のあじ・さば漁業、鎮海灣附近のたら、かたくちいわし漁業、羅老・青山・所安・巨文の各島近海のさば・たい・さわら・はも漁業、黒山島・及濟州島沖に於けるあじ・さば・にべ・たい漁業、汝自灣及附近に於けるえび漁業等の如き、又光陽灣以西木浦に至る沿岸各地ののり養殖、漁業等は近年大に發展したが、尙開拓の餘地豊富であつて、斯業の將來は蓋し利目に値するものがある。製造品も亦頗る豊富であつて、就中統營・麗水地方の煮乾いわし、汝自灣の乾えび、木浦の海藻類は其の主なるものである。就中慶尙南道の煮乾いわし(煎子)は三百六十八萬圓、全羅南道の乾のりは四百四十一萬圓に達し(何れも昭和十三年)南海岸水産物の大宗をなしてゐる。

三、黄海方面 木浦附近から鴨綠江口に至る西沿岸は河口・瀾灣・潟湖・礁脈・淺灘及群嶼相連つて海

岸線の出入甚しく、海底は淺淺であつて黄海の中心に至るも水深五十尋を越えず、潮汐干満の差大であつて、三十尺に達する處もあり、冬季温帶性魚族の滞留には適しないが、其の他の時期に於てはぐち・たい・さわら・あじ・さば・にべ・ひらめ等群來して年々豊魚を續けてゐる。西海岸漁業が今日長足の進歩を遂げたのは本府及各道の奨励と共に内地通漁者の鮫鱈網漁業を普及した結果であつて、就中全羅南道の七山灘、忠清南道の煙島近海、黄海道の延坪灘及平安南道の魚泳島近海に於けるぐち漁業は東海岸のめんたい・さば・いわし・にしんを匹敵し、南海のたいを合して朝鮮沿海六大漁業の一と稱せられ、盛漁期に於ては全羅北道於青島附近から黄海道延坪島に至る間七、八百隻の漁船幅輳して一大壯觀を呈し、其の昭和十三年に於ける産額は五百二十八萬餘圓にも達して居る。尙此の方面に於てはのり・かき・あさり・はまぐり等各種介類の養殖に適する場所多く、本府は昭和二年以來此等の増殖奨励補助を施行し來つた結果、近年著しく養殖面積の増加を見るに至り、此の沿海一帯の干潟地利用養殖事業の將來は期して俟つべきものがある。

水産業の改良

水産業の改良方策は主として漁船・漁具及漁法の改良、殊に東海岸のまいわし巾著網漁業及南鮮のまいわし巾著網漁業に於ける飛行機に依る科學的搜查の充實、漁港の完備、漁業者の知識技能の養成、水産に關する調査試験の施行、水産物の處理加工業の普及發達、販賣方法の改善並に販路の擴張、水産物

の人工増殖奨励、需給の調節及産額の増進、内地人漁業者の移住及内鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の奨励等である。

一、漁業 漁船、漁具及漁法の改良普及に關しては、極力指導奨励せる結果、朝鮮人漁業者で優良な内地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・鮫鱈網等の網漁業之に次ぎ、漁獲成績の如きも内地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大敷網巾著網・揚線網・小臺網等を經營する者漸次其の數を増加して來た。内地型漁船の普及は漁具漁法の改良と共に近來著しく、其の數は大正元年に於て三千六百二隻に過ぎなかつたものが、昭和十三年末に於ては三萬三千五百七十四隻を算し、實に二萬九千九百七十二隻、約九・三倍の増加を示してゐる。

二、養殖漁業 漁業の奨励と同時に水産物濫獲を取締つて其の蕃殖を保護し、更に進んでは人工増殖に需給の調節を圖る目的から養殖漁業をも奨励してゐる。本府及各道に於てはわかさぎ・こい稚魚の配付、かき・のり等の養殖試験を行ふと共に廣汎な干潟淺海の開拓に資する爲、適種魚介藻類の適地を調査中であり、一方のり・かき・あさり及はまぐりの養殖事業の有望なるに鑑み、之が奨励補助を爲し企業の促進を圖りつゝある。現在民間事業として最も發達してゐるのは全羅南道・慶尙南道及黃海道管内に於けるのり養殖であり、之に次ぐものは咸鏡南道永興灣・全羅南道・慶尙南道のかき養殖であつて、その他南鮮地方のうなぎ養殖も規模は大きくはないが、成績は見るべきものがある、昭和十三年末に於ける養殖面積は八千二百三十八萬坪に達し、其の收穫高は五百九十二萬圓餘に上つてゐる。

三、水産製造業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除いては規模小さく産額も僅少、素乾・鹽乾・鹽藏・鹽辛等専ら鮮内向にして而も品質粗雑であつたが、近年魚獲物の増加と共に其の製造利用方法等に付極力指導せる爲、製品の種類産額は逐年増加し、各種罐詰類・魚粉・魚油・各種乾製品・鹽藏品等の製造高は昭和十二年度に於て九千六百八十一萬圓に達した。此中最も大なるは朝鮮東海岸に饒産する大羽いわしを原料とする罐詰・鹽藏いわし・いわし粉・いわし搾粕・いわし油等五千二百九萬圓、全製造高の五三%に相當する。今日此等水産物は水産製品検査の徹底と共に品質は改善統一され、尙廣く内外地に販路を得るに至り朝鮮の外國貿易上重要な位置を占めてゐる。

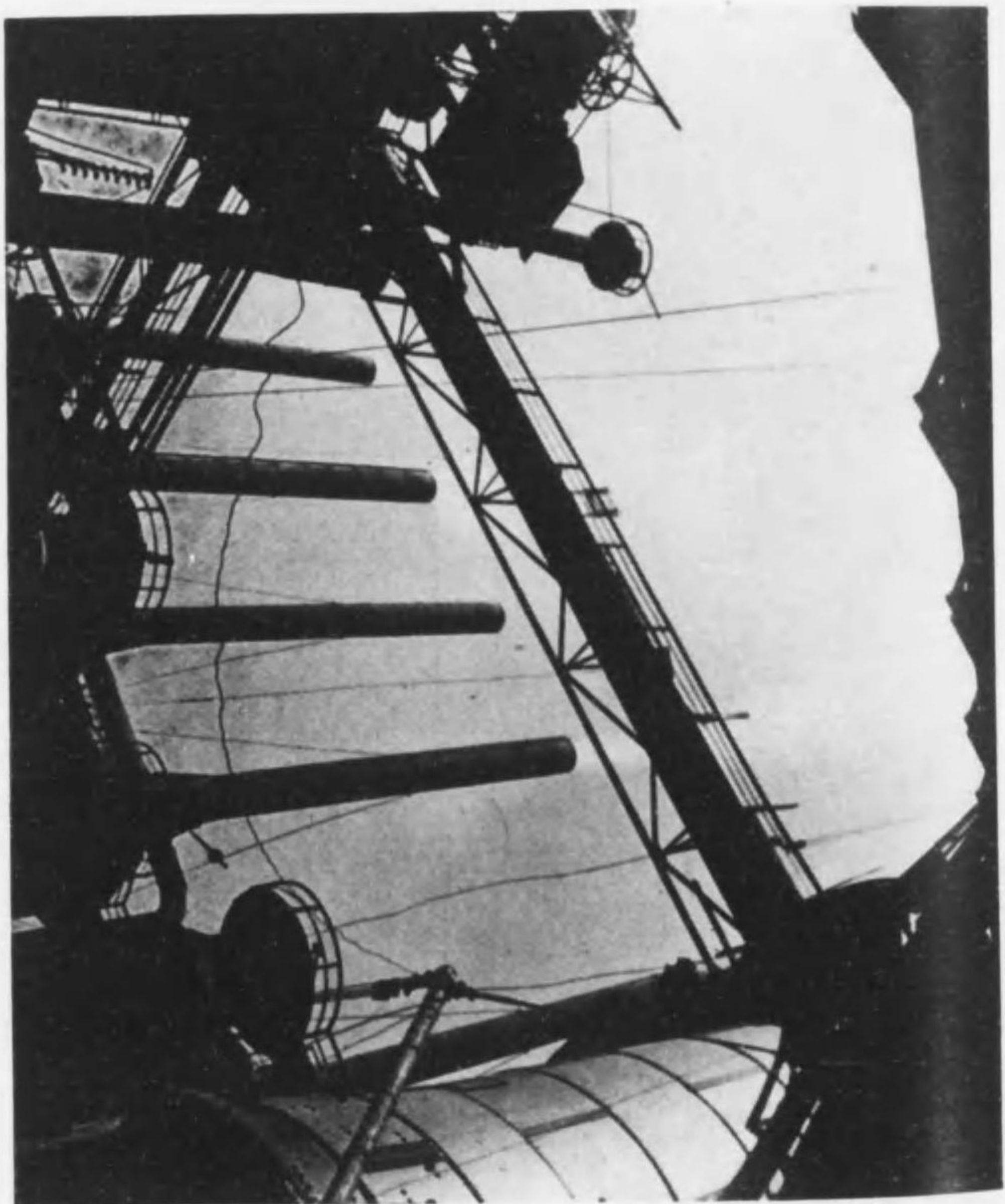
四、内地漁民の通漁 内地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亘り、毎年春季より秋季に至るまで盛んであつて、朝鮮漁業の開發に幾多の貢獻を爲し來つたのであるが、今日に於ては既に朝鮮居住漁業者さへ沖合及遠洋に進出すべき機運に至つた爲、特殊のものを除いては朝鮮沿岸に通漁するものは著しく減少されつゝある。

五、内地漁民の移住及漁村經營 内地漁民の移住は關係内地府郡の奨励と通漁の發展と共に伴つて、南鮮地方から漸次北鮮地方に普及し、邊陲の地も雖も團體移住又は單獨移住者が少くない。

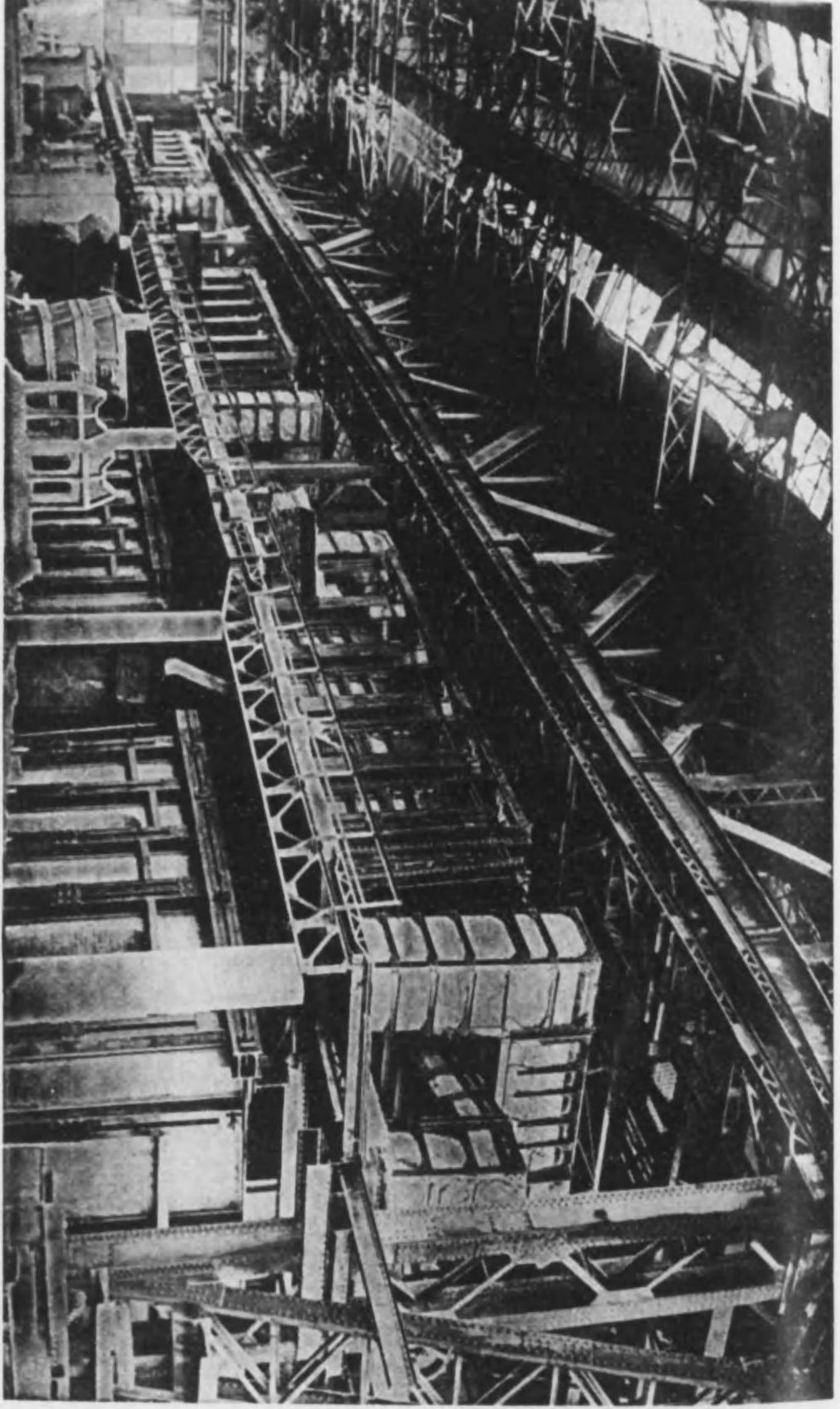
六、水産業の指導奨励に關する技術員配置 併合當時に於ては本府技術員以外は各道に一名乃至二名の技術員を配置したに過ぎなかつたのであるが、爾來本府及地方廳も之を増員して夫々水産に關する

各種の調査試験及指導奨励に當つてゐる。

七、水産教育。水産の開発は漁業者の知識技能に負ふ所少くないのであつて、從來之が啓發上本府及地方廳の實地指導の外、道費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り優良な當業者の養成に努めて來た。現在水産學校としては咸鏡北道清津公立水産學校・慶尙南道の統營公立水産學校・全羅南道の麗水公立水産學校・平安北道の龍岩浦公立水産學校・黃海道の龍湖島公立水産實習學校の五校である。又水産傳習講習は道に依つて其の方法を異にするのであるが、漁業傳習に付ては大體一定期間講習船に乘組ましめ、實地に就いて其の漁具の使用及漁法を授け、製造傳習講習に付ては一定期間傳習地を定め又は巡廻的に之を行ふものであつて、此等の修了生に對しては成るべく共同して水産業を経営せしめる方針を採り、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して其の技能を發揮せしむるに努め、漁村の中堅たらしむることを期してゐる。



所 業 製



製鐵所

一九 鑛業

朝鮮は諸種の鑛物に富み、鑛業の起源も遠きに拘らず、其の事業には殆んど見るべきものがなかつた。此處に於て韓國政府は明治三十九年七月新に鑛業法及砂金採取法を發布し、鑛業制度は漸く其の緒に就き、更に併合後に至り本府は大正四年朝鮮鑛業令を制定同五年四月より之を施行し、同時に朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行した。朝鮮鑛業令は外國人の鑛業權享有を禁じ、新に重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規則を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付、收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし、以て益々鑛業の發達を促進せんことを期し、其の後更に數次の改正を加へて今日に及んだ。處が近年國內の經濟情勢に鑑み政府は國策として産金の増加政府集中を圖るに至つたので、朝鮮に於てもこれに順應して昭和十二年九月初朝鮮鑛業令を公布し、更に時局の進展に伴ひ各種重要鑛物の積極的増産確保を圖る爲昭和十三年五月初朝鮮重要鑛物増産令を公布した。かくて後記の如き各種の獎勵方法を講じて銳意その増産に努めてゐる。

鑛業の概況及特許鑛山

鑛業の概況 鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々増加して同六年中の出願は實に六千八百八十九件に上つたが、歐洲大戰後經濟界の變調に伴ひ漸次減少の傾向を示してゐた。然るに昭和

六年十二月の金輸出再禁止を一轉期として金鑛業の異常なる發展を來し、再び出願増加の趨勢を見るに至り、昭和七年中の出願件数は三千二百四件、同八年は五千二百十件、同九年は九千四百四十七件を算し、昭和十年に於ては實に一萬百五十三件に達した。かく逐年激増を示したものが昭和十一年には六千五百五件に激減した。是れ畢竟投機的奇利を博せんとするが如き所謂虛業家が影をひそめたる結果と見られ、朝鮮鑛業は漸く堅實眞摯なる企業家によりて發達すべきものと思惟せらるゝに至つたのである。然し昭和十二年には出願件數八千百十六件となり、昭和十三年には實に一萬五千七百二十一件の多きを示すに至つてゐる。

昭和十三年末現在許可鑛區は左に示す如く八千六百二十三鑛區であつて、前年末に比し一千六百六十九鑛區を増加した。

鑛種	昭和十二年 鑛區數		昭和十三年 鑛區數	
	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年
金	四、三三三	四、八七七	一、五五〇	一、八八八
銅	一、一五	一、六	一	一
安質母尼	一	一	一	一
硫化鐵	二〇	九	二七	二七
滿侷	六	七	二	二
タングステン	五、六	一〇〇	一五六	一七四
水鉛	三〇	六	八二	一六
タングステン水鉛	三〇	六	八二	一六
金銀銅鉛亜鉛其他鑛	一、五五〇	一、八八八		

鑛區中稼行するものは五千三百四十六鑛區で前年に比し八百二十三鑛區を増加した。總鑛區に對する稼行鑛區の割合は六割強、主なるものは金銀を主とするもので四千六百四鑛區(金銀鑛三、六六四、金銀銅鉛亜鉛其他鑛五九二、砂金三四八)一切鑛物三、石炭の百八十九、黒鉛の百八等である。

鑛種	昭和十二年 稼行鑛區數		昭和十三年 稼行鑛區數	
	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年
明礬	七	三	七	三
重晶石	四	五	四	五
螢石	一	六	一	六
燐	一	一	一	一
矽	九	七	九	七
砂	九	七	九	七
金	三、三三三	三、六六四	一、五五〇	一、八八八
銅	一、一五	一、六	一	一
安質母尼	一	一	一	一
水銀	八	七	二	二
亞鉛	四、七	一〇〇	一五六	一七四
鐵	三	五	三	三
硫化鐵	二〇	九	二七	二七
タングステン	五、六	一〇〇	一五六	一七四
水鉛	三〇	六	八二	一六
タングステン水鉛	三〇	六	八二	一六
金銀銅鉛亜鉛其他鑛	一、五五〇	一、八八八		
砂金	三四八	三四八		
石炭	百八十九	百八十九		
黒鉛	百八	百八		
其他鑛物	三	三		
計	七、四五四	八、六六三		

業	種	種名	單位	昭和十一年		同十年		比較増減(△)
				數量	價額	數量	價額	
鑛業	鐵	銅	噸	二、七六六	三、二七三	二、一七〇	一、五三六	△
		鉛	噸	二、五九〇	五八	一、六二七	一〇	△
		鉛	噸	二、七六八	七九四	一、七七八	八九	△
		鉛	噸	—	—	—	—	—
		鉛	噸	—	—	—	—	—
		鉛	噸	—	—	—	—	—
		鉛	噸	—	—	—	—	—
		鉛	噸	—	—	—	—	—
		鉛	噸	—	—	—	—	—
		鉛	噸	—	—	—	—	—
鑛業	鐵	鐵	噸	二、四〇〇	一、四三〇	三、八三〇	六、一八〇	△
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
鑛業	鐵	鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
鑛業	鐵	鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—

二九三

業	種	種名	單位	昭和十一年		同十年		比較増減(△)
				數量	價額	數量	價額	
鑛業	鐵	鐵	噸	五、八二一	二、八四〇	三、九四五	二、五五八	△
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
鑛業	鐵	鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
鑛業	鐵	鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—	—

二九二

昭和十一年鑛產額概算 (對前年比較)
 昭和十二年以降の鑛產價額は秘報中に付發表し得ない。
 昭和十一年中に於ける鑛產價額は概算一億一千四十三萬圓で、前年に比し二千二百三十九萬圓の増加を見た。

業	種	種名	單位	昭和十二年		同十三年	
				數量	價額	數量	價額
鑛業	鐵	鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
鑛業	鐵	鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—
		鐵	噸	—	—	—	—

備考 多種類鑛區中稼行のものは主たる目的を有する鑛種に計上せり。

鑛業

鑛種名	單位	昭和十一年		同十年		比較増減(△)
		數量	價額	數量	價額	
石炭	噸	1,131,100	6,173	919,825	4,751	△
有煙	噸	1,011,853	7,138	1,009,330	7,173	△
無煙	噸	109,247	1,035	10,495	1,578	△
計		1,240,347	13,946	1,030,620	13,901	△
高嶺土	噸	24,722	167	33,401	204	△
砂	噸	50,955	89	5,693	6	△
明礬	石	24,569	79	8,510	1	△
螢石	石	8,740	107	9,733	26	△
マグネサイト	石	14,358	元	2,410	7	△
綿	噸	6	4	6	1	△
石	噸	2,645	4	8,411	50	△
蠟	石	11,233	4	11,014	26	△
重晶	石	5,123	7	11,014	26	△
合計		1,300,000	14,000	1,100,000	13,000	△

特許鑛山 明治二十七、八年戰役後、外國人にして半島の利權に注目するもの甚しく増加し、米國人ゼームス・アール・モリスは同二十九年四月雲山郡一圓に於ける一切の鑛物探掘權を特許せられた。是れ實に外國人が鑛山の探掘權を許可せられた嚆矢であつて、在留使臣をして當時の政府へ續々之を要求せしめる例を作つたものである。次で慶源・鍾城鑛山を露國人に、金城鑛山を獨逸人に、殷山鑛山を英國人に、稷山鑛山を日本人に、昌城鑛山を佛國人に、厚昌鑛山を伊太利人に、遼安鑛山を英國人に、甲

山鑛山を米國人に各特許したが、慶源・鍾城の兩鑛山は事業着手に至らずして消滅に歸し、金城及殷山鑛山は鑛況不良の爲之を拋棄し、稷山鑛山は内外人共同組織の金鑛株式會社に、昌城鑛山は昭和五年四月に特許權を拋棄し同時に大楡洞・東倉・甲岩の各株式會社を創立して新に鑛業令の規定に依り鑛業權を取得した。現在特許鑛區として存続するものは雲山・遼安・厚昌・甲山の四鑛山に過ぎぬが、厚昌鑛山は大正六年帝國法人厚昌鑛業株式會社に、甲山鑛山は同じく久原鑛業株式會社(其の後日本鑛業株式會社)に讓渡し、遼安鑛山は昭和十二年八月、雲山鑛山は昭和十四年八月夫々日本鑛業株式會社の買収するところとなり、特許鑛山にして外國人の經營するものは全部消滅するに至つたのである。

鑛業の助長施設

一、鑛床及地質調査 本府に於ては從來未知の鑛床の性状を概査し、以て其の鑛業的價値を窺知するに共に鑛業行政の參考に供し、他方企業家の調査の便宜を計る目的を以て明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終へた。同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手するに共に地質の調査を開始し、調査済の地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行し各方面の參考に供して居る。

二、鑛物の調査及試験

イ、選鑛製鍊試驗 選鑛製鍊は鑛業の中心作業であるにも拘らず朝鮮に於ては其の施設が一般に普及

せず、未だ幼稚の域を脱しないものが多い。しかも従來之に對する研究施設がなかつたので、大正十一年度に於て京城府鷲梁津に燃料選鑛研究所を新設し、朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又従來顧みられなかつた貧鑛の經濟的處理方法を考究し、鑛利の保全、操業の進捗を圖り以て鑛業の開發に資しつゝある。

ロ、炭田調査及石炭試験 燃料動力問題は國民生活及産業開發上極めて緊急事に屬するが、従來之に對する研究機關が缺如してゐたので、右燃料選鑛研究所に石炭調査係及石炭試験係を併置し先づ石炭の賦存量及鑛床の狀況を明かにし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資するに共に燃料給源の開發に努めつゝあつたが、石炭試験に付ては褐炭の低溫乾留、無煙炭の微粉燃焼には所期の試験を完了したので、昭和四年度限り一應之を打ち切り、炭田調査も概ね所期の目的を達し得たる爲、昭和十一年度限り之を廢止し、現在に於ては専ら家庭燃料及石炭性能試験に主力を注いでゐる。

ハ、特殊鑛物調査 鉛・錫・安質母尼・水銀・亞鉛・クロム・滿俺・タングステン・水鉛・ニッケル・白金・雲母・石綿等我國不足鑛物資源及銅・鐵・硫化鐵等特に必要を認むる鑛物資源に付鑛石の種類及成分・埋藏量・探掘可能量等を調査闡明し、之が開發促進の爲昭和十一年度より特殊鑛物調査を開始し既に水銀鑛・明礬石・硫化鐵鑛等の大部分の鑛床調査を完了し、タングステン・水鉛・亞鉛・鐵・ニッケル・安質母尼・鱗狀黑鉛及螢石等の調査も進展し、此内水銀鑛は朝鮮特殊鑛物資源

調査報告第一號として殖産局鑛山課より之を發表し、明礬石其の他のものに付ても公表の標準中である。

三、製鐵業獎勵 昭和十二年九月製鐵事業法施行と共に製鐵業獎勵法は廢止したが、朝鮮に於いては從來の通り製鐵事業法の一部を施行し、且所得稅、營業稅の免除其他製鐵事業法の規定する斯業保護獎勵に關する關係法令を改正し、内地と同様の保護獎勵を加へてゐる。

四、探鑛獎勵 従來金鑛業開發の促進又は産金の増加を圖る爲、將來有望を認められる金鑛山又は砂金鑛區で探鑛坑道を掘進し又は試錐調査を行ふ者に對し、補助を交付して金鑛業の發展を促したが、尙國勢の現況に鑑み金以外の重要地下資源を開發し國內自給を確立するは刻下の急務であるから、昭和十二年五月金探鑛獎勵補助規則を改正し、其他銅・鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛等の十四種鑛物にも探鑛獎勵補助金を交付して銳意其の開發助長に努めてゐる。

五、鑛業設備獎勵 産金獎勵の施設として昭和十二年八月金鑛業設備獎勵金交付規則を制定し、鑿岩機設備又は選鑛設備を爲さんとするものに對して補助金を交付することにしたが、更に昭和十三年五月同規則を改正して、金鑛以外の銅・鉛・亞鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛及ニッケル等の重要鑛物に對しても叙上の設備に對し補助金を交付することにした。又昭和十四年度よりは山許に於ける濕式製鍊設備にも補助金を交付する事とし、又鱗狀黑鉛をも追加した。尙一地帯に群立する中小金山の開發の爲共同の施設を爲す場合、之に對し補助金交付の制度を設け、昭和十二年度より之を施行してゐる。

主要礦物

イ、金 朝鮮に於ける金鑛床は全鮮到る所に存在するが就中平安北道・咸鏡南道・江原道・忠清南道に最も廣く分布し、次で忠清北道・平安南道・慶尙北道・京畿道・黃海道・全羅北道・慶尙南道・全羅南道・咸鏡北道の順である。金産額は平安北道・忠清南道・黃海道・平安南道・咸鏡南道・慶尙北道・全羅北道・全羅南道・忠清北道・江原道・京畿道・慶尙南道・咸鏡北道の順で、砂金は平安南道・咸鏡南道・平安北道・忠清南道・全羅南道・京畿道・全羅北道の順に分布し、全羅北道・忠清南道が主産地である。

鑛山の著名なものは日本鑛業株式會社の平安北道雲山金山及大輪洞鑛山で、之に亞ぐものは龜津・金井・咸興・光陽・發銀・新延・義州・樂山・筋洞・逢安・無極・三菱三光・慈城・長津・永中・九峰・宣川・中央・德蔭鑛山等であつて何れも年産額百萬圓以上を示し、其の他盈德・文明・尙州・海州・吉祥・三成・住友高原・大嶺・新興・青岩等の有望なものが多い。

砂金は金堤・稷山・順安・肅川・永興・金馬川・前井・金沓等の砂金鑛は何れもドレッチャーを以て採金しつつあるが、此のドレッチャー砂金浸漬は大正六年稷山金鑛（現稷山砂金鑛）に於て採業を開始したのが本邦新業の先驅であつて、其の後昭和四年、三菱金堤砂金鑛のドレッチャー採業の開始に

より二隻を算するに過ぎなかつたが、昭和八年以來急激に増加し現在其の數二十餘隻を算し、而かも稷山及金堤以外のドレッチャーは何れも我國建造船である。

ロ、鐵 朝鮮に産する鐵鑛は赤鐵鑛・褐鐵鑛・磁鐵鑛であるが赤鐵鑛を産するものに咸鏡南道利原鐵山があり、赤褐兩鐵鑛の混合したものに平安南道价川及黃海道載寧・銀龍・下聖・黃州・兼二浦等の鐵山がある。併し此等は主として褐鐵鑛を産し赤鐵鑛は少ない。而して右各鑛山に埋藏せられてゐる赤褐兩鑛石の埋藏量は五十%以上のもの約二千萬噸を推定せられ、昭和十一年には六十三萬餘噸を産出し、内三十九萬噸は兼二浦製鐵所に送鑛し二十四萬噸を内地へ移出した。併しながら朝鮮に於て今後重要視せられる鐵鑛は各地に豊富に埋藏せられてゐる磁鐵鑛である。其の主なるものは咸鏡北道の茂山鐵山であつて其の平均品位は三十八%程度の貧鐵であるが、大體十億噸以上の埋藏量あるものも推定せられ、優に南滿洲鞍山鑛床に匹敵し、且純粹の磁鐵鑛のみであること及鑛粒の大なること等は選鑛容易にして稼行に際して鞍山よりも有利であるを稱せらる。三菱では目下之が開發に付て諸施設を進めつつある。此の外咸鏡南道端川郡、忠清北道忠州郡、慶尙南道金海郡、江原道襄陽郡同三陟郡の磁鐵鑛床、平安南道江西郡の赤鐵鑛床等があり、是等はまだ本格的稼行迄に至つて居ないが目下準備が進められて居る。

ハ、石炭 朝鮮には褐炭・無煙炭の二種を産出する。而して褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田・會寧地方の會寧炭田及雄基・訓我間の鐵道に沿ふて散在する慶源・慶興炭田等を包括する所謂咸北炭田

最も賦存量多く其の他平安南道安州、黃海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田があり總埋藏量四億萬噸に推定せられる。現在鐵道用炭として産出高の約半數が消費せられ、其の他工場、船舶用としても需要がある。又白煙であること、火持の良いこと等の性質を有する爲、家庭燃料として京城其の他の都市に於て歓迎せられてゐる。又朝鮮の褐炭は比較的低温乾餾なご人造石油工業の原料として適してゐる爲、朝鮮窒素肥料會社に於ては昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て此等の石炭を處理する低温乾餾工場を建設し、重油其他を産出し、併せてパラフィン・メタノール・ペークライト等の副製品を産出しつゝあり、更に朝鮮石炭工業株式會社に於ては昭和十一年咸鏡北道阿吾地炭田に於て水素添加による直接液化工場を建設し其の製品を市販しつゝある。無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏されて居り、全埋藏量約十三億五千萬噸に稱せられてゐる。而して目下全産額の大部分を産出してゐるのは平壤炭田であるが、此の外咸鏡南道文川、慶尙北道開慶、全羅南道和順等の各炭田及平安南道北部炭田の一部に於ても稼行されてゐる。右の外有望視せられてゐるものに江原道三陟・寧越炭田及咸鏡南道高原炭田があるが、此内寧越炭田は朝鮮電力株式會社が元山附近に火力發電所を建設し、其の燃料として同炭田の開発をなして居り、又三陟炭田は三陟開發株式會社が内地の發電所燃料及地元建設する石灰窒素、セメント其他の工業用炭とする目的のみに大規模の採炭準備に着手し、已に内地及鮮内の需要に應じつゝある。

無煙炭は鮮内に於ては微粉炭燃焼裝置を有する工場汽機用炭に使用せられ火力發電燃料として重要

視せられるに至つた。其の他マセック煉炭として機關車用に使用せられ、又各種煉炭原料としても相當の需要があるが、最近に於ては人造石油工業の發達に依り無煙炭も瓦斯合成法に依る液化原料として考究されてゐる。然し最も重要な販路は内地であつて各都市に於ける木炭代用の豆炭及孔明煉炭の原料として非常に歓迎せられ、特に豆炭原料としての朝鮮無煙炭は独自の立場にあり、之等煉炭原料として移出される數量は昭和十一年度に於て六十萬噸に上つた。

ニ、黒鉛 鱗狀土狀の二種あつて、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道・咸鏡南道を主要産地とし品質共に良好である。

鱗狀黒鉛の主要産地は(一)咸鏡北道城津地方(城津・鍾城・新興等の各炭山等)、(二)平安北道江界地方(大馬々・江界・成章洞・城干孟洞・膾榮・時中等の各炭山)、(三)平安北道楚山郡地方(市東・楸谷・車嶺・彦島等の各炭山)であり、就中江界地方は最も重要な産地である。之等諸炭山より産出せらるるものは増埒或は電極其他のカーボン原料として用ひられて居る。猶平安北道には伏木・元玉・碧瀾・丹峰等の著名な炭山も存し、従つて鱗狀黒鉛の産額は漸次國內需要に對する自給の目標に接近しつゝある。

土狀黒鉛炭山は山野月明(忠北)・小宮(忠北)・咸昌(慶北)・馬老(忠北)・永興・長興(咸南)・价川第一・价川第二(平南)等が最も著名であつて、戦前に於ては國內需要が僅少であつた爲め主として販路を海外に求めて居たが、本年初より電化工業の勃興により需要漸増し、殆ど悉くを國內に供給してゐる。

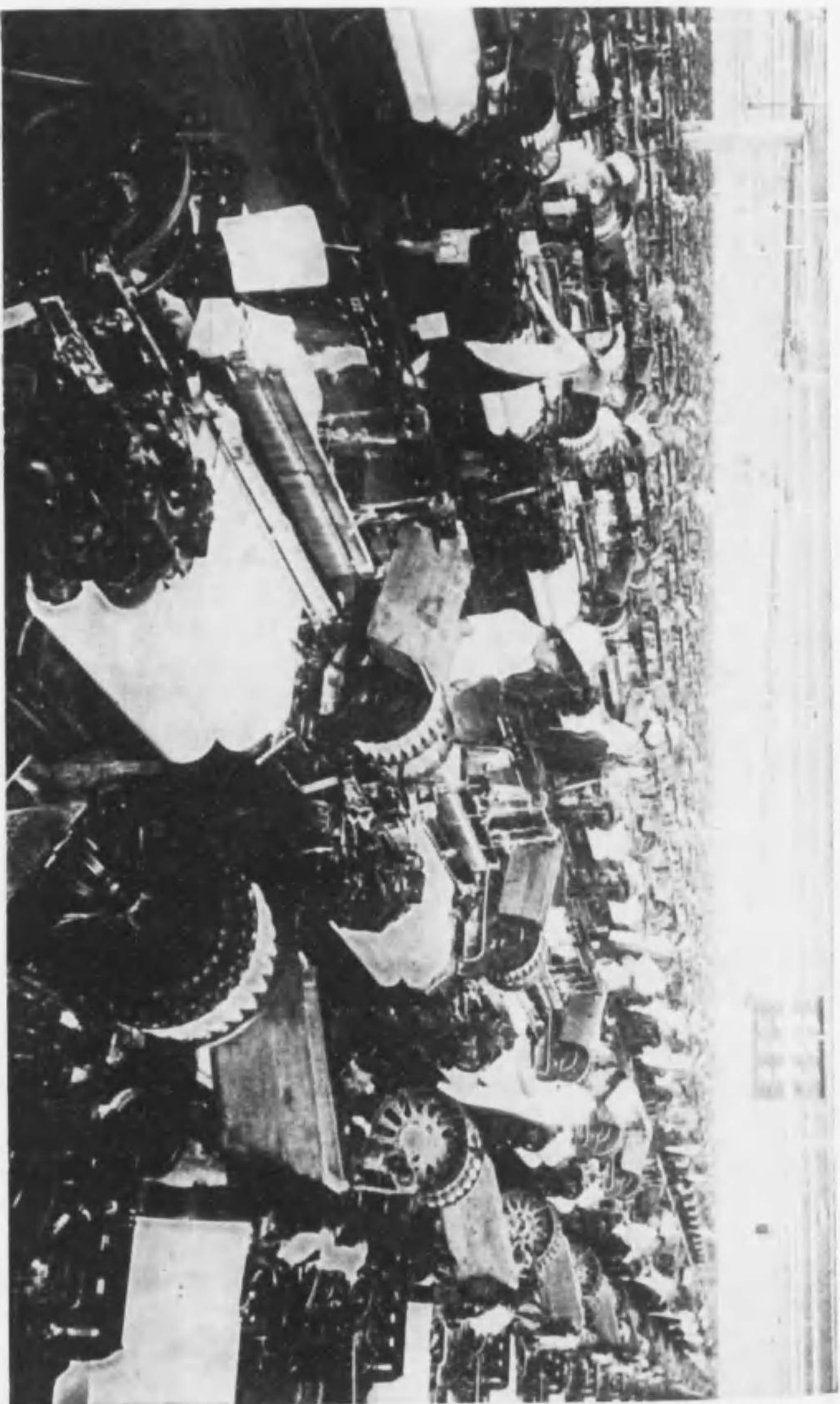
る現状である。
 ホ、タングステン鐵 歐洲大戰勃發後軍事上の必要に促されタングステンの需要が著しく増加した爲、之が発見採掘に従事するもの多く一時盛況を極めたが、大正七年以後市價低落し、加ふるに需要が著しく減少したので、一般に事業を緊縮して休山廢鐵するもの續出し、同八年末には全部休止するに至つた。然るに近年に到り軍事工業活況を呈するに共に再び回復に向ひつゝあつたが、今次の時局に際し、急激なる發展を遂げ、未曾有の盛況を呈してゐる。現在稼行中の主なるものは大華・百年・箕州・中川青陽・鯨水・順鏡山・稻葉平安・内金剛等の鐵山で江原道金剛山附近寧越郡平安北道昌城郡、平安南道陽徳郡陽徳附近、寧遠郡咸鏡南道長津郡、忠清北道忠州郡、堤川郡、黃海道谷山郡、忠清南道青陽郡等が主要産地であるが其の他諸所に數多発見せられてゐる。
 ヘ、水鉛鐵 水鉛鐵も亦タングステン鐵と共に歐洲大戰當時盛んに採掘されたが、其の需要杜絶した爲休止せられ一時産出皆無となり、大正十四年以後は僅少の産出を見るに過ぎなかつた。最近再び製鋼事業の盛んになるに伴れて採掘者が増加した。其の主なるものは全羅北道の長水鐵山・江原道の金剛鐵山・慶尙北道の龍鳳水鉛鐵山等であつて、其の産額は殆んそ全部を内地へ移出してゐる。
 ト、マグネサイト は内地には全然見當らないものであるが、咸鏡北道吉州郡、咸鏡南道端川郡に大量賦存し、前者には、北斗・白岩・後者には北斗の稼行鐵山があり、端川郡下には更に鐵量六億噸及三十億噸と推算される二大鐵床が発見せられ、後者に對しては既に其の開発の爲に朝鮮マグネサイト開

發株式會社が設立せられ目下鋭意開發の準備中である。
 チ、螢石 も又内地には産地として見るべきものがないのであるが、朝鮮には咸南・江原・忠北・全北・黃海・京畿の諸道に分布し、時局の影響に依り急速にその發達を遂げ稼行鐵山も頗る多きに達して居る。主なる鐵床の賦存地は江原道金化・春川・楊口・華川・淮陽の諸郡・忠北永同・提川郡・全北錦山郡・黃海載寧・平山の兩郡・京畿道抱川郡である。
 リ、雲母 も亦朝鮮の特産物で電氣絶緣體として重要な礦物であつて、咸鏡北道・平安北道・咸鏡南道等の各所に分布して居る。其の主なるものは咸鏡北道林洞鐵山・砲手鐵山・平安北道芦田洞鐵山等で其の産額の全部を内地に移出してゐる。
 ニ、明礬石 はアルミニウム原料礦物として重要なものであるが、全羅南道・慶尙南道に多量賦存し其の主要鐵床は全羅南道積川鐵山・加沙島鐵山・玉埋山鐵山等である。

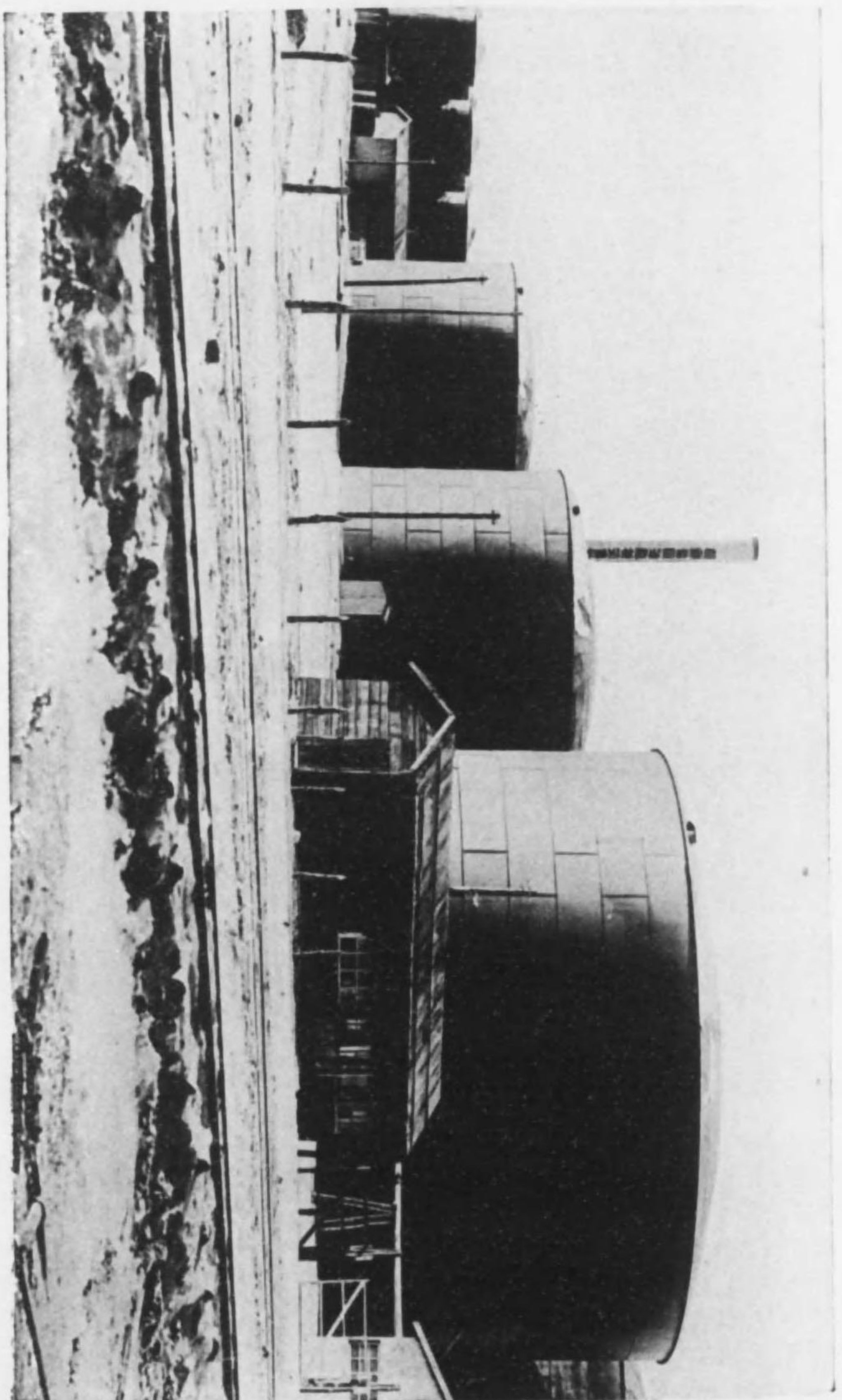
概況

朝鮮の工業は往時相當の發達を遂げたことがあつたが、漸次衰退し李朝の末期には纔に機業・窯業・製紙業・皮革業・醸造業・金屬工業等の家内工業又は小規模工場工業に其の片影を留むるのみで、産額は少く而も技術の幼稚、器具の不完全等の爲製品頗る粗悪、一般の需要を充す能はず、日常必需品の多くは之を輸入に俟つ状態であつた。本府は施政以來銳意之が改善と發達に努めた結果、之等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦増加し、朝鮮人の工業に關する知識も亦啓發せられて工場經營を試みんとする者増加し、且内地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ紡織・製絲・製鐵・バルブ・硬質陶器・セメント・製粉・麥酒・製油・硫安・硬化油・金屬精鍊・石炭液化・石油精製等各種の大規模工場が續々設立せられたが、殊に滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なる爲、或は朝鮮に於ける各種工業資源の開發に着目し、各種の事業を目論むもの益々増加の傾向にある。昭和十三年に於ける工産額は十一億四千十一萬圓、此の内二億八千六百六十六萬圓は家内工業又は副業の所産である。

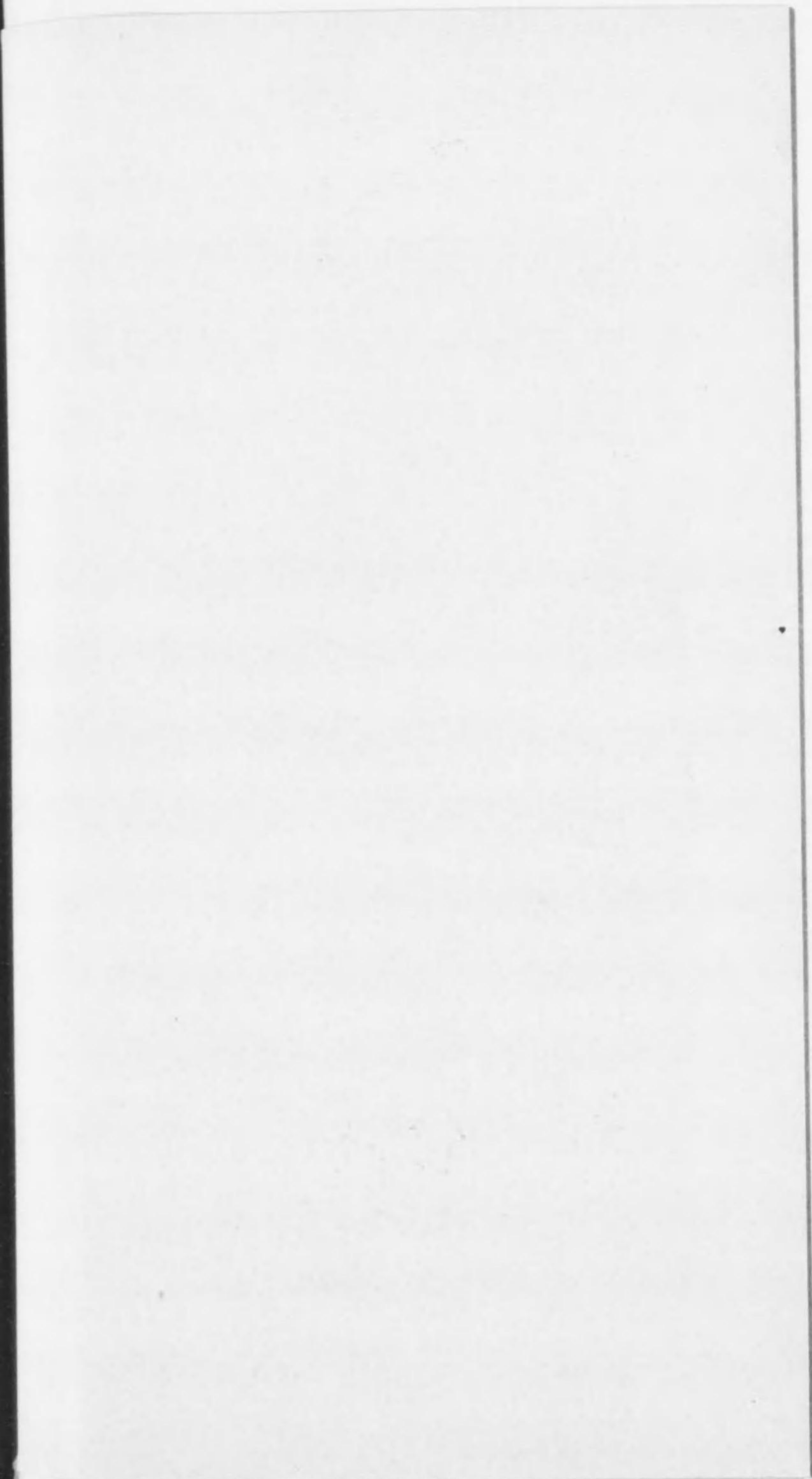
業種別工産額 (昭和十三年)



紡織工場



魚油加工場





パツリス草莞・業工内家

紡織工業	一六四、八二一、一五九
金屬工業	九一、九六六、二二八
機械器具工業	二六、七九八、九五七
窯業	三五、八七七、一九八
化學工業	三五二、八一九、三一二
木製品工業	一五、〇五四、〇〇〇
印刷及製本工業	一六、九四八、一二三
瓦斯及電氣工業	二四、五〇一、九四七
食料工業	二七七、二〇七、七八一
其他工業	一三四、一二三、八八〇
計	一、一四〇、一一八、五八五

家内工業

一、機業 機業は朝鮮農家に於ける最も重要な副業であるから、共同作業場の設置補助、指導員の配置等諸般の施設に依り、之が改善發達に努めてゐる。

イ、木棉織物 朝鮮に於ける綿布の家内工業に依る生産額は昭和十二年八百二十三萬圓、此等は農家婦女子が副業的に棉花を手紡し、居坐機にて製織する手織白木棉の粗なるものである。近來紡績綿を用ひ、ボタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次増加して來た。

工業

ロ、麻織物 在來の麻布は苧布と大麻布であつて、夏の衣料・喪服・帆・袋及雜用に用ひられる。苧布の主産地は忠清南道・全羅南道・慶尙南道であつて、大麻布は慶尙南北兩道・平安北道・江原道・咸鏡南道等に産し、孰も手紡麻布にして農家の副業として主要なるものである。最近紡織麻絲を以て製織するものも増加しつゝある。昭和十二年に於ける家内工業所産のものは七百二十二萬圓に達する。

ハ、絹織物 慶北・平南・咸南・全南・平北を主産地とする。多くは明細と稱する平絹の類であつて、慶尙北道尙州、平安南道成川・徳川、平安北道泰川・寧邊・熙川、咸鏡南道永興等の絹が最も有名である。昭和十二年の家内工業産額四百七十八萬圓に達する。

二、陶磁器製造業 高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器業も、時勢の變遷と共に衰微し、李朝末期に在りては殆んど見るべきものがなかつたが、當局の指導奨励に依り、近時漸く復興を見つゝある。元來朝鮮には到る處陶磁器原料頗る豊富であるので、斯業の將來は極めて有望である。尙ほ本府は補助金を交付し、共同作業場を設置せしめ、技術の改善と斯業の發展に資してゐる。昭和十二年中の家内工業所産に係るもの百九十一萬圓、製品の多くは食器類等の日用品である。

三、朝鮮紙製造業 朝鮮紙は有望なる家内工業品の一であつて、楮を主原料とする手抄紙である。朝鮮在來の抄紙法は方法、器具ともに原始的且不完全にして製品も極めて粗悪であつたが、當局の指導奨励に依り近時著しく品質が改善せられた。本業に對しても本府は年々補助金を交付して各地に共同作業場を設置せしめ、之が改善發達を圖つてゐる。昭和十二年に於ける産額は二百六十四萬圓、多くは鮮内に於て消費せられるが、窓紙用・包装用・衣服中入用等として滿洲方面へ輸出せられ、今後益々有望視せられてゐる。

四、酒類醸造業 朝鮮に於ける在來酒類の主なるものは藥酒・濁酒及燒酎であつて、其の他白酒・過夏酒・甘紅露等の種類があるが、産額は多くない。

イ、藥酒 帶褐淡黄色であつて、清酒様の透明なるものもあるが、多くは多少混濁である。一種の芳香を有し清酒より甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有する。原料は粳米・糯米及小麥麴である。

ロ、濁酒 粳米又は糯米・粗麴及水にて醗を仕込み、十日以内にて醗成せる白濁の酒にして酒精含量少く、酸の臭味共に強い。庶民級の飲料として需要極めて多い。

ハ、燒酎 粳米・高粱・雜穀・粗麴を原料とする、日本燒酎に比し麴子臭を有する蒸餾酒精含有量三十度内外を普通とする。

白酒は外觀香味共に濁酒・藥酒の中間に位するものであつて、酒精含有量は十一、二%である。過夏酒は味淋酒の甘味酒であつて酒精分三十度内外、夏期のみ飲料とするもの、酒精分十三、四%にして所謂高級飲料とするものがある。前者は麥麴子粉・麥芽粉及蒸煮糯米及燒酎を原料と

して醸造し、後者は蒸煮糯米及優良粉麴を原料とする。
 甘紅露は焼酎に蜂蜜を加へ、桂皮と生薑の少量にて香を付け、紅麴又は紅を以て着色せる淡紅色の
 甘味酒であつて、酒精分二十乃至三十%を含む。
 之等各種の在來酒は何れも其の製造極めて少規模であつたので、當局は技術の指導改善を爲すに同
 時に製造場の集約合同に力を致した結果、次第に大量生産に轉向しつゝある。

種別	昭和十二年		
	製造場數	製造石數	一場當製造石數
焼酎	一〇〇	五四、六六七	五九〇
藥酒	八四〇	一七四、九九	三〇八
濁酒	一、八五三	一、五二、八八二	八五四

五、金屬工業 朝鮮人は古來眞鍮製食器・金盃・火鉢・便器等を使用するので、之が製作に従事する者
 各處に多い。鐵器類は鍋、釜及農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て有名である。

近年機械類の製造を爲すものもあるが未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・筭・簪等の銀又は眞鍮
 製品は各所に製作せらるゝが、加工彫刻の見るべきものは少い。

六、雜工業 右の外雜工業は大體次の如くである。

イ、莞草筵及莞草スリツパ製造業 莞草は一種の三角藪で、京畿道・全羅南道及慶尙北道等に産す

る。此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮では古から使用されて居た。昭和十二年の産額百〇五萬
 枚、百二十五萬圓に及んだ。近時之を以て造れるバスケット等の新製品及び莞草芯を以て造つたス
 リツパ類も多量の輸出を見るに至つた。莞草筵の主産地は京畿道江華、全羅南道寶城・咸平・慶
 尙北道金泉・軍威等であつて、莞草スリツパの産地は慶尙北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北
 道の泰川郡である。

ロ、木竹工業 朝鮮の竹細工は概ね巧妙であつて、全羅南道潭陽・靈巖及羅州の竹器・竹梯・簾等最
 も名がある。木工品は櫃・箆筒・漆器等がある、就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は
 其の雅致推賞するに足るものがある。

ハ、硝子珠製造業 忠清北道烏致院附近の部落に盛である。製品は主に輸出向であつて更に阪神地方
 に送り加工せられる。

ニ、鹿子紋及刺繡加工業 何れも朝鮮に於ける低廉なる勞銀の利用を目的として興つたものであつ
 て、鹿の子紋は慶尙北道に、刺繡は慶尙南道密陽、慶尙北道大邱等に旺である。

ホ、吹製造業 穀類・肥料等の容器として鮮内に多額の需要あるのみならず、最近輸出せらるゝに
 至り今後益々有望な事業である。當局も農家の主要副業として之を奨励してゐる。昭和十二年の産
 額七千七百七十七萬枚、一千百十七萬圓に達した。

工場工業

一、製絲工業 養蠶の隆興に因り産額高次第に増加するに共に京城・大邱・平壤・全州・光州・咸興等を首め、各地に大規模の製絲工場設立せられた。昭和十二年工場數百三十一、製絲金額一千七百六萬圓に達したが製品多くは輸移出向品である。

二、綿絲紡績業 目下操業中のものには朝鮮紡績株式會社釜山工場(四萬鍾)、東洋紡績仁川工場(三萬二千鍾)及鍾淵紡績全南工場(三萬二千鍾)、京城紡績(二萬五千鍾)の外、永登浦に鍾淵紡績京城工場(四萬鍾)、東洋紡績京城工場(四萬五千鍾)があるが、之等は何れも織布工場を兼營するものである。

三、綿織物工業 朝鮮に需要せらるる綿織物は粗布・細布を始め各種を合せ年額約六千萬圓に達するが、未だ自給の域に達せず、其の四割は之を内地よりの移入に俟つてゐる。此の外一部の製品は滿洲方面へ輸出されつゝあつて斯業の將來は極めて有望である。尙昭和十二年の綿布生産高四千九百九十九萬圓中、工場生産高は四千七十八萬圓に達する。

主要なる工場は朝鮮紡績株式會社釜山工場(一千二百十臺)、東洋紡績仁川工場(一千二百九十二臺)、鍾淵紡績全南工場(一千四百四十臺)、京城紡績株式會社永登浦工場(八百九十六臺)、東洋棉花株式會社木浦工場(百三十八臺)及鍾淵紡績京城工場(一千五百二十五臺)、東洋紡績京城工場(一千四百四十臺)等であつて之等は殆んど粗布及細布類を生産する。

四、絹織物及人絹織物工業 朝鮮産絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所産であつて、工場製品を稱すべきは極めて小部分を占むるに過ぎぬが、人絹織物にありては最近需要急激に増加し、昭和十二年に於ける移入高九千四百五十二萬餘方碼、二千二十五萬餘圓に達した。

主なる工場は朝鮮織物安養工場・泰昌織物清涼里工場・朝鮮紡績釜山工場・釜山織物・木浦織物等である。尙人絹織物工業の發達と共に染色工業の勃興を見、前記朝鮮織物・泰昌織物・朝鮮紡績・釜山織物工場は孰れも染色設備を有し、此の外昌和工業(永登浦)京畿染織株式會社工場(永登浦)等の専門工場がある。

五、靴下製造業 近年朝鮮人間に於ける靴下の需要急激に増加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つゝある。現存工場は孰れも中小工場に屬し、平壤は其の中心地である。

最近靴下の對滿洲輸出益と増加を見、朝鮮に於ける斯業の前途は相當期待せられつゝある。

六、繰綿工場 棉花の増殖に伴ひ、繰綿工場各所に興つたが木浦は其の中心地である。昭和十二年繰綿生産高一萬四千噸、一千二百二十七萬圓に達する。

七、金屬製鍊工業

イ 製鐵工業 朝鮮には褐鐵礦・赤鐵礦・磁鐵礦等優良な製鐵原料が豊で、黃海道兼二浦に日本製鐵株

式會社兼二浦工場(三菱製鐵所工場の後身)あり、鉄鐵及鋼鐵の製造をしてゐる。

ロ 金製鍊業 産金事業の勃興に伴ひ、各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが、日本鑛業株式會社鎮南浦精鍊所・朝鮮鑛業開發株式會社鎮南製鍊所、朝鮮製鍊株式會社長項精鍊所等著名である。

ハ 輕金屬工業 朝鮮には全羅南道玉埋山附近の明礬石、咸鏡南道端川地方のマグネサイト等優秀な輕金屬鑛の鑛區が在り、最近之等を原料としてアルミニウム及金屬マグネシウムの製造を目的とする朝室アルミニウム工場及日本マグネシウム金屬會社の鎮南工場の建設を見、更に之等輕金屬工場の設立計畫中のものに朝鮮理研金屬株式會社其の他があり、朝鮮に於ける斯業に期待せらるゝ所が多い。

八、金屬製品並機械器具工業 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造、諸器械の修繕を營むに過ぎず、大規模の經營を爲す者甚だ少かつたが、交通開け諸種の産業發達し、船舶・車輛・工具・機械類等需要増加するに従ひ、鮮内にも之が製造工業勃興するに至つた。現在主なる工場は龍山工作株式會社永登浦工場・朝鮮商工株式會社平壤及鎮南浦工場・京城電氣株式會社工場・釜山田中造船所等である。更に最近著しき傾向としては産金其の他地下資源の開發に伴ひ、鑛山用機械製作工業の勃興を見るに至つたこと、其の主なる工場に朝鮮機械製作所・朝鮮製鋼所・朝鮮鑿岩機製作所等がある。

九、陶磁器工業 朝鮮には到る處優良な陶磁器原料を産し、且つ日用品・土木建築用品等の陶磁器製品

の需要が多いので、之等の製造工業は極めて有望なる將來を有する。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものであるが、日本硬質陶器株式會社釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向並に朝鮮人向の食器類を製造する。

一〇、硝子工業 硝子工業は未だ盛ならず、昭和十二年五百三十四萬圓の輸移入を見た。然し全羅南道・黃海道等の海岸には優良な硝子原料硅砂を多量に産するので、今後斯業の發達すべき餘地は少くない。

一一、セメント工業 道路・港灣・鐵道・建築等の事業勃興と共にセメントの需要は年々増加する状態に在るが、目下鮮内には朝鮮小野田セメント株式會社平壤(平南)、川内里(咸南)、古茂山(咸北)、朝鮮セメント株式會社海州工場及朝鮮淺野セメント株式會社鳳山工場があつて、鮮内の需要に應ずる外一部は輸移出を爲してゐる。朝鮮は到る處優良な石灰岩・粘土・石炭等を産出しセメント工業の適地多く斯業は今後益々有望である。

尙右の外目下朝鮮小野田セメントが江原道三陟に又鴨綠江水力發電會社が勝湖里に工場を建設中である。

一二、煉瓦工業 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を増し爲に有望なる工業である。現在都市附近に中小工場多く最近平壤及生氣嶺に耐火煉瓦・タイル類の製造を見るに至つた。

一三、石炭液化工業 朝鮮の褐炭は熱量乏しく貯藏中脆化する等其の儘燃料として不適であるが、低溫

乾餾に依りて多量のタールを溜出することに成功し、朝鮮窒素肥料株式会社は、昭和八年四月より咸鏡北道永安工場に於て低温乾餾事業を創めた。同工場は年二十萬瓩の石炭を處理し揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更に半成コークスを利用して發電及メタノールの合成等を行つてゐる。尙咸鏡北道阿吾地に石炭工業株式會社の石炭液化工場あり既に操業を開始し製品を市販しつゝある。

一四、石鹼製造業 朝鮮人生活の向上、産業の發達等に伴ひ石鹼の需要は逐年増加し、平壤・京城・釜山等に洗濯石鹼の製造を營む者多きを加へつゝある。最近朝鮮窒素肥料株式会社は自家過剩脂肪酸の消化策として大規模の石鹼工場を設立操業を爲してゐる。

一五、油脂製造業

イ、植物油製造業 朝鮮には荏胡麻・蓖麻子・棉實等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するに好地位を占め之等よりの採油事業は極めて有望である。目下大規模工場として日華製油株式會社の木浦工場(棉實油)、北鮮油脂株式會社(大豆油)等がある。

ロ、魚油製造業 朝鮮の東海岸は鱒の大漁場にして之を原料とする魚油肥の製造亦盛である。油の年産額約十萬瓩であつて、從來多く内地に移出せられたが、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至つた。

一六、硬化油製造業 魚油を原料とする硬化油製造業は朝鮮窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたが、同社は尙硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造してゐる。昭和

八年更に同一目的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、昭和九年六月より操業を開始した。尙朝鮮協同油脂株式會社も江原道三陟に於て昭和十三年秋より操業を開始した。

一七、護謨製造業 主としてゴム靴製造業であつて、大正八、九年以來急激に發達したものである。ゴム製品生産額は昭和十二年一千七百二十六萬圓に達する。

一八、製紙工業 新義州に王子製紙株式會社の工場あり、鴨綠江上流の木材(タウヒ・タウシラベ・テウセンハリモミ等)を原料として包装用紙を製造する。昭和十二年の産額一萬六千四百瓩、五百十五萬圓に達した。尙最近同社系の北鮮製紙株式會社が咸北吉州に工場を建設し昭和十一年十一月より人絹のバルブ製造を開始した。

尙曩に本府中央試験所に於て、從來殆ど廢棄同様に取扱はれた棉莖皮を原料として棉皮紙の製造方法を發明したが、目下之が特許權使用の許諾を受けた棉皮製紙事業計畫發起人に於て製紙會社の設立を進めてゐる。

一九、硫酸アンモニヤ製造業 朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る二十萬キロワットの電力を利用し、硫酸年産四十五萬瓩、硫酸安十萬瓩の製造能力を有し、鮮内の需要を充すのみならず内外に輸出してゐる。此の外兼二浦の日本製鐵株式會社工場に於ても副産物として年五千瓩を生産してゐる。

二〇、製革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し、且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件

を有するが、現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場であつて皮革類及軍需品等の皮革製品を製造する。此の他稍小なるものに大田皮革株式會社がある。

二一、醸造業

イ 和酒醸造業 内地人の増加に依り清酒の需要増加するに従ひ各地に清酒醸造業起つたが、殊に京城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者尠からず、且内地品に劣らざる優良酒を醸造し内地移入品を防遏しつゝある。朝鮮米は醸造米として好適であり、其の他氣候、水質等醸造に適する所が多いから朝鮮の酒造業は前途極めて有望である。

ロ 燒酎醸造業 朝鮮の燒酎需要高は昭和十二年二千七百萬圓、殆んご鮮内に於て生産せられる。工場は概ね中小規模のものだが、糖蜜を主原料とし新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在する。

ハ 麥酒醸造業 朝鮮に於ては昭和十二年七百二十三萬餘圓の麥酒の需要がある。従來は凡て之を輸入に俟つたが、昭和八年永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられ目下其の製品を市場に出してゐる。兩者共年額約二萬石餘の生産能力を有するので、朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず尙他に輪移出し得るに至り現に滿洲方面に輸出してゐる。昭和十二年の産額七千餘石六百九十五萬圓である。

ニ 葡萄酒醸造業 朝鮮の風土は葡萄の栽培に適し、葡萄酒の醸造に有望である。現在は慶尙北道浦項の三輪農場が稍大規模に葡萄酒を醸造して居り、此の他釜山・京城等にも小工場がある。

ホ 醬油・味噌醸造業 内地人の増加と共に隆盛に赴き、殆んご移入品を防遏せんとするのみならず、最近滿洲國に對する賣出増加し、其の前途甚だ有望である。京城・仁川・釜山・平壤・大田等には内地品に劣らざる良質の醬油を産する。

二三、製粉工業 朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず、近くに滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を具へて居る。現存工場の主なるものは豊國製粉株式會社(京城及仁川)・日本製粉株式會社の鎮南浦工場及同社沙里院工場・朝鮮製粉株式會社(永登浦)工場及朝鮮製粉株式會社鎮南浦工場である。

二四、澱粉製造業 朝鮮に於ける澱粉工場としては日本穀産工業株式會社平壤工場が主なるものである。同社は米國系の資本金七百五十萬圓全額拂込の大會社であつて玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄糖並に油及餌量等を製造する。油は殆んご内地を経て米國に輸出せられ、其の他は概ね内地に移出せられる。

二四、精糖工業 朝鮮には從來砂糖の生産がなかつたが、試験の結果、平安南道及黃海道地方の甜菜栽培に適せるを認めたので、大正六年朝鮮精糖株式會社の成立を見、次で同社は大日本製糖株式會社と合併し、大正九年平壤に製糖工場を設け、平安南道・黃海道に互りて甜菜を栽培し、之を原料として製糖を行ふと同時に、布哇・臺灣等より粗糖を輪移入して精糖を行ひ來つたが、昭和六年度より甜菜の栽培を中止し、従つて甜菜糖の製造を止め専ら粗糖の精製のみを行つて居る。昭和十二年産額精糖